

平成 3 0 年
監査結果に基づき知事等が講じた措置
(第 2 回)

東 京 都 監 査 委 員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成29年定例監査、平成29年財政援助団体等監査、平成29年行政監査（システム投資の有効性について、企画提案方式等による契約及び業務委託契約について）、平成29年度各会計歳入歳出決算審査、平成29年度公営企業各会計決算審査及び平成30年定例監査の結果に基づき講じた措置について、東京都知事等関係機関から通知があったので、次のとおり公表する。

平成30年12月4日

東京都監査委員	清水 やすこ
同	神林 茂
同	友渕 宗治
同	岩田 喜美枝
同	松本 正一郎

目 次

第1 措置の概要	1
第2 通知の内容	
措置通知一覧	9
平成29年定例監査	19
平成29年財政援助団体等監査	22
平成29年行政監査（システム投資の有効性について）	39
平成29年行政監査（企画提案方式等による契約及び業務委託契約について）	41
平成29年度各会計歳入歳出決算審査	43
平成29年度公営企業各会計決算審査	46
平成30年定例監査	47

第1 措置の概要

東京都の監査委員は、各種監査で指摘又は意見・要望した事項について、監査後、指摘等を受けた知事等関係機関がどのような措置を行っているか報告を求め、年2回、講じた措置内容の通知を受けている。

平成30年第2回の措置状況は、表1のとおりである。

今回は、措置対象526件のうち、116件（指摘：111件、意見・要望：5件）が改善され、前回までに措置済みとなっている358件と合わせて、474件（90.1%）が措置済みとなった。残る52件については、執行部局において改善の取組途上又は改善策を検討中である。

また、今回措置済みとなった案件の措置区分別件数は、表2のとおりである。

事務処理等の改善など、是正・改善措置59件、要綱等の制定・改正など、再発防止の取組150件、合計209件の改善措置が講じられた。

改善措置としては、次のようなものがある。

- ・災害用備蓄物品の補充や台帳整備を行うなど、事務処理等の見直し
- ・施設の利用申込方法を複数提供するなど、都民サービスの向上
- ・複数の随意契約をまとめて競争入札を実施するなど、契約・仕様等の見直し
- ・バリアフリー情報を適切に提供できる仕組みの導入など、体制の構築

当報告書に記載されている事例を参考に、全庁共通して発生し得る課題や、繰り返し起こり得る問題点について、局横断的に再発防止策が講じられることを期待する。

また、知事等関係機関が講じた措置内容を公表することにより、都政に対する都民の理解が深められる一助となれば幸いである。

(表1) 措置状況

(単位：件、%)

合 計		結果内訳	措置対象 A	措置済 B	今回通知 C	改善率 (B+C)/A×100	改善中 A-(B+C)
		指 摘	474	320	111	90.9	43
		意見・要望	52	38	5	82.7	9
		計	526	358	116	90.1	52

(単位：件、%)

年	監査種別	監査実施 期 間	結果内訳	措置対象 A	措置済 B	今回通知 C	改善率 (B+C)/A×100	改善中 A-(B+C)
24	行政監査 (土地及び建物の運用・ 管理について)	平成 24.9.18 ～ 平成 25.1.31	指 摘	16	15	—	93.8	1
			意見・要望	—	—	—	—	—
			計	16	15	—	93.8	1
27	行政監査 (庁舎及び都民利用施設 における都民サービス について)	平成 27.9.25 ～ 平成 28.2.4	指 摘	24	23	—	95.8	1
			意見・要望	11	10	—	90.9	1
			計	35	33	—	94.3	2
28	財政援助団体等監査	平成 28.9.1 ～ 平成 29.1.26	指 摘	83	82	—	98.8	1
			意見・要望	5	5	—	100	0
			計	88	87	—	98.9	1
	行政監査 (財務に関する事務の 内部統制について)	平成 28.9.1 ～ 平成 29.1.26	指 摘	—	—	—	—	—
			意見・要望	7	6	—	85.7	1
			計	7	6	—	85.7	1
29	定例監査 (平成 28 年度執行分)	平成 29.1.10 ～ 平成 29.8.31	指 摘	143	138	4	99.3	1
			意見・要望	10	10	—	100	0
			計	153	148	4	99.3	1
	財政援助団体等監査	平成 29.9.6 ～ 平成 30.1.25	指 摘	52	36	15	98.1	1
			意見・要望	9	2	3	55.6	4
			計	61	38	18	91.8	5
	行政監査 (システム投資の有効性 について)	平成 29.10.11 ～ 平成 29.11.10	指 摘	3	—	3	100	0
			意見・要望	1	—	—	0	1
			計	4	—	3	75	1
	行政監査 (企画提案方式等による 契約及び業務委託契約 について)	平成 29.9.28 ～ 平成 29.11.6	指 摘	29	26	2	96.6	1
			意見・要望	5	5	—	100	0
			計	34	31	2	97.1	1
	各会計歳入歳出 決算審査 (注1)	平成 30.7.12 ～ 平成 30.8.30	指 摘	11	—	10	90.9	1
			意見・要望	—	—	—	—	—
			計	11	—	10	90.9	1
公営企業各会計 決算審査 (注1)	平成 30.6.1 ～ 平成 30.8.30	指 摘	2	—	1	50	1	
		意見・要望	—	—	—	—	—	
		計	2	—	1	50	1	
30	定例監査 (注2) (平成 29 年度執行分)	平成 30.1.10 ～ 平成 30.8.30	指 摘	111	—	76	68.5	35
			意見・要望	4	—	2	50	2
			計	115	—	78	67.8	37

(注1) 各会計歳入歳出決算審査及び公営企業各会計決算審査については年度

(注2) 平成30年定例監査全庁重点監査事項：「都民・利用者ニーズに応える施設の管理・運営」

(表2) 監査種別ごとの措置区分別件数

(単位：件)

措置区分		監査種別	29年					30年	計	
			定例	財援	行政 (システム)	行政 (企画提案)	各会計 歳入歳出 決算審査	公営企業 各会計 決算審査		定例
1 是正・改善措置	ア 返還・戻入等		—	—	—	—	—	—	9	9
			—	—	—	—	—	—	9	9
	イ 財産・物品 管理		—	2	—	—	1	—	3	6
			—	2	—	—	1	—	4	7
	ウ 会計処理		—	1	—	—	8	1	—	10
			—	1	—	—	8	1	—	10
	エ 事務処理等		4	6	—	—	—	—	14	24
			4	10	—	—	—	—	19	33
小計		4	9	—	—	9	1	26	49	
		4	13	—	—	9	1	32	59	
2 再発防止の取組	ア 要綱等の 制定・改正		—	1	—	1	—	—	2	4
			—	3	—	1	—	—	2	6
	イ 契約・仕様等 の見直し		—	4	—	—	—	—	16	20
			2	6	—	—	—	—	20	28
	ウ ルール・体制 の構築		—	4	3	—	1	—	12	20
			1	8	3	—	4	—	22	38
	エ 研修等の実施		—	—	—	1	—	—	22	23
			2	8	—	2	9	1	56	78
小計		—	9	3	2	1	—	52	67	
		5	25	3	3	13	1	100	150	
合計		4	18	3	2	10	1	78	116	
		9	38	3	3	22	2	132	209	

(注1) 各会計歳入歳出決算審査及び公営企業各会計決算審査については年度

(注2) 措置区分の具体的事項は、別注のとおり

(注3) 上段(網掛あり)：措置区分のうち主なものを1つ選定した場合の数値

下段(網掛なし)：措置区分が複数含まれるものを全て選定した場合の数値

(別注) 措置区分の具体的事項

措置区分	主な事項
1 是正・改善措置	
ア 返還・戻入等	過大交付した補助金、過大支出した契約代金等が返還されたもの 過大な契約代金を契約変更により減額したもの 都税、使用料等の債権を追加徴収したもの
イ 財産・物品管理	土地・建物、物品等の管理状況を改善したもの 土地・建物、物品等の占用・使用許可手続を是正したもの 工作物、設備、物品等を修理・交換したもの
ウ 会計処理	決算関係書類の計数を修正したもの 財産に関する調書への登載誤りを修正したもの 調定登録されていなかった歳入を適正に処理したもの 科目又は年度を誤って歳出処理したものを是正したもの
エ 事務処理等	法令等に基づいた事務手続に是正したもの 契約中の工事、事業内容等を是正したもの マニュアル等に基づいた債権管理を行うよう是正したもの 基準等に基づき、ホームページの改修を行ったもの 事務処理等をより効果的・効率的な内容に改善したもの
2 再発防止の取組	
ア 要綱等の制定 ・改正	要綱、指針、基準等を新たに制定したもの 要綱、指針、基準等を現状に即した内容に改正したもの
イ 契約・仕様等 の見直し	関連又は類似の契約に係る工事、事業内容等を是正したもの 特記仕様書等への記載事項を見直したもの 報告書等の様式を改めたもの
ウ ルール・体制 の構築	事務処理ルール、マニュアル等を改善又は新たに構築したもの 委員会、PT等を新たに設置したもの 情報共有・チェック機能を強化したもの
エ 研修等の実施	関係職員に対し研修を実施したもの 関係職員を既存の研修に参加させたもの 会議、通知等により監査結果を周知し、再発防止を注意喚起したもの

1 主な措置事例

【重点監査事項に係るもの】

- 総合医療療育施設における災害時等の避難経路を適切に整備したもの

P. 65 福祉保健局 No. 70 (平成30年定例監査)

指摘の概要

北療育医療センターでは、非常口について、館内に掲示された案内図等と実際の現場が整合していない状況や、避難経路上の戸・門扉等について、鍵等がないと外に出られない状況が認められた。

このような状況では、非常時の安全性確保に問題があるため、避難経路について必要な是正措置を求めた。

措置の概要

センターは、案内図の修正等により、実際の現場状況との不整合を是正するとともに、消防計画上の避難経路を改正し、平成30年8月24日に消防署に届出をした。

また、平成30年10月18日に、避難経路上の戸・門扉等を改修し、非常時に鍵等を用いずに屋内から解錠できる非常錠を設置した。

【全庁横断的な波及効果の高いもの】

- 補助金交付が適正に行われるよう、実績報告書の様式を見直したもの

P. 61 都市整備局 No. 63 (平成30年定例監査)

指摘の概要

住宅政策推進部は、「東京都相続空家等の利活用円滑化モデル事業」を実施しており、事業者から相談事例報告書の提出を受け、補助区分に応じて補助金を交付している。

ところが、報告書の記述のみでは、適用される補助区分が明確に判断できない事例が認められた。

補助区分の適用に当たって重要な情報が報告書に明記されなければ、補助金交付が正しく行われないおそれがあるため、報告書に係る様式の見直しを求めた。

措置の概要

部は、平成30年6月1日付けで、補助金の交付に当たって重要となる、現地確認・調査の有無を記載する欄を独立させるなど、報告書の様式を改正した。

○ 契約の検査が適切に行われるよう、チェック機能を充実させたもの

P. 79 交通局 No. 94 (平成30年定例監査)

指摘の概要

車両電気部は、都営地下鉄構内及び荒川線工事保安業務委託契約を締結しており、作業指示書の作成・交付、作業承諾書及び完了報告書の確認を、各電気管理所が行うこととしている。

しかしながら、作業指示書、作業承諾書と完了報告書とが相違しているにもかかわらず、検査合格としている事例が認められた。

これは、部が定めた仕様書において、作業指示書交付後に数量等の変更があった場合の書面での手続・記録が定められていないことによるものであるため、仕様書の改訂及び所に対する適切な指導を求めた。

措置の概要

部は、作業指示書交付後の数量等変更について、指示事項の確認及び記録を書面で残すために、変更等記録簿を作成した。また、数量等変更があった案件を記載する実績確認書を作成し、作業承諾書及び完了報告書の確認ができるようにした。

【都民サービスの改善に直結するもの】

○ 災害用備蓄物品の管理及びトリアージ訓練を適切に行ったもの

P. 31 公益社団法人東京都医師会 No. 15
(平成29年財政援助団体等監査)

指摘の概要

東京都医師会が指定管理者として管理運営する東京都リハビリテーション病院の災害用倉庫内の備蓄物品を確認したところ、使用期限が経過しているものや使用できない状態のものがあつた。また、台帳上の医薬品が既に廃棄されているものや、診療材料が台帳と異なる場所に保管されているといった、不適切な状況が認められた。

さらに、事業実施計画で定められたトリアージ(注)訓練が未実施であつた。

そこで、備蓄物品の補充及びトリアージ訓練を適切に行うよう求めた。

(注) 負傷者を重症度、緊急度などによって分類し、治療や搬送の優先順位を決め、救助、応急処置、搬送、病院での治療を行うもの

措置の概要

東京都医師会は、備蓄物品の現品確認・台帳整備を行い、使用期限が経過したものや使用できないものなどについては、平成30年9月7日までに購入し補充した。

また、トリアージ訓練については、平成30年2月23日に実施した。

○ 施設利用申込方法を複数提供するなど、都民の利便性を向上させたもの

P. 53 生活文化局 No. 52 (平成30年定例監査)

指摘の概要

消費生活総合センターでは、ホームページ等に貸出施設の利用申込方法を明示していない事例や、貸出しの可否を誤って記載している事例が認められた。

また、センターが実施する講座の申込方法には、往復はがき、ファクシミリ、電子申請があるが、一部講座は、往復はがきに限定していることが認められた。

そこで、施設利用者の利便性が向上するよう施設の運営及び管理の改善を求めた。

措置の概要

センターは、ホームページ上に貸出施設の利用案内ページを新設し、施設概要、利用方法等を掲載するとともに、貸出しの可否に関する誤りを修正した。

申込方法が限定されていた一部講座については、平成30年度から、ファクシミリ及び電子申請による受付を追加し、利用者の利便性向上を図った。

○ バリアフリー情報等を適切に提供するよう改めたもの

P. 78 交通局 No. 92 (平成30年定例監査)

指摘の概要

総務部は、局ホームページのほか、「都営地下鉄バリアフリーガイド2018」を作成し、電車部と連携を図り、都営地下鉄のバリアフリー情報等を掲載している。

しかしながら、だれでもトイレがオストメイト対応である旨の表示が局ホームページ及び当該ガイドに掲載されていない事例や、当該ガイドが在庫切れで希望者に配付できない状況が認められたため、バリアフリー情報等の提供を適切に行うよう求めた。

措置の概要

総務部は、平成30年6月4日、局ホームページを修正するとともに、この修正データを翌年版のバリアフリーガイドに使用することとした。

また、平成30年8月、電車部は、総務部から在庫確認の徹底を求める通知を受け、各駅務区への配付数量の見直しを行うため、在庫調査を実施した。

電車部は、配付後の不足数については駅務区内で調整することを徹底した。

【収入の増加・経費の節減につながるもの】

○ 同種の契約をまとめることにより経費節減及び事務軽減を図ったもの

P. 59・69 オリンピック・パラリンピック準備局・産業労働局
No. 61・75 (平成30年定例監査)

指摘の概要

オリンピック・パラリンピック準備局スポーツ推進部はコピー機に係る消耗品の購入契約につき、産業労働局城東職業能力開発センター江戸川校は清掃委託契約につき、それぞれ、同一年度内で同じような内容の随意契約を複数回締結していることが認められた。

これらは、年間契約として1本の契約にまとめれば、競争契約による経済効果が期待できるとともに、事務手続が軽減できるため、契約方法の見直しを求めた。

措置の概要

スポーツ推進部は、平成30年度分から、年間使用見込分を一括して見積競争により購入することとした。

城東職業能力開発センター江戸川校は、平成30年度分から、複数案件をまとめて契約するよう仕様書の内容を見直し、競争入札に改めた。

○ 課ごとではなく所単位で契約を1本化し、経費節減及び事務軽減を図ったもの

P. 82 水道局 No. 99 (平成30年定例監査)

指摘の概要

建設部は、所管の東部建設事務所及び西部建設事務所の調査委託単価契約について、契約事務手続を行っている。

ところで、この契約状況を見たところ、各建設事務所の単価契約について、同じ内容の契約を各事務所の課単位に分けて行っていた結果、契約単価に差が生じ、一方が割高となっていた。

そこで、事務所ごとの予定数量の確認を行い、契約を1本にまとめるなど、経済性に配慮した契約事務を行うよう求めた。

措置の概要

部は、平成30年3月、平成30年度の両建設事務所の契約について、予定数量の確認を行い、事務所ごとにまとめて契約を行った。

また、平成30年4月、今後の当該単価契約についても、事務の効率化が図れるよう、建設事務所ごとにまとめて契約を行うこととし、同年7月10日、意見交換会において両建設事務所へ周知した。

第2 通知の内容

監査結果に基づき、今回、知事等から受けた措置通知の一覧は表3（監査種別）及び表4（指摘区分別）のとおりであり、表3及び表4の頁欄記載のページに、監査結果の要約及び講じた措置の概要を掲載している。

なお、表3、表4及び個別の概要にある「措置区分」は、4ページ別注の番号記号に対応しており、措置区分のうち主なものには◎を、その他、該当するものには○を付けている。

また、措置区分が2（再発防止の取組）にのみ該当するものについては、指摘事項、意見・要望事項に係る契約等は既に終了しているため、今後、同一若しくは類似の事業、工事等を実施する際の再発防止策を講じたものである。

（表3）措置通知一覧（監査種別）

番号	対象局（団体）	事項	措置区分								頁
			1				2				
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	
平成29年定例監査											
【指摘事項】											
1	生活文化局	東京ボランティア・市民活動センター事業補助金の効果検証を適切に行うべきもの				◎		○			19
2	生活文化局	出えん契約を見直し、適切に運営すべきもの				◎		○			20
3	福祉保健局	貸付決定時の審査を適切に行うべきもの				◎			○	○	20
4	教育庁	現金出納簿を適正に作成すべきもの				◎				○	21
平成29年財政援助団体等監査											
【指摘事項】											
5	福祉保健局（公益財団法人東京都医学総合研究所）	概算払の契約における諸経費について契約書に適切に定めるべきもの						◎			22
6	福祉保健局（公益財団法人東京都医学総合研究所）	研究所敷地の財産管理について取決めを行うべきもの	◎							○	23
7	福祉保健局（公益社団法人東京都医師会）	建物管理委託契約を適正に行うとともに、実施要領等を守るよう受託者を指導すべきもの				◎		○		○	24
8	福祉保健局（公益社団法人東京都医師会）	適正な契約事務処理を行うべきもの				◎				○	25
9	福祉保健局（公益社団法人東京都医師会）	入院患者に係る個人情報の安全管理について実効性を確保すべきもの				◎			○	○	25
10	福祉保健局（公益社団法人東京都医師会）	外部記憶媒体の情報消去及び返却を適切に管理すべきもの					○		◎	○	26
11	福祉保健局（公益社団法人東京都医師会）	遺失物の管理を適正に行うべきもの					○	◎			27
12	福祉保健局（公益社団法人東京都医師会）	現金書留の取扱いについて、マニュアル等を作成し、適切に行うべきもの					○		◎		28
13	福祉保健局（公益社団法人東京都医師会）	指定管理料の算定根拠を明確にすべきもの							◎		29
14	福祉保健局（公益社団法人東京都医師会）	供用物品に係る手続及び管理を適切に行うべきもの	◎		○				○	○	30
15	福祉保健局（公益社団法人東京都医師会）	災害時の医療救護活動を円滑に行うよう、備蓄物品の補充及び訓練を適切に行うべきもの				◎				○	31
16	福祉保健局（公益社団法人東京都医師会）	経理を明確に区分すべきもの							◎	○	32
17	港湾局（株式会社ゆりかもめ）	局の負担すべき金額が確認できないもの							◎	○	33
18	下水道局（東京都下水道サービス株式会社）	受託事業に係る効率性・透明性を確保すべきもの				◎		○	○		34
19	下水道局（東京下水道エネルギー株式会社）	賞与引当金を計上すべきもの			◎			○			34

番号	対象局（団体）	事項	措置区分								頁
			1				2				
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	
【意見・要望事項】											
20	福祉保健局（公益社団法人東京都医師会）	運営状況の評価について						◎			35
21	港湾局（株式会社東京臨海ホールディングス）	グループ経営について				◎			○		36
22	港湾局（株式会社東京臨海ホールディングス）	効率的・効果的なグループ経営に向けた指導・監督について						◎			38
平成29年行政監査（システム投資の有効性について）											
【指摘事項】											
23	総務局	手引の記載を見直すとともに、全庁的なシステムの整備方針に適合しているか判断した結果を評価書に明記すべきもの						◎			39
24	総務局	改善に向けた検討等を求める事項の取扱いについて定めるべきもの						◎			39
25	総務局	予算調整及び契約協議において、具体的に確認する事項を明文化すべきもの						◎			40
平成29年行政監査（企画提案方式等による契約及び業務委託契約について）											
【指摘事項】											
26	産業労働局	企画提案方式による委託訓練について実施可否の判断及び経費の設定を適切に行うべきもの						◎		○	41
27	福祉保健局	各局独自の業務に係る委託の費用負担区分を明確にし、契約変更を適切に行うべきもの								◎	42
平成29年度各会計歳入歳出決算審査											
【指摘事項】											
28	総務局	債権について			◎				○		43
29	財務局	会計処理について			◎					○	43
30	都市整備局	会計処理について						◎	○		43
31	都市整備局	債権について			◎				○	○	44
32	福祉保健局	公有財産について<建物>			◎					○	44
33	福祉保健局	物品について			◎					○	44
34	産業労働局	公有財産について<無体財産権>			◎					○	45
35	産業労働局	公有財産について<出資による権利>			◎					○	45
36	建設局	公有財産について<動産>			◎				○	○	45
37	東京消防庁	物品について			◎					○	45
平成29年度公営企業各会計決算審査											
【指摘事項】											
38	交通局	会計間の費用の分担を適正に行うべきもの			◎					○	46
平成30年定例監査											
【指摘事項】											
39	総務局	防災訓練アドバイザーの契約を適正かつ効果的に行うべきもの							◎		47
40	総務局	リース契約の契約目途額について適正な積算を行うべきもの							◎		47
41	主税局	複数の筆の土地を一画地として認定すべきもの	◎							○	48

番号	対象局（団体）	事項	措置区分								頁	
			1				2					
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ		
42	主税局	複数の筆の土地を一画地として認定すべきでないもの	◎								○	48
43	主税局	土地の用途の認定を適正に行うべきもの	◎								○	48
44	主税局	小規模住宅用地及び非住宅用地と認定する面積の計算を適正に行うべきもの	◎								○	49
45	主税局	特別区外の償却資産について賦課徴収した固定資産税を還付すべきもの	◎								○	49
46	主税局	固定資産税（償却資産）の課税を適正に行うべきもの	◎								○	49
47	主税局	高額滞納者に対する事後調査を適切に行うべきもの									◎	50
48	主税局	申請による換価の猶予の適否を速やかに判断すべきもの									◎	50
49	主税局	文書管理を適正に行うべきもの				◎					○	51
50	生活文化局	保守点検業務委託契約に係る履行確認を適正に行うべきもの							◎			52
51	生活文化局	委託契約に係る業務内容を適切に仕様書に定めるべきもの				◎		○				53
52	生活文化局	施設利用者の利便に供するよう改善すべきもの				◎		○				53
53	生活文化局	施設利用者の利便に供するようサインの改善に適切に取り組むべきもの				◎		○				54
54	生活文化局	緊急時の安全かつ円滑な避難誘導等を担保できるよう安全対策を講じるべきもの				◎					○	54
55	生活文化局	積算を適切に行うとともに、履行確認を適正に行うべきもの							◎			55
56	生活文化局	精算を速やかに行うよう指導すべきもの				○					◎	55
57	生活文化局	仕様書を適切に作成するとともに、仕様書に定めた書類を適時に提出するよう指導すべきもの							◎			56
58	生活文化局	適正なリース料率及び保守料率を適用し積算すべきもの									◎	56
59	生活文化局	リース契約に係る積算を適正に行うべきもの							◎	○		57
60	生活文化局	図書資料室の選書の過程を記録するなど選書の考え方を明確にすべきもの				◎					○	58
61	オリンピック・パラリンピック準備局	コピー機に係る消耗品を効率的かつ経済的に購入すべきもの							◎		○	59
62	オリンピック・パラリンピック準備局	不用となった物品を適切に処理すべきもの								○	◎	60
63	都市整備局	補助金の実績報告に係る様式を見直すべきもの							◎			61
64	都市整備局	使用料の徴収事務を適正に行うべきもの							○		◎	61
65	都市整備局	都営住宅の一時使用に係る収入未済の債権管理を適切に行うべきもの				◎			○			62
66	環境局	業務委託に係る事務処理及び進行管理を適切に行うべきもの									◎	63
67	環境局	個人情報取扱業務において再委託に関する措置を契約書等に明記すべきもの									◎	64
68	福祉保健局	印刷物の仕様書を適切に定めるべきもの							◎		○	64
69	福祉保健局	契約の履行確認を適切に行うべきもの									◎	64
70	福祉保健局	災害時等の避難経路に必要な是正措置を行うべきもの				◎			○			65
71	福祉保健局	契約の仕様を適切に定めるべきもの									◎	66
72	福祉保健局	保護具の管理を適正に行うべきもの		◎					○	○		67
73	病院経営本部	ホームページの内容の確認を行い、必要な更新・修正を継続的に行うべきもの				○			◎			68
74	産業労働局	自家用電気工作物定期点検保守委託の履行確認を適正に行うべきもの								○	◎	69

番号	対象局（団体）	事項	措置区分								頁
			1				2				
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	
75	産業労働局	庁舎内の排水設備等の清掃委託に係る契約方法を見直すべきもの						◎		○	69
76	産業労働局	使用料の徴収事務を適正に行うべきもの								◎	70
77	産業労働局	使用料の徴収事務を適切に行うべきもの						◎			70
78	産業労働局	遅延違約金の算出を適正に行うべきもの	◎							○	71
79	中央卸売市場	施設使用料の徴収を適正に行うべきもの	◎						○	○	71
80	中央卸売市場	市場施設の使用許可手続を適正に求めるべきもの				◎			○	○	71
81	中央卸売市場	台帳の点検や台帳に基づく現況確認を行うよう各場を指導すべきもの							◎	○	72
82	建設局	占用料等の徴収に伴う調定額の登録を遅滞なく行うべきもの				○			◎		72
83	建設局	「立ちのき補償契約」の補償額の算定を適切に行うべきもの								◎	73
84	建設局	土地の管理及び造成等委託を適切に行うべきもの							◎		73
85	建設局	事業地管理工事契約の積算の確認及び指示記録簿の作成を適正に行うべきもの							◎	○	74
86	建設局	記念品の選定及び配布を適切に行うべきもの								◎	74
87	港湾局	東京港国際埠頭施設等の警備に係る指示及び記録を適切に行うべきもの				◎				○	75
88	港湾局	証明用電気計器の設置を適正に行うべきもの		◎						○	75
89	港湾局	複数単価契約の相手方の決定方法を改めるべきもの							◎	○	76
90	港湾局	調査委託契約の変更手続を適正に行うべきもの								◎	76
91	東京消防庁	実験委託に係る契約変更手続を適正に行うべきもの								◎	77
92	交通局	バリアフリー情報等の提供を適切に行うべきもの				○			◎	○	78
93	交通局	駅舎の照明設備点検清掃委託を適切に行うべきもの							◎	○	79
94	交通局	都営地下鉄構内及び荒川線工事保安業務委託を適切に行うべきもの							◎	○	79
95	交通局	都営地下鉄駅立体図の変更委託の進行管理を適正に行うべきもの							◎		80
96	交通局	車両検修場施設保守管理業務委託における履行確認を適切に行うべきもの							○	◎	81
97	水道局	債権管理に係る事務処理を適切に行うべきもの								◎	82
98	水道局	履行確認及び契約変更の手続を適正に行うべきもの								◎	82
99	水道局	経済性に配慮した契約事務を行うべきもの							◎	○	82
100	水道局	個人情報を含む帳票類の廃棄手続に係る契約仕様書等の見直しを行うべきもの				○			◎		83
101	下水道局（東京都下水道サービス株式会社）	下水道施設の保全管理業務委託等に係る履行確認を適切に行うべきもの							◎	○	83
102	下水道局	成城排水調整所の運転操作に係る報告を適切に行わせるべきもの							◎		84
103	下水道局	水再生センター開口部カバー部分の通常点検においてカバー開放の有無の記録及び報告を求めるべきもの							◎	○	84
104	下水道局	保護具の管理を適正に行うべきもの		○					◎		85
105	下水道局（東京都下水道サービス株式会社）	緊急通報連絡表の作成を適切に行うべきもの							◎	○	86
106	下水道局	管きよ改良工事契約の変更手続を適正に行うべきもの								◎	87
107	下水道局	企画コンペティションの実施に当たって重要な条件を明示すべきもの								◎	87

番号	対象局（団体）	事項	措置区分								頁	
			1				2					
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ		
108	教育庁	設備点検結果の速やかな対応に向けた支援を適切に行うべきもの		◎							○	88
109	教育庁	調定を適切に行うべきもの	◎								○	89
110	教育庁	契約の事務手続を適切に行うべきもの				◎					○	89
111	教育庁	シンポジウム運営委託における個人情報保護の取扱いを適切に行うべきもの				◎		○				90
112	教育庁	給食調理業務委託契約の履行確認を適切に行うべきもの				◎			○			90
113	教育庁	親子情報モラル業務委託契約の履行確認及び検査を適切に行うべきもの				◎					○	91
114	警視庁	個人情報を取り扱う事務委託に関する事務処理を適正に行うべきもの						◎			○	91
【意見・要望事項】												
115	福祉保健局	防災訓練の事後検証について									◎	92
116	交通局	お忘れものセンター運営業務の電話応対に対するサービスレベルの設定について							◎			92

(表4) 措置通知一覧 (指摘区分別)

番号	対象局 (団体)	監査種別	事項	措置区分								頁				
				1				2								
				アイウエ	アイウエ	アイウエ	アイウエ	アイウエ	アイウエ	アイウエ	アイウエ					
【会計処理 (歳入・収入)】																
29	財務局	29決算	会計処理について				◎					○	43			
30	都市整備局	29決算	会計処理について									◎	○	43		
64	都市整備局	30定例	使用料の徴収事務を適正に行うべきもの									○	◎	61		
76	産業労働局	30定例	使用料の徴収事務を適正に行うべきもの										◎	70		
77	産業労働局	30定例	使用料の徴収事務を適切に行うべきもの										◎	70		
79	中央卸売市場	30定例	施設使用料の徴収を適正に行うべきもの	◎									○	○	71	
82	建設局	30定例	占用料等の徴収に伴う調定額の登録を遅滞なく行うべきもの									○		◎	72	
109	教育庁	30定例	調定を適切に行うべきもの	◎										○	89	
【債権管理】																
65	都市整備局	30定例	都営住宅の一時使用に係る収入未済の債権管理を適切に行うべきもの									◎		○	62	
97	水道局	30定例	債権管理に係る事務処理を適切に行うべきもの											◎	82	
【都税】																
41	主税局	30定例	複数の筆の土地を一画地として認定すべきもの	◎										○	48	
42	主税局	30定例	複数の筆の土地を一画地として認定すべきでないもの	◎										○	48	
43	主税局	30定例	土地の用途の認定を適正に行うべきもの	◎										○	48	
44	主税局	30定例	小規模住宅用地及び非住宅用地と認定する面積の計算を適正に行うべきもの	◎										○	49	
45	主税局	30定例	特別区外の償却資産について賦課徴収した固定資産税を還付すべきもの	◎										○	49	
46	主税局	30定例	固定資産税 (償却資産) の課税を適正に行うべきもの	◎										○	49	
47	主税局	30定例	高額滞納者に対する事後調査を適切に行うべきもの											◎	50	
48	主税局	30定例	申請による換価の猶予の適否を速やかに判断すべきもの											◎	50	
【歳入 (その他)】																
3	福祉保健局	29定例	貸付決定時の審査を適切に行うべきもの									◎		○	○	20
【契約 (仕様・積算)】																
5	福祉保健局 (公益財団法人東京都医学総合研究所)	29財援	概算払の契約における諸経費について契約書に適切に定めるべきもの										◎			22
40	総務局	30定例	リース契約の契約目途額について適正な積算を行うべきもの											◎	47	
51	生活文化局	30定例	委託契約に係る業務内容を適切に仕様書に定めるべきもの									◎		○	53	
55	生活文化局	30定例	積算を適切に行うとともに、履行確認を適正に行うべきもの										◎		55	
57	生活文化局	30定例	仕様書を適切に作成するとともに、仕様書に定めた書類を適時に提出するよう指導すべきもの										◎		56	
58	生活文化局	30定例	適正なリース料率及び保守料率を適用し積算すべきもの											◎	56	
59	生活文化局	30定例	リース契約に係る積算を適正に行うべきもの										◎	○	57	

番号	対象局（団体）	監査種別	事項	措置区分								頁
				1				2				
				ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	
68	福祉保健局	30定例	印刷物の仕様書を適切に定めるべきもの						◎		○	64
85	建設局	30定例	事業地管理工事契約の積算の確認及び指示記録簿の作成を適正に行うべきもの							◎	○	74
【契約（履行確認）】												
7	福祉保健局（公益社団法人東京都医師会）	29財援	建物管理委託契約を適正に行うとともに、実施要領等を守るよう受託者を指導すべきもの				◎		○		○	24
8	福祉保健局（公益社団法人東京都医師会）	29財援	適正な契約事務処理を行うべきもの				◎				○	25
39	総務局	30定例	防災訓練アドバイザーの契約を適正かつ効果的に行うべきもの							◎		47
50	生活文化局	30定例	保守点検業務委託契約に係る履行確認を適正に行うべきもの						◎			52
66	環境局	30定例	業務委託に係る事務処理及び進行管理を適切に行うべきもの								◎	63
69	福祉保健局	30定例	契約の履行確認を適切に行うべきもの								◎	64
74	産業労働局	30定例	自家用電気工作物定期点検保守委託の履行確認を適正に行うべきもの							○	◎	69
84	建設局	30定例	土地の管理及び造成等委託を適切に行うべきもの						◎			73
87	港湾局	30定例	東京港国際埠頭施設等の警備に係る指示及び記録を適切に行うべきもの				◎				○	75
93	交通局	30定例	駅舎の照明設備点検清掃委託を適切に行うべきもの						◎		○	79
94	交通局	30定例	都営地下鉄構内及び荒川線工事保安業務委託を適切に行うべきもの							◎	○	79
95	交通局	30定例	都営地下鉄駅立体図の変更委託の進行管理を適正に行うべきもの							◎		80
96	交通局	30定例	車両検修場施設保守管理業務委託における履行確認を適切に行うべきもの							○	◎	81
98	水道局	30定例	履行確認及び契約変更の手続を適正に行うべきもの								◎	82
101	下水道局（東京都下水道サービス株式会社）	30定例	下水道施設の保全管理業務委託等に係る履行確認を適切に行うべきもの						◎		○	83
102	下水道局	30定例	成城排水調整所の運転操作に係る報告を適切に行わせるべきもの						◎			84
103	下水道局	30定例	水再生センター開口部覆蓋部分の通常点検において覆蓋開放の有無の記録及び報告を求めるべきもの							◎	○	84
112	教育庁	30定例	給食調理業務委託契約の履行確認を適切に行うべきもの				◎			○		90
113	教育庁	30定例	親子情報モラル業務委託契約の履行確認及び検査を適切に行うべきもの				◎				○	91
【契約（その他）】												
2	生活文化局	29定例	出えん契約を見直し、適切に運営すべきもの				◎		○			20
17	港湾局（株式会社ゆりかもめ）	29財援	局の負担すべき金額が確認できないもの						◎	○		33
26	産業労働局	29行政	企画提案方式による委託訓練について実施可否の判断及び経費の設定を適切に行うべきもの						◎		○	41
27	福祉保健局	29行政	各局独自の業務に係る委託の費用負担区分を明確にし、契約変更を適切に行うべきもの								◎	42
53	生活文化局	30定例	施設利用者の利便に供するようサインの改善に適切に取り組むべきもの				◎			○		54
54	生活文化局	30定例	緊急時の安全かつ円滑な避難誘導等を担保できるよう安全対策を講じるべきもの				◎				○	54
61	オリンピック・パラリンピック準備局	30定例	コピー機に係る消耗品を効率的かつ経済的に購入すべきもの							◎	○	59
75	産業労働局	30定例	庁舎内の排水設備等の清掃委託に係る契約方法を見直すべきもの							◎	○	69
78	産業労働局	30定例	遅延違約金の算出を適正に行うべきもの	◎							○	71

番号	対象局（団体）	監査種別	事項	措置区分								頁	
				1				2					
				アイ	ウ	エ	オ	アイ	ウ	エ	オ		
89	港湾局	30定例	複数単価契約の相手方の決定方法を改めるべきもの							◎		○	76
90	港湾局	30定例	調査委託契約の変更手続を適正に行うべきもの									◎	76
91	東京消防庁	30定例	実験委託に係る契約変更手続を適正に行うべきもの									◎	77
99	水道局	30定例	経済性に配慮した契約事務を行うべきもの							◎		○	82
106	下水道局	30定例	管きよ改良工事契約の変更手続を適正に行うべきもの									◎	87
107	下水道局	30定例	企画コンペティションの実施に当たって重要な条件を明示すべきもの									◎	87
110	教育庁	30定例	契約の事務手続を適切に行うべきもの				◎					○	89
116	交通局	30定例	お忘れものセンター運營業務の電話応対に対するサービスレベルの設定について									◎	92
【会計処理（歳出・支出）】													
13	福祉保健局（公益社団法人東京都医師会）	29財援	指定管理料の算定根拠を明確にすべきもの							◎			29
16	福祉保健局（公益社団法人東京都医師会）	29財援	経理を明確に区分すべきもの								◎	○	32
19	下水道局（東京下水道エネルギー株式会社）	29財援	賞与引当金を計上すべきもの			◎		○					34
38	交通局	29公決	会計間の費用の分担を適正に行うべきもの			◎						○	46
56	生活文化局	30定例	精算を速やかに行うよう指導すべきもの					○				◎	55
83	建設局	30定例	「立ちのき補償契約」の補償額の算定を適切に行うべきもの									◎	73
【補助金等】													
1	生活文化局	29定例	東京ボランティア・市民活動センター事業補助金の効果検証を適切に行うべきもの					◎		○			19
63	都市整備局	30定例	補助金の実績報告に係る様式を見直すべきもの								◎		61
【財産管理】													
6	福祉保健局（公益財団法人東京都医学総合研究所）	29財援	研究所敷地の財産管理について取決めを行うべきもの		◎							○	23
28	総務局	29決算	債権について			◎						○	43
31	都市整備局	29決算	債権について			◎						○	44
32	福祉保健局	29決算	公有財産について<建物>		◎							○	44
34	産業労働局	29決算	公有財産について<無体財産権>			◎						○	45
35	産業労働局	29決算	公有財産について<出資による権利>			◎						○	45
36	建設局	29決算	公有財産について<動産>			◎						○	45
80	中央卸売市場	30定例	市場施設の使用許可手続を適正に求めるべきもの					◎				○	71
81	中央卸売市場	30定例	台帳の点検や台帳に基づく現況確認を行うよう各場を指導すべきもの									◎	72
88	港湾局	30定例	証明用電気計器の設置を適正に行うべきもの		◎							○	75
108	教育庁	30定例	設備点検結果の速やかな対応に向けた支援を適切に行うべきもの		◎							○	88
【物品管理】													
14	福祉保健局（公益社団法人東京都医師会）	29財援	供用物品に係る手続及び管理を適切に行うべきもの		◎			○				○	30
15	福祉保健局（公益社団法人東京都医師会）	29財援	災害時の医療救護活動を円滑に行うよう、備蓄物品の補充及び訓練を適切に行うべきもの					◎				○	31

番号	対象局（団体）	監査種別	事項	措置区分								頁	
				1				2					
				アイ	ウ	エ		アイ	ウ	エ			
33	福祉保健局	29決算	物品について			◎						○	44
71	福祉保健局	30定例	契約の仕様を適切に定めるべきもの									◎	66
37	東京消防庁	29決算	物品について			◎						○	45
62	オリンピック・パラリンピック準備局	30定例	不用となった物品を適切に処理すべきもの									○◎	60
72	福祉保健局	30定例	保護具の管理を適正に行うべきもの		◎							○	67
104	下水道局	30定例	保護具の管理を適正に行うべきもの		○			◎					85
【情報管理】													
9	福祉保健局（公益社団法人東京都医師会）	29財援	入院患者に係る個人情報の安全管理について実効性を確保すべきもの			◎						○	25
10	福祉保健局（公益社団法人東京都医師会）	29財援	外部記憶媒体の情報消去及び返却を適切に管理すべきもの			○						◎	26
67	環境局	30定例	個人情報取扱業務において再委託に関する措置を契約書等に明記すべきもの									◎	64
100	水道局	30定例	個人情報を含む帳票類の廃棄手続に係る契約仕様書等の見直しを行うべきもの			○						◎	83
111	教育庁	30定例	シンポジウム運営委託における個人情報保護の取扱いを適切に行うべきもの									◎	90
114	警視庁	30定例	個人情報を取り扱う事務委託に関する事務処理を適正に行うべきもの									◎	91
【システム】													
23	総務局	29行政	手引の記載を見直すとともに、全庁的なシステムの整備方針に適合しているか判断した結果を評価書に明記すべきもの									◎	39
24	総務局	29行政	改善に向けた検討等を求める事項の取扱いについて定めるべきもの									◎	39
25	総務局	29行政	予算調整及び契約協議において、具体的に確認する事項を明文化すべきもの									◎	40
【その他】													
4	教育庁	29定例	現金出納簿を適正に作成すべきもの									◎	21
11	福祉保健局（公益社団法人東京都医師会）	29財援	遺失物の管理を適正に行うべきもの									○◎	27
12	福祉保健局（公益社団法人東京都医師会）	29財援	現金書留の取扱いについて、マニュアル等を作成し、適切に行うべきもの									◎	28
18	下水道局（東京都下水道サービス株式会社）	29財援	受託事業に係る効率性・透明性を確保すべきもの									◎	34
20	福祉保健局（公益社団法人東京都医師会）	29財援	運営状況の評価について									◎	35
21	港湾局（株式会社東京臨海ホールディングス）	29財援	グループ経営について									◎	36
22	港湾局（株式会社東京臨海ホールディングス）	29財援	効率的・効果的なグループ経営に向けた指導・監督について									◎	38
49	主税局	30定例	文書管理を適正に行うべきもの									◎	51
52	生活文化局	30定例	施設利用者の利便に供するよう改善すべきもの									◎	53
60	生活文化局	30定例	図書資料室の選書の過程を記録するなど選書の考え方を明確にすべきもの									◎	58
70	福祉保健局	30定例	災害時等の避難経路に必要な是正措置を行うべきもの									◎	65
73	病院経営本部	30定例	ホームページの内容の確認を行い、必要な更新・修正を継続的に行うべきもの									◎	68
86	建設局	30定例	記念品の選定及び配布を適切に行うべきもの									◎	74
92	交通局	30定例	バリアフリー情報等の提供を適切に行うべきもの									◎	78

番号	対象局（団体）	監査種別	事項	措置区分								頁
				1				2				
				ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	
105	下水道局（東京都下水道サービス株式会社）	30定例	緊急通報連絡表の作成を適切に行うべきもの							◎	○	86
115	福祉保健局	30定例	防災訓練の事後検証について								◎	92

〔平成29年定例監査〕

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要			
	措置区分						
1	生活文化局	東京ボランティア・市民活動センター事業補助金の効果検証を適切に行うべきもの	<p>都民生活部は、社会福祉法人東京都社会福祉協議会に対し、東京ボランティア・市民活動センターの運営に要する経費を補助している。</p> <p>ところで、部における補助対象事業の効果検証方法について確認したところ、要綱に基づきセンターから年度末に提出される事業実績報告書及び部とセンターで行う月1回の定例会でのヒアリングにおいて事業検証を行うこととしている。</p> <p>しかしながら、監査日（平成29年1月16日）現在、次のような不適切な状況が認められた。</p> <p>(ア) 補助対象経費及び事業実績の検証について</p> <p>a 要綱に定める様式において、年度末に実績報告を求めているものの、補助対象経費の実支出額については事業ごとの総額のみを報告する形式となっており、総額の算出根拠となる個別の事業支出額が適切であるかを確認できるものとなっていない。</p> <p>b 補助対象経費の実支出額について、領収書等の支出関連書類により使途を確認していない。</p> <p>c 事業が適時に進行していたのか客観的に把握できる報告を徴すべきであるが、年度末に一度事業実績報告書を徴するのみで、月又は四半期ごとの事業実績報告を徴していない。</p> <p>さらに、部は、事業の進捗は定例会で把握していたと説明するが、議事録を作成していない。</p> <p>(イ) 事業実績に基づく補助対象事業の効果検証について</p> <p>部は、事業実績及びセンターが行っている利用者アンケート結果等を徴し、それをを用いて事業の有効性や改善の必要性を判断するための効果検証をすべきところ、行っていない。</p> <p>部は、補助対象事業の効果検証を適切に行われたい。</p>	<p>是正・改善措置として、(ア) aは、平成29年度事業終了時に個別の事業支出額が適切であるか確認し、(ア) bは、平成29年度事業終了後、職員が直接、領収書等支出関連書類により適正性を確認した。(ア) cは、月一回程度の定例会を実施して議事概要を作成するとともに、第1四半期から第4四半期までの全ての期間について事業実績報告を四半期ごとに徴した。平成30年度についても、第1四半期の事業実績報告を徴した。</p> <p>(イ) は、各事業の終了時に、定例会等において、東京ボランティア・市民活動センターが集計したアンケート結果等を確認し、事業の効果検証を行った。</p> <p>【1-エ】</p> <p>再発防止の取組として、(ア) a及び(ア) bは、平成30年度の事業終了後以降も、平成29年度の事業終了時と同様、年度末終了後の確認を継続して行っていく。(ア) cは、今後も継続して定例会の議事録を作成するとともに、四半期ごとの事業実績報告を徴する。</p> <p>(イ) は、今後も定例会等でアンケート結果を共有し効果検証を継続して行っていく。【2-イ】</p>			
					1	2	
					ア	イ	ウ
			◎		○		

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要				
	措置区分							
2	生活文化局	出えん契約を見直し、適切に運営すべきもの	<p>文化振興部は、毎年度の出えん契約により公益財団法人東京都歴史文化財団に積立金を造成させて、各事業の助成金交付事務などを行わせているが、平成27年度以前の出えん契約を平成28年度に繰り越して運営していることが認められた。</p> <p>しかしながら、出えん契約では、助成対象が確定したことによる残余金の扱いについての規定はない。</p> <p>また、部は、当該残余金の公有財産上の扱いについては意思決定しているものの、出えん契約上の繰越し等の扱いについては意思決定していない。</p> <p>契約上の規定がないにもかかわらず、意思決定をせず次年度以降に残余金を繰り越していることは適切でない。</p> <p>さらに部は、財団から毎年度末に公益法人会計基準に基づいた発生主義での金額の報告を受けているが、出えん金に係る公有財産上の金額は現金主義での金額を計上していることから、現金主義での金額を把握していないことは適切でない。</p> <p>部は、助成対象が確定したことによる残余金について繰越し等の扱いを明記するなど、出えん契約を見直し、適切に運営されたい。</p>	<p>現金主義及び残余金の繰越し等における平成29年度出えん金契約を平成30年3月22日付けで見直し、残余金の繰越し等についての取扱い(※)の明文化及び様式変更を行うとともに、同年4月20日の実績報告により、現金主義による金額の報告を受けた。また、平成30年度についても、平成29年度契約の見直しを踏まえ、契約の締結を行った。</p> <p>【1-エ、2-イ】</p> <p>(※) 残余金の繰越し等についての取扱い</p> <p>年度終了時に各積立資産に残額が生じた場合には、財団は、その残額を、当該年度を越えて各積立資産として管理し、同一助成事業の事業執行のために各積立資産を取り崩し、各助成事業を行う。</p>				
					1		2	
					ア	イ	ウ	エ
			◎			○		
3	福祉保健局	貸付決定時の審査を適切に行うべきもの	<p>西多摩福祉事務所は、母子・父子家庭等に対し、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)及び東京都母子及び父子福祉資金貸付規則(昭和39年東京都規則第320号)等に基づき、修学資金等の貸付け及び償還事務を行っている。</p> <p>ところで、この事務の実施状況を見たところ、次のとおり適切でない事例が認められた。</p> <p>修学資金等の貸付けをする場合は、規則により、申請者の収入を明らかにする書類が必要としているが、貸付決定時に一部これを徴していないことが認められた。また、提出書類である生活費収支内訳書中の償還時収支欄に記載漏れがあることが認められた。</p> <p>所は、貸付決定時の審査を適切に行われたい。</p>	<p>所は、貸付審査において必要な収入に関する書類の提出を借受人に求め、平成29年申告(平成28年中の収入)の確定申告書(控)の提出を受け、貸付申請書に記載された借受人の勤労収入と一致することを確認した。【1-エ】</p> <p>また、借受人に記載漏れ部分への記載を求め、生活費収支内訳書中の償還時収支欄2件の記載を完了した。【1-エ】</p> <p>さらに、平成29年10月11日付けで貸付時のマニュアルを作成し、申請者及び保証人の収入を明らかにする書類を徴することを明記した。【2-ウ】</p> <p>平成29年10月12日に行った担当者会議において、マニュアルの内容を確認し、適切な貸付審査事務の周知徹底を図った。【2-エ】</p>				
					1		2	
					ア	イ	ウ	エ
			◎			○	○	

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要				
	措置区分							
4	教育庁	現金出納簿を適正に作成すべきもの	<p>杉並高等学校は、平成27年度分の部活動費139万1,256円について、平成28年5月2日に精算しているが、平成28年度会計の現金出納簿に前年度からの繰越金額を記載する際に平成28年度当初時点ではまだ支払っていないこの部活動費を差し引いた230万713円を記載し、本来の繰越金額369万1,969円を記載していない。</p> <p>現金出納簿は、特定の時点における会計のあるべき残高を記載し、現金有り高が適正であるかを確認することを目的に作成するものであるから、実際に支払を行っていないものを控除して繰越額を記載することは適正でない。</p> <p>学校は、現金出納簿を適正に作成されたい。</p>	<p>学校は、平成29年度から平成30年度にかけて繰り越す経費について、現金出納簿への記帳を適切に行った。</p> <p>【1-エ】 都立学校教育部は、収支の所属年度を問わず、実際の出納のとおり現金出納簿を作成するよう学校へ指導を行った。</p> <p>【2-エ】</p>				
					1		2	
					ア	イ	ウ	エ
			◎				○	

〔平成29年財政援助団体等監査〕

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要				
	措置区分							
5	福祉保健局 (公益財団 法人東京都 医学総合研 究所)	概算払の契 約における 諸経費につ いて契約書 に適切に定 めるべきも の	<p>局は、研究所と業務委託契約を締結しており、この委託料は概算払により支払われている。</p> <p>概算払は、債務金額の未確定のものについて事前に支出するものであるため、必ず精算を行うものである。</p> <p>この契約の精算において、研究所は、契約金額の5%相当の額を諸経費として報告している。局は、本契約に係る諸経費の定義、使途などについては、文部科学省ほか7省が策定している、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」(以下「指針」という。)における間接経費の定義等を準用し、その計上を認めているとしている。</p> <p>このことについて次の問題点が認められた。</p> <p>① 契約書には、指針の準用についての記載がなく、費用負担について「本契約の履行に必要となる経費は、全て本契約の契約金額に含める。」とのみ表記しており、諸経費の定義や使途等の基準に係る定めがない。また、精算の際、諸経費の使途の報告もない。したがって、精算金額の妥当性が確認できないが、局はこれを承認している。</p> <p>② 算出方法を見ると、契約時の概算金額全体に5%を乗じて算出している。しかしながら、概算払による契約は確定額により精算するものであり、諸経費についても直接経費の確定額を基に算出すべきところ、局は現行の諸経費の算出方法を認めている。</p> <p>局は、概算払の契約における諸経費について、契約書に、定義、使途、算出方法などを適切に定められたい。</p>	<p>局は、平成29年度委託内容について、契約変更を行い、委託金額内訳において諸経費等を一般管理費と改め、「直接経費に対して一定比率で手当てされ、一般管理業務に必要な経費として、受託者が使用する経費」と定義して、算出方法についても適切に定めた。平成30年4月26日に研究所から精算書の提出を受け、変更契約のとおり精算額が算定されていることを確認した。【2-1】</p>				
					1		2	
					ア	イ	ウ	エ
					◎			

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要				
	措置区分							
6	福祉保健局 (公益財団法人東京都 医学総合研究所)	研究所敷地の財産管理 について取決めるべきもの	<p>局は、東京都医学総合研究所の助成等に関する条例（昭和56年東京都条例第45号）第3条により、研究所の建物及び工作物については、無償貸付契約を締結している。</p> <p>ところで、研究所敷地等の財産管理状況を確認したところ、現在の局の前身の一つである衛生局が病院経営本部と健康局に分離した際、研究所敷地は都立松沢病院の敷地内にあったことから病院経営本部所管となる一方で、研究所事業は健康局所管となった。その後、健康局が福祉局と統合し、現在の局となった経緯から、局が病院経営本部及び世田谷区から土地の使用承認を受けているものであるが、局と研究所の間では財産管理の取決めが行われていない。</p> <p>しかしながら、植栽や駐車場等の敷地の管理は研究所が行っており、特段の取決めをせず、研究所に対し土地を使用・管理させていることは財産管理上適切でない。</p> <p>局は、研究所敷地の財産管理について、研究所と取決めを行いたい。</p>	<p>局は、平成30年3月29日に研究所と「世田谷区上北沢二丁目東京都医学総合研究所用地の管理に関する協定書」を締結し、敷地の管理を研究所が行うことを取り決めた。【1-イ】</p> <p>局は、局財産の使用許可、貸付けにおける財産の管理等について、相手方と取決めがあるかを再度確認し、必要に応じて是正するとともに、新規の案件についても、取決めを行うよう、総務部から各部財産管理担当課長宛てに平成30年3月26日付事務連絡により通知した。【2-エ】</p>				
					1		2	
					ア	イ	ウ	エ
	◎						○	

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要			
	措置区分						
7	福祉保健局 (公益社団 法人東京都 医師会)	建物管理委託契約を適正に行うとともに、実施要領等を守るよう受託者を指導すべきもの	<p>医師会がAと締結する建物管理委託契約の業務内容は、設備保守、施設清掃及び電話交換等であり、仕様書のほか、清掃委託実施要領等（以下「実施要領等」という。）により業務運営を行わせるとしているが、次のとおり適正でない状況が認められた。</p> <p>(ア) 契約手続 当該契約について、積算根拠資料が存在せず、契約金額の妥当性について検証が行えない。</p> <p>(イ) 各委託実施要領等</p> <p>a 清掃業務において、受託者は、医師会に対して事前に「承認願い」を提出し、医師会の承認を受けた洗剤等を使用することとなっているが、監査日（平成29年11月8日）現在「承認願い」及び承認した書面等が確認できなかった。</p> <p>b ハンドソープ、ゴミ袋等は、医師会が購入して受託者に支給し、受託者が作成する管理簿により受託者の責任で保管することとなっている。 しかしながら、ハンドソープ等について、管理簿が作成されておらず在庫状況が確認できない。 医師会は支給品について、受託者が管理簿等により適切に在庫管理を行うよう指導する必要がある。</p> <p>c 電話交換業務において、毎日の交換手の勤務計画表は、前月25日までに提出を受け、医師会の承認を受けることとなっているが、少なくとも過去2年間は承認を行わないまま、業務を行わせている。</p> <p>医師会は、建物管理委託契約を適正に行うとともに、実施要領等を守るよう受託者を指導されたい。</p>	<p>(ア) 医師会は、平成30年3月2日、予定価格の算出について、積算根拠を明確にした資料を契約原議に添付するよう、用度施設係内に周知を行った。【2-エ】 また、平成30年度建物管理委託契約について、業務ごとに金額を算出の上価格を設定し、契約手続を実施した。【2-イ】</p> <p>(イ) a・b・c 平成30年1月31日、受託者と会議を行い、受託者に対し実施要領を遵守するよう指導し、今後は、随時チェックを行うこととした。 【2-エ】</p> <p>(イ) a 医師会は、受託者が提出する洗剤等の「承認願い」について、平成30年2月から実施要領に基づく承認を行った。【1-エ】</p> <p>(イ) b 医師会は、平成30年1月31日、受託者と会議を行い、受託者に対し実施要領を遵守するよう指導し、受託者への支給品について、同年2月から管理簿による在庫管理をさせた。【1-エ】</p> <p>(イ) c 医師会は、電話交換業務における交換手の勤務計画表について、平成30年2月分から実施要領に基づく承認をした。【1-エ】</p>			
					1	2	
					ア	イ	ウ
			◎			○	○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
8	福祉保健局 (公益社団 法人東京都 医師会)	適正な契約 事務処理を 行うべきもの	<p>医師会は、トイレットペーパー等を必要な都度購入し建物管理受託者に支給しており、受託者では管理簿を作成し、支給品の管理を行うこととなっているが、管理簿と納品書とを確認したところ、納品日が全て一致していなかった。</p> <p>これについて医師会は、納品書は、業者に1か月分まとめて作成させているのに対して、管理簿は、個々の納品日ごとに記載しているためであるとしている。しかしながら、①納品書は、納品時に仕様書及び現物と照合し、検査員の印を押すものであることから、後日まとめて作成するのは、適正でない。また、②納品ごとに納品書として扱われている書類は、送り状であり、発行者、品名及び数量が記載されていないことから、1か月分まとめて作成された納品書と照合できる状況にはない。</p> <p>医師会は、適正な契約事務処理を行われない。</p>	<p>医師会は、平成30年1月30日付事務連絡により、納品時に納品書と現物の数量を確認するよう、用度施設係内に周知徹底した。【2-エ】</p> <p>医師会は、トイレットペーパー等の納品について、平成30年2月から、納品時に提出される会社名・品名・数量・納品日等が記載された納品書と納品物の数量等を照合の上、検査を行うとともに、納品日当日に建物管理受託者に支給し、管理簿への記載を指示するよう改めた。これ以降、納品検査と、管理簿による適切な管理を行っている。【1-エ】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
			◎									○
9	福祉保健局 (公益社団 法人東京都 医師会)	入院患者に 係る個人情報 の安全管理 について 実効性を確保 すべきもの	<p>病院では、診療録は基本的に電子化されているが、診療情報提供書等については紙も併用されており、無色透明のフォルダでまとめられている。入院患者のフォルダは退院するまでナースステーションで保管され、入院中に作成された紙の記録はフォルダに加えられる。</p> <p>基本協定における個人情報の取扱いに関する特記事項及び東京都リハビリテーション病院特定個人情報等取扱規程では、個人情報に係るものについては、施錠できる保管庫又は入退室管理の可能な保管室に保管することとされている。また、個人情報の安全管理として、間仕切り等の設置並びに担当者以外の者の往来が少ない場所及び覗き見される可能性が低い場所への配置等といった措置を講じることとされている。</p> <p>ところで、ナースステーションは廊下に接しており、一部のナースステーションにはドア、受付の扉及び鍵はなく、施錠ができない。その他のナースステーションでは、本棚等の設置により受付の扉が閉まらない状態である。また、ドア等が施錠されないまま、患者の食事介助等により無人となる場合があり、入退室管理ができない状況となっている。</p> <p>このような状況において個人情報が含まれるフォルダの保管状態を見たところ、監査日(平成29年11月8日)現在、153冊が施錠できる保管庫に保管されておらず、一部は廊下から見える状態でナースステーションの受付付近にそのまま置かれており、適正でない。</p> <p>医師会は、入院患者に係る個人情報の安全管理について実効性を確保されたい。</p>	<p>医師会は、平成30年2月22日、院内の個人情報管理委員会・病歴帳票委員会の合同委員会において、指摘内容と個人情報の取扱いについて周知徹底した。【2-エ】</p> <p>また、平成30年2月22日付事務連絡により、各病棟看護師長に対し、病棟保管のカルテフォルダの取扱いについて鍵付きの保管場所を定めたことを周知し、適切な管理を徹底した。【2-ウ、2-エ】</p> <p>医師会は、病棟保管のカルテフォルダの取扱いについて、平成30年3月から、各病棟のナースステーション内に設置した鍵付き書庫又はナースステーション外にある常時施錠している病棟処置室を保管場所として定め、適切に管理を行っている。【1-エ】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
			◎								○	○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要				
	措置区分							
10	福祉保健局 (公益社団 法人東京都 医師会)	外部記憶媒体の 情報消去及び返却 を適切に管理す べきもの	<p>病院では、USBメモリ等の携帯可能な外部記憶媒体について、用務終了後、不要な情報は速やかに消去してシステム運用担当者に返却するとされている。マニュアルでは、外部記憶媒体の管理のため、消去の確認欄やシステム運用担当者の受領印欄（以下「消去の確認欄等」という。）の記載がある外部記憶媒体管理簿（以下「管理簿」という。）の様式が定められており、外部記憶媒体の使用の都度、管理簿に記録されることとなっている。</p> <p>しかしながら、外部記憶媒体の管理状態を見たところ、監査日（平成29年11月8日）現在、定められた管理簿は使われておらず、特記事項等の規程上定めがなく、消去の確認欄等がない「ファイル取出し申請書」が使われている。</p> <p>また、USBメモリの内容を見たところ、システム運用担当者に返却した後であるにもかかわらず情報が消去されずに残っているものが認められた。これは、管理簿を使用していないことが原因である。</p> <p>医師会は、外部記憶媒体の情報消去及び返却を適切に管理されたい。</p>	<p>医師会は、平成30年7月にマニュアルを改正し、庶務係で外部記憶媒体を一括管理し、貸与された外部記憶媒体は返却される際、内容の消去を確認し、残存しているものは消去を行い、結果を確認する体制とした。【2-U】</p> <p>また、平成30年7月、院内の個人情報管理委員会において、外部記憶媒体の貸出し及び取扱方法について周知徹底した。【2-E】</p> <p>現在、マニュアルで定められた管理簿により、情報消去及び返却をマニュアルに基づき適切に行っている。【1-E】</p>				
					1		2	
					ア	イ	ウ	エ
			○			◎	○	

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要				
	措置区分							
11	福祉保健局 (公益社団 法人東京都 医師会)	遺失物の管 理を適正に 行うべきも の	<p>医師会は、平成20年1月に策定した東京都リハビリテーション病院遺失物取扱基準（以下「基準」という。）に基づき、遺失物の取扱いを行っているが、次のとおり適正でない状況が認められた。</p> <p>(ア) 基準によれば、病院の事務室等は、遺失物を受理した日から3日を経過しても遺失者が判明しないときは、速やかに事務室庶務係長へ送付し、庶務係長は、速やかに当該遺失物を最寄りの警察署へ引き渡さなければならない。</p> <p>しかしながら、職員が遺失物を拾得してから事務室に届け出るまで1年以上が経過している。また、速やかに警察署へ引き渡していないことは基準及び遺失物法（平成18年法律第73号）に違反している。</p> <p>(イ) 警察署への届出内容と医師会で作成した拾得物の書類を確認したところ、現金の額に不一致が認められた。</p> <p>(ウ) 基準によれば、警察署へ引き渡した拾得物について警察署の公告後3か月を経過しても遺失者が判明しないときは、当該遺失物の返還を請求し、現金については、病院の収入としている。</p> <p>しかしながら、警察署への届出が拾得日から1週間以上経過しているため、遺失物法第34条により所有権を取得できない状況になっている。</p> <p>これら不適正な事務処理の原因は、基準に沿った事務処理を行っていないためである。</p> <p>医師会は、遺失物の管理を適正に行われない。</p>	<p>医師会は、平成30年2月及び8月に「遺失物取扱いフロー」及び「東京都リハビリテーション病院遺失物取扱基準」を次のとおり改正した。【2-ア】</p> <p>(ア) 現金のうち紙幣や高価物件等は1週間以内に、危険品等は速やかに、その他の拾得物はおおむね1か月間保管後、院内決裁の上、警察署へ届出を行う。</p> <p>(イ) 遺失物1件ごとの「遺失物明細簿」とともに、遺失物の一覧表「遺失物取扱台帳」を作成し、両者において遺失物ごとの整理番号を付して台帳に拾得以降の過程を記録するなどし、確実な保管・事務処理過程の管理を行う。</p> <p>(ウ) 警察署へ引き渡した紙幣や高価物件等について、所有権を取得した日から2か月以内に警察署へ返還請求を行う。</p> <p>現在、これらの改正後の手続により、適切な遺失物の管理を行っている。</p> <p>【1-エ】</p>				
					1		2	
					ア	イ	ウ	エ
			○	◎				

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要			
	措置区分						
12	福祉保健局 (公益社団 法人東京都 医師会)	現金書留の 取扱いにつ いて、マ ニュアル等 を作成し、 適切に行う べきもの	<p>医師会は、病院に入院中の患者へ送られてきた現金書留について、一旦、入院患者本人（以下「本人」という。）に代わり受取を行っている。</p> <p>受取の流れは、まず警備の受託業者が受け取り、文書授受簿（以下「授受簿」という。）に発信者名、配布先等を記載後、病院事務室職員に送付、その後、各病棟を経由して本人に渡される。</p> <p>一方、授受簿には本人の受領印欄がないことから、現金書留・重要書類等受取確認書等（以下「確認書」という。）を作成し、本人から受領印を徴している病棟がある。</p> <p>ところで、現金書留の受領状況について見たところ、次のとおり適切でない状況が認められた。</p> <p>① 4S病棟及び4N病棟においては、確認書を作成していないことから、本人の受領が確認できない状況であった。</p> <p>② 5階病棟の平成27年度の確認書を見たところ、病棟金庫に保管中あるいは、病院側職員によるサインのみがされている等、本人の受領が確認できない状況であった。</p> <p>また、授受簿と確認書を見たところ、授受簿に記載があるものの、確認書には記載がないものが認められた。</p> <p>③ 6階病棟において、授受簿と確認書を見たところ、授受簿に記載があるものの、確認書には記載がないものが認められた。また、平成27年度の確認書は、廃棄されていたことから本人の受領が確認できない状況であった。</p> <p>これら不適切な状況の原因は、事務処理マニュアル等規程がないため、適切な事務処理が統一的にされていないことによるものである。</p> <p>医師会は、現金書留の取扱いについて、マニュアル等を作成し、適切に行われたい。</p>	<p>医師会は、平成30年2月に「東京都リハビリテーション病院現金書留の取扱いマニュアル（入院患者宛の場合）」を新たに作成し、同年8月に改正した。これにより、全ての確認書を事務室で一括保存し、現金書留の受領完了を網羅的・一元的に管理するための仕組みを整えた。これに基づき、平成30年8月以降、病棟から事務室に患者本人の受領印等がある「現金書留受領確認書」を提出させ、病院として患者本人が受領していることを確認するなど、適切な現金書留の取扱いを行っている。</p> <p>【1-E、2-U】</p>			
					1	2	
					ア	イ	ウ
			○				◎

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要				
	措置区分							
13	福祉保健局 (公益社団 法人東京都 医師会)	指定管理料 の算定根拠 を明確にす べきもの	<p>医師会は、病院を運営するに当たり、局と年度協定を締結しており、この中で、病院運営に必要な経費として、指定管理料内訳及び支払基準を定めている。また、基本協定の目的達成のため、事業実施計画について項目別に金額を定めている。</p> <p>ところで、この指定管理料について見たところ、医師会は年度協定及び事業実施計画に定められていない納付金及び負担金を請求し、局はこの請求額を支出していることが認められた。</p> <p>局及び医師会は、納付金について、事業実施計画上職員費として請求しているものの、実際には、納税した消費税等額であるとしている。また、負担金については、事業実施計画上の経営改善対策費であり、病院経営に係る医師会本部の経費として、役員報酬等及び職員費の一部であるとしている。</p> <p>しかしながら、支出内容等を明確にせずに、指定管理料を支出していることは適切でない。</p> <p>局及び医師会は、納付金について、年度協定等に消費税等額として明記するとともに、負担金については、支出内容等を明確にするなど、指定管理料の算定根拠を明確にされたい。</p>	<p>局及び医師会は、平成30年度から年度協定及び事業実施計画に消費税等額及び経営改善対策費を明記し、明確な算定根拠に基づき指定管理料を請求し、支出した。【2-1】</p>				
					1		2	
					ア	イ	ウ	エ
					◎			

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
	措置区分			
14	福祉保健局 (公益社団 法人東京都 医師会)	供用物品に 係る手続及 び管理を適 切に行うべ きもの	<p>基本協定に基づき医師会が管理する供用物品の手続及び管理の状況を見たところ、次のとおり適切でない事項が認められた。</p> <p>(ア) 供用物品に係る手続</p> <p>a 基本協定上、本来の用途に供することができない使用不適品については、使用不適品報告書により都へ報告し、都の指示があるまでは当該物品を保管しなければならないとされているが、医師会は使用不適品を一部廃棄後に都へ報告していたことが判明した。</p> <p>また、医師会は使用不適品として、廃棄する物品のみ報告していたが、使用不適品とは修繕を要するもの又は本来の用途に供することができないと認められるものとされているため、修繕を要するものについても使用不適品として報告する必要がある。</p> <p>b 基本協定上、指定管理が終了するときは、物品現在高調書兼物品引渡書（以下「引渡書」という。）により、現物確認の上、供用物品を都へ返還することとされているが、指定管理が終了した平成27年度末の引渡書を見たところ、平成27年度に購入した物品のみ報告されていた。</p> <p>c 整理簿と物品の支払請求書を照合したところ、単価相違が見受けられた。</p> <p>単価の根拠資料として請求書しか残されていないため、相違理由が不明なものも多く見られた。</p> <p>d 東京都物品管理要綱（平成14年4月1日付13出会第558号）に基づき、局が状況確認実施計画を定め、医師会に状況確認させるべきであったが、局は状況確認実施計画を定めていなかった。</p> <p>(イ) 供用物品の管理</p> <p>a 整理簿から単価100万円以上の供用物品を23点抽出したところ、7点は廃棄済みのため現物確認ができず、現物確認ができた物品16点のうち5点は、基本協定で定められている物品管理番号の表示がされていない。医師会は都へ毎年度整理簿により、供用物品の保管状況を報告することとなっているが、現物確認が行われていないことから、報告は事実と異なる内容となっている。</p> <p>b 基本協定では取得物品のうち、備品について引渡書により都へ引き渡すこととなっているが、取得物品の台帳を整備していないため、取得物品の取得年度や価格を（次頁へ続く）</p>	<p>医師会は、平成30年1月24日、事務室打合せ席上にて、事務長が、各係長に監査結果を周知し、再発防止に向けて速やかに取り組むよう注意喚起を行った。事務室所属職員には、所属係長から、周知徹底を行った。【2-エ】</p> <p>その上で、次のとおり事務手続の改善と再発防止の取組を行った。</p> <p>(ア) a 平成29年度状況確認時において、都に報告した上で廃棄手続を行った。また、修理をしたものについても、状況確認時に使用不適品として報告を行った。【1-イ、1-エ】</p> <p>(ア) b 現指定管理終了時における供用物品の引継ぎについて、平成32年度末に現物確認の上、引渡書に全ての供用物品の一覧を添付して報告することを平成30年4月2日付事務連絡により周知徹底した。【2-エ】</p> <p>(ア) c 指摘を受けた8件全てについて、平成30年3月に契約原議と整理簿を照合し、間違いであった整理簿の単価を訂正した。【1-イ、1-エ】</p> <p>(イ) a 整理簿の記載内容と現物との不一致で指摘を受けた12点について、平成30年3月に状況確認実施計画に基づく現物確認を行い、廃棄済みの7点を使用不適品として報告するとともに、物品管理番号の表示がなかった5点に表示を行った。【1-イ、1-エ】</p> <p>(イ) b 平成30年3月、福祉保健局の要綱に基づき、「寄附物品台帳」を作成した。過去において寄贈されたことが明らかな物品と、平成29年度以降に寄贈された物品について記載した。【1-イ、1-エ】</p> <p>局は、平成30年6月4日付事務連絡により、毎年5月から6月頃までに供用物品の管理状況について現場確認を行う旨を周知した。その上で、平成30年9月6日に現場確認を実施し、台帳上の保管場所が現状と違った1点について医師会に台帳の是正を指示するなど、適切な指導を行った。【2-ウ】</p> <p>また、次のとおり事務手続の改善を行った。</p> <p>(ア) d 平成30年2月1日に状況確認実施計画を作成し、同年3月30日までに医師会に状況確認させた。【1-イ、1-エ】</p>

番号	対象局 (団体)				事項				監査結果の要約	講じた措置の概要			
	措置区分												
15	福祉保健局 (公益社団 法人東京都 医師会)				災害時の医療救護活動 を円滑に行 うよう、備 蓄物品の補 充及び訓練 を適切に行 うべきもの				(前頁から) 把握できず、都への引渡しが円滑 にできない状況である。 医師会は、供用物品に係る手続及び管 理を適切に行われたい。 局は、供用物品に係る手続及び管理を 適切に行うとともに、医師会を指導され たい。				
									1		2		
									ア		イ	ウ	エ
		◎		○				○					
	福祉保健局 (公益社団 法人東京都 医師会)				災害時の医療救護活動 を円滑に行 うよう、備 蓄物品の補 充及び訓練 を適切に行 うべきもの				医師会は、基本協定を東京都と締結 し、事業実施計画を策定しており、災害 時の医療救護活動を円滑に行うため、備 蓄物品の補充及び訓練を行うこととして いるが、次のとおり適切でない状況が認 められた。 (ア) 災害用倉庫には、診療材料及び医 薬品を保管しているケースが15個 保管されている。災害用倉庫内の備 蓄物品の補充状況を見たところ、監 査日(平成29年11月8日)現 在、使用期限が経過しているものや 使用できない状態の物品が認めら れ、ケース15個の内容物全てが 更新されていないことが判明した。 また、台帳上の医薬品が既に廃棄 されているものや、診療材料が台帳 と異なる場所に保管されており、保 管状況の確認を速やかに行うことが できない状況が認められた。 また、当該備蓄物品は、東京都物 品管理要綱に基づき、局が状況確認 実施計画を定め、医師会に状況確認 させるべきであったが、局は状況確 認実施計画を定めていなかった。 (イ) 訓練の状況を見たところ、災害対 策訓練及びトリアージ訓練を年2回 実施することとしているが、平成 28年度は、避難用具使用訓練及び 患者搬送訓練を行ったとして、トリ アージ訓練を行っていないことが認 められた。 医師会は、災害時の医療救護活動を円 滑に行うよう、備蓄物品の補充及び訓練 を適切に行われたい。 局は、状況確認実施計画を定め、備蓄 物品の管理を適切に行うよう指導され たい。	(ア) 局は、平成30年2月1日に状況 確認実施計画を作成し、同年3月 30日までに医師会に状況確認させ た。 また、平成30年6月4日付事務 連絡により、毎年5月から6月頃ま でに備蓄物品の管理状況について現 場確認を行う旨を周知した。その上 で、平成30年6月7日に現場確認 を実施した。【2-エ】 医師会は、平成30年3月、備蓄 物品について現品確認を行い、台帳 を整備した。使用期限が経過したも のや、使用できないものなど補充が 必要な物品については、平成30年 9月7日までに購入又は滅菌などを 行った。【1-エ】 また、平成30年6月18日、院 内の防火・災害時対策委員会におい て、指摘事項に係る注意喚起と、備 蓄物品の保管状況の報告を行った。 今後も同委員会で備蓄物品の保管状 況を報告する等を通して、適切な管 理に取り組む。【2-エ】 (イ) 医師会は、平成30年6月18 日、防火・災害時対策委員会におい て、指摘事項に係る注意喚起を行っ た上で、今年度行う災害時医療救護 訓練について具体的な日程を決定 し、訓練のテーマについて、「患者 所在確認訓練」と「備蓄ベッド設置 訓練」と定めた。なお、医師会は、 平成29年度の事業実施計画に定め られたトリアージ訓練については、 平成30年2月23日に実施した。 【2-エ】			
1									2				
ア									イ	ウ	エ	ア	イ
			◎				○						

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要				
	措置区分							
16	福祉保健局 (公益社団 法人東京都 医師会)	経理を明確 に区分すべ きもの	<p>医師会は、病院を運営するに当たり、局と基本協定を締結しており、同協定第15条には、指定管理業務を行うに当たり、他の事業と経理を明確に区分しなければならないとしている。</p> <p>ところで、経理の区分について見たところ、医師会で作成される総勘定元帳及び正味財産増減計算書（以下「決算書等」という。）には、指定管理事業は公益的受託事業として経理区分されており、医師会から各指定管理事業年度終了後に局へ提出された精算書と相違していることが認められた。</p> <p>この原因について、医師会及び局は、決算書等には、両年度において指定管理事業とともに他の事業である委託事業が含まれていること、また、平成27年度においては、医師会本部経費である役員退職慰労金引当金繰入81万56円と減価償却費45万7,007円が含まれていることを認識しているため、適正であるとしている。</p> <p>しかしながら、基本協定には、指定管理事業と他の事業との経理を明確に区分するとしていることから、決算書等において明確に区分すべきである。</p> <p>医師会は、経理を明確に区分されたい。</p> <p>局は、経理を明確に区分するよう医師会を指導されたい。</p>	<p>医師会は、決算書等を作成する際に使用している電算システムにおいて、平成30年度から、指定管理事業とその他の事業にそれぞれ、指定管理料と支援費の会計区分コードを設定し、区分経理を実施している。【2-ウ】</p> <p>局は、平成30年7月3日付事務連絡により、決算書を確認し、経理の区分を確認することについて、周知徹底を行った。【2-エ】</p>				
					1		2	
					ア	イ	ウ	エ
						◎	○	

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要				
	措置区分							
17	港湾局 (株式会社 ゆりかもめ)	局の負担すべき金額が確認できないもの	<p>会社は、局と駅舎修繕等に係る工事等の施行に関する協定書を締結している。協定書は、局が所管する「ゆりかもめ」のインフラ部に関する工事等に要する費用に事務費を加算した金額を、局が会社へ支払うと取り決めたものである。工事等を会社が発注するに際して、一つの契約の中に、局が負担すべき金額と会社が負担すべき金額が混在することから、厳にこれらの金額を区分する必要があるが、次のとおりインフラ部として局に金額負担を請求した内容が適正であるか確認できない状況となっており、適切でない。</p> <p>また、局は、請求を受けた金額が適正であるか確認できない状況であるにもかかわらず、会社の請求に対し、検査を合格とし支払を行っており、適正でない。</p> <p>(ア) 平成27年度国際展示場正門駅、市場前駅インフラ部駅舎修繕工事設計業務委託について 当該委託のうち、国際展示場正門駅の設計について、資料に基づく合理的な説明がないことから、当該委託契約の金額に、インフラ外部が含まれていないことが確認できない。</p> <p>(イ) 平成28年度国際展示場正門駅外壁等修繕工事について 当該工事について、インフラ部として局へ請求した金額のうち、交通誘導員等については、資料に基づく合理的な説明がないことから、インフラ部のみに係る工種であることが確認できない。</p> <p>会社は、根拠資料を整備し、局・会社それぞれが負担すべき金額を明確に区分されたい。</p> <p>局は、検査を適正に行われたい。</p>	<p>会社は、一つの契約の中に局が負担すべき部分(インフラ部)と会社が負担すべき部分(インフラ外部)が混在する場合、その区分を正確に成果品へ反映することを徹底することとし、平成29年度の駅舎等の設計業務委託契約において、平成29年12月21日付けで受託者に対し、インフラ部とインフラ外部の区分を正確に成果品へ反映させるために区分図の作成を文書で指示した。完了検査においては、インフラ部とインフラ外部の区分の確認を強化した。</p> <p>また、平成29年度の駅舎等の工事の完了検査では、仮設工や交通誘導員等について、平成29年12月21日付文書の指示により提出された一覧表や日報等によりインフラ部とインフラ外部の工種を明確に区分した資料を局に提示し、適正な金額を局に請求した。</p> <p>局は、会社に対して、インフラ部とインフラ外部の工種を明確に区分した仮設工使用工種一覧及び交通誘導員・線路内作業責任者実績等の提示を求め、請求を受けた金額が適正であるか等、適切に検査を実施した。【2-イ、2-ウ】</p>				
					1		2	
					ア	イ	ウ	エ
					◎	○		

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要			
	措置区分						
18	下水道局 (東京都下水道サービス株式会社)	受託事業に係る効率性・透明性を確保すべきもの	<p>会社は、売上高の97.3%を占める収入を、局からの受託事業により得ている。この受託事業について見たところ、次のとおり、適切でない事項が認められた。</p> <p>(ア) 受託契約の積算(見積額の算定) 主な受託契約について見たところ、契約に当たり、各部で見積額を算出し決定しているが、積算基準や単価表等の積算根拠がなく、労務費等業務に必要な経費を積上げていないなど、受託事業に対する必要な経費を算出した見積額となっていない。</p> <p>(イ) 自主事業との区分経理 会社は、受託契約である「下水道の文化的資産の調査及び重要文化財施設運営・管理業務委託」と、自主事業である下水道に関する資料の編纂やTGSアーカイブス資料室の運営とを、区分することなく同一の部門で経理しており、受託契約の原価を把握できていない。</p> <p>(ウ) 原価管理、損益分析 会社の部門別損益について見たところ、利益が出ている契約がある一方、損失を出している契約があるが、前述(ア)及び(イ)の状況などから、契約ごとに具体的な原因究明・分析をすることができていない。</p> <p>これらの受託事業は、局と会社との一体的な事業運営の下、今後も長期的に継続すると見込まれるものであり、効率性に加え、公共性や経営の透明性も求められるものである。</p> <p>そのため、受託業務に応じた適切な受託経費を見積り、原価管理、損益分析を行い、公表するなど、経営の効率性・透明性を確保する必要がある。</p> <p>会社は、受託事業に係る効率性・透明性を確保されたい。</p>	<p>会社は、(ア)について、単価・数量等、積算方法を積算基準により新たに定め、合理的な見積額を算出できるようにした。この積算基準に基づき、平成30年度契約から見積書を作成した。</p> <p>【2-ア、2-イ】</p> <p>また、(イ)について、自主事業と受託事業を同じ部門で経理している「アーカイブス事業」の費用の按分の考え方を定め、受託契約に要した費用を把握できるようにした。</p> <p>(ウ)については、平成29年度決算において、具体的な原因分析を行うとともに、区分経理に基づく受託経費の公表をホームページ上で行った。【1-エ】</p>			
					1	2	
					ア	イ	ウ
			◎	○	○		
19	下水道局 (東京下水道エネルギー株式会社)	賞与引当金を計上すべきもの	<p>会社は、経理規程第3条により、会計年度を毎年4月1日から翌年3月31日までと定めている。また、給与規程第21条により、6月と12月に社員に対して賞与を支給するとし、6月に支給する賞与の対象期間は、前年度の12月から5月までの6か月間としている。</p> <p>ところで、対象期間のうち、12月から3月までの4か月分の金額については、前年度に属するものであるため、平成27年度は408万1,414円、平成28年度は405万5,028円を賞与引当金として貸借対照表に計上すべきところ、会社はこれを行っておらず、適正でない。</p> <p>会社は、賞与引当金を計上されたい。</p>	<p>会社は、勘定科目表に「賞与引当金」を明示し、平成29年12月以降、賞与対象期間の前年度に属する賞与対象額については、賞与引当金として、貸借対照表に適正に計上した。</p> <p>【1-ウ、2-ア】</p>			
					1	2	
					ア	イ	ウ
		◎		○			

【意見・要望事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要				
	措置区分							
20	福祉保健局 (公益社団 法人東京都 医師会)	運営状況の 評価につい て	<p>医師会は、病院を運営するに当たり、局と年度協定を締結しており、同協定第8条に、病院の管理運営状況について、局が、評価を実施することとしている。</p> <p>また、局は、この評価をするに当たり、東京都総務局策定の東京都指定管理者管理運営状況評価に関する指針に基づき福祉保健局指定管理者評価実施要綱（平成19年6月27日付19福保総企第210号）の評価項目及び評価基準を定め、評価を行っている。</p> <p>ところで、この評価項目について見たところ、患者サービスの向上に向けた取組結果である医業収益、施設等の良好な管理の一環である災害時の備え、個人情報保護、適切な経理処理及び都有財産の管理について実態を踏まえた評価が適切に行われていないことが認められた。</p> <p>局は、運営状況の評価について、実態を踏まえた評価を行うなど、評価項目を適切に運用することが望まれる。</p>	<p>局は、平成29年度の評価において、医業収益、災害時対策、個人情報保護、経理処理及び財産管理等について監査での指摘事項及びその後の改善状況を踏まえた適切な評価を行った。【2-イ】</p>				
					1		2	
					ア	イ	ウ	エ
					◎			

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
	措置区分			
21	港湾局 (株式会社 東京臨海ホ ールディン グス)	グループ経 営について	<p>会社が、持株会社として、計画で策定した経営方針及びその具体化に向けた取組について、子会社が効率的に実施するための経営管理を適切に行っているか検証したところ、次のとおり、更なる改善の余地が認められた。</p> <p>(ア) 経営管理 経営管理に係る諸制度の運用について見たところ、次の状況が見受けられた。</p> <p>a 経営目標・経営評価制度について、計画との整合性を考慮して子会社が設定・評価したものをヒアリングの上、会社が承認・評価しているが、目標の設定時期が遅い、目標の困難度、配点・採点基準が子会社間で差異があるなど、計画の推進には必ずしも有効なものとなっていない。また、計画に目標数値・期間等の指標がないことなどから、計画の進行管理の面においても改善すべき状況にある。</p> <p>b リスク管理について、子会社が策定したリスク管理活動計画を確認しているが、子会社における取組の適正性を重視したものとなっており、グループとしての統一的・総合的視点による現状分析、課題及び対応策の検討や、グループのリスク管理計画策定の検討などが行われておらず、グループ全体での効率的な業務運営の視点が不足している。</p> <p>c 内部監査については、年度ごとに基本計画、実施計画を策定し、重点監査事項を定め、子会社の監査を行い、指摘事項等がある場合は改善状況を確認しているが、適正性の観点に留まり、子会社の取組の中で各社に拡大可能な事項については情報提供に留まっているなど、内部監査の目的とする効率的な業務運営の視点が不足している。</p> <p>d 業務運営協定に基づく協議等において、各年度の予算の協議を受け、承認しているが、中長期事業計画がない中で予算協議が行われるなど、計画との整合性の確認が十分でない。</p> <p>(イ) 資金効率の向上 グループファイナンスによる資金効率の向上に係る取組について見たところ、次の状況が見受けられた。</p> <p>a 長期計画の策定について、子会社に長期資金見積書を提出させているが、子会社の事業計画、資金計画及び内部留保の見極めによる外部負債の最小化や、金融費用の</p> <p>(次頁へ続く)</p>	<p>(ア) 経営管理 会社は、グループ全体の経営について、新たに監理団体の評価対象に位置付けられた経営改革プランにおいて設定した指標により進行管理を行っている。また、子会社に対する経営管理については、次のとおり行うこととした。</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営目標評価制度では、平成29年度に目標の困難度、配点・採点基準等を見直し、進捗管理を行った。また、平成30年度の経営目標の設定時期を9月から6月に変更した。 中期リスク管理計画（平成30年7月策定）において、新たに「グループ共通のリスク項目」を設定し、グループ全体で取り組んでいく仕組みを構築した。 内部監査では、中期内部監査計画において、「業務改善に向けた取組」を重点項目として設定し、グループ全体での業務効率の視点を加え検証していくこととした。 平成30年度の予算協議では、事業計画や投資計画等と整合する長期資金見積書を踏まえ、内容を精査し、承認手続を行った。また、今後は、経営改革プランとの整合性も踏まえて、予算協議を行っていくこととする。【2-ウ】 <p>(イ) 資金効率の向上 会社は、株式会社ゆりかもめにおける市中金融機関からの借入金の借換えを平成29年度末に実行し、金融費用を低減させることができた。平成30年度に、子会社から新たな預入れがあった。【1-エ】 会社は、今後、中長期の資金計画を把握するため、子会社に対し長期資金見積書の提出及びヒアリングの実施をすることとし、平成30年2月19日開催のグループ課長会において、子会社に協力を依頼した。また、平成30年3月、会社は、子会社から長期資金見積書の提出及びヒアリングを実施しており、今後もグループファイナンスを活用した外部負債の最小化、並びに金融費用の低減を図っていく。【2-ウ】</p> <p>(ウ) 総合的な広報の展開 会社は、「東京お台場.net」の課題解決に向け、アクセス分析を行い、段階的にサイト更新を行ってきたが、本格的なリニューアルのために平成30年5月に委託業者を決定し、同年8月15日現在、業者との12回の打合せを行い、準備を進めている。 また、リニューアル後のアクセス状況等の分析は、運営委託の仕様書</p> <p>(次頁へ続く)</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要			
	措置区分						
21	港湾局 (株式会社 東京臨海ホ ールディン グス	グループ経 営について	<p>(前頁から)</p> <p>低減の検討が十分でない。</p> <p>b 資金調達力の向上について、平成27年度から新たに、短期運用(3か月、6か月、9か月)を行っているが、子会社の申し出た金額を預入対象金額としており、子会社の月中支払予定額超過資金をグループファイナンスへ預入れさせていない例や、子会社が、余剰金の運用を独自に行っている例がある。余剰資金のグループファイナンスへの預入れが、必ずしも徹底されていない。</p> <p>(ウ) 総合的な広報の展開</p> <p>a 「東京お台場.net」について、臨海地域の賑わいの創出、地域の活性化に資する情報を発信しているが、2年連続の閲覧者数大幅減少の原因分析・検証を翌年度の10月以降に行っているなど、対応を速やかに行っていない。</p> <p>b 「東京お台場FreeWiFi」について、設置を促進し利用環境を整備するとともに、利用案内及び設置箇所を4か国語のステッカーにより周知するなどしているが、目標時期、設置箇所・数量等の整備計画がない、また、グループとしての利用環境整備・利用促進の取組が十分でない。</p> <p>c 「東京お台場.net」、「東京お台場FreeWiFi」以外の多言語案内や総合的な広報の展開に向けた、会社と子会社とが連携した取組が少ない。</p> <p>また、グループとしての統一的・総合的な広報戦略が確立しておらず、ノウハウの集約、情報の共有化など効率的・機動的かつ効果的な広報を行う体制が整っていない。</p>	<p>(前頁から)</p> <p>にサイト運営要件として、3か月に1回サイトの分析等を盛り込んでおり、分析結果を踏まえ速やかに適宜改善を図っていくこととした。</p> <p>【1-E】</p> <p>平成30年6月25日に広報・企画担当課長会を開催し、グループ間の情報共有と連携強化を進めていくことを確認した。</p> <p>連携強化の具体策として、平成30年9月21日から同月23日まで開催された味わいフェスタで広報活動を行った。また、グループの広報戦略は平成30年9月に作成しており、より効果的な広報を行っていくこととした。【2-U】</p>			
					1	2	
					ア	イ	ウ
			◎				○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要				
	措置区分							
22	港湾局 (株式会社 東京臨海ホ ールディン グス)	効率的・効 果的なグル ープ経営に 向けた指 導・監督に ついて	<p>東京都監理団体指導監督要綱（平成9年3月31日付8総総行第201号）及び東京都監理団体指導監督基準（平成9年3月31日付8総総行第202号）において、監理団体を所管する局等の長は、</p> <p>① 監理団体に対し、事業及び収支に係る調査を行い、又は報告を求めるなど、当該団体の業務運営の状況の把握に努める</p> <p>② 指導監督事務を的確に行うため、監理団体との間に「業務運営に関する協定」を締結する</p> <p>などにより指導監督を行うとされている。</p> <p>特に、持株会社に対しては、当該持株会社とその子会社を全体として一つの監理団体と捉え、適切に指導監督を行うものとされ、</p> <p>① 持株会社の子会社の運営等の管理に当たり子会社管理規程等を定め、子会社との間に業務運営に関する協定を締結することなどの規程等の整備</p> <p>② 予算・事業計画の作成・変更及び子会社管理規程の制定・改廃に係る協議、決算報告・事業報告に係る都への報告</p> <p>などの基準が定められている。</p> <p>これらを受けて、港湾局は、会社と「株式会社東京臨海ホールディングスの業務運営に関する協定書」を締結し、指導監督を行っている。</p> <p>しかしながら、会社に対する前掲の意見・要望事項のとおり、会社が、グループ経営により、グループ全体の経営資源の適正な配分や子会社の企業価値の増大を図るとしているものの、その取組が必ずしも効率的・効果的なものとなっていない状況が認められた。</p> <p>局は、監理団体改革の方向性を踏まえ、持株会社を設立して経営統合した目的に沿って、会社とその機能を十分に発揮したグループ経営を行うよう指導監督することが望まれる。</p>	<p>会社に対し、意見・要望事項を踏まえた対応について、経営改革プランの内容調整やグループ経営計画の進行管理調査などの機会を捉え、会社における検討状況の説明聴取や取組内容の相談など、指導監督を行った。引き続き、経営改革プランの進行状況などを確認し、会社に対して指導監督を行う。【2-ウ】</p>				
					1		2	
					ア	イ	ウ	エ
						◎		

〔平成29年行政監査（システム投資の有効性について）〕

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要				
	措置区分							
23	総務局	手引の記載を見直すとともに、全庁的なシステムの整備方針に適合しているか判断した結果を評価書に明記すべきもの	<p>情報推進企画部は、「システムアセスメント実施要綱」（以下「要綱」という。）及び「システムアセスメントの手引き」（以下「手引」という。）に基づき、システムアセスメントを実施している。要綱によると、企画段階及び要件定義段階のシステムアセスメントは、全庁的なシステムの整備方針（以下「方針」という。）に適合しているか等を判断するために行うとされている。</p> <p>平成26年度から監査日（平成29年11月10日）現在までの企画段階及び要件定義段階の評価書を確認したところ、方針に適合しているかについて部の判断結果が明記されていないものが相当数見受けられた。これは、手引の5「評価の観点」において、例示項目で全庁的なシステム整備方針への適合について明記されていないことが主な原因である。</p> <p>方針に適合しているか判断することは、企画段階及び要件定義段階のシステムアセスメントの目的とされているものであり、この目的が達成されているか評価書から確認できないことは、内部統制の観点から適切でない。</p> <p>部は、手引の記載を見直すとともに、方針に適合しているか判断した結果を評価書に明記されたい。</p>	<p>平成30年4月に全庁的なシステム整備方針への適合状況について、手引及び調査票上の記載を明確化した。この見直しに基づき、システムアセスメントの評価書にも適合状況の評価結果を明記している。【2-U】</p>				
					1		2	
					ア	イ	ウ	エ
24	総務局	改善に向けた検討等を求める事項の取扱いについて定めるべきもの	<p>情報推進企画部は、要綱に基づきシステムアセスメントを実施し、その結果をまとめた評価書で5段階評価を行っており、評価結果が4のシステムは、指摘事項の改善を行い、総務局情報通信企画部長に報告しなければならない。</p> <p>ところで、部が平成26年度から監査日（平成29年11月10日）現在までに作成した評価結果が4の評価書（31件）を見たところ、指摘事項が記載されていない事例が11件あり、「一部改善が必要」とする評価段階4の基準に合致しないことが認められた。</p> <p>部は、改善を要する事項を指摘事項とし、改善に向けた検討を求める事項を「意見」として評価書に記載しており、指摘事項がなく「意見」のみ記載する場合であっても、評価結果を4とすることは問題ないとしている。</p> <p>しかしながら、「意見」の定義がないこと及び「意見」が付された場合の取扱いについての規定がないことから、これに基づいて評価結果を決定することは、内部統制の観点から適切でない。</p> <p>部は、改善に向けた検討等を求める事項の取扱いについて定められたい。</p>	<p>部は、平成30年4月に手引を修正し、「意見」を、改善について検討を求めるものと定義して、評価結果が4で「意見」が付された場合には、意見の検討を行い、総務局情報通信企画部長に報告しなければならないと定めた。また、新たな項目として、「要望」を設け、現段階で改善に向けた検討は不要だが、今後留意を求めるものと定義づけた。</p> <p>この見直しに基づき、システムアセスメントの評価書でも、「指摘事項」、「意見」、「要望」を用いた評価を実施している。【2-U】</p>				
					1		2	
					ア	イ	ウ	エ

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要				
	措置区分							
25	総務局	予算調整及び契約協議において、具体的に確認する事項を明文化すべきもの	<p>情報推進企画部は、財務局からの依頼に応じ、システムに係る経費について予算調整を行うとともに、東京都電子情報処理規程に基づき、各局とのシステムに係る契約協議を行っている。</p> <p>予算調整及び契約協議について見たところ、部は、予算調整について、手順書で予算調整の流れ、注意点等を定め、これにのっとり事務を行っているが、予算調整において具体的に確認する事項をチェックリスト等で明文化していないことが確認された。また、契約協議についても具体的に確認する事項について明文化していないことが確認された。</p> <p>このため、担当者間で確認事項に漏れや差異が生じるおそれがあり、内部統制の観点から、適切でない。</p> <p>部は、予算調整及び契約協議において、具体的に確認する事項を明文化されたい。</p>	平成29年度のシステムライフサイクル支援業務委託の成果物として作成されたチェックリストを活用して、平成30年度の予算調整・契約協議における具体的な確認を行っている。【2-ウ】				
					1		2	
					ア	イ	ウ	エ
						◎		

〔平成29年行政監査（企画提案方式等による契約及び業務委託契約について）〕

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要				
	措置区分							
26	産業労働局	企画提案方式による委託訓練について実施可否の判断及び経費の設定を適切に行うべきもの	<p>中央・城北職業能力開発センターでは、雇用就業部が定めた実施要領等に基づき、企画提案方式により契約を締結し、委託訓練を実施している。委託契約書によれば、委託費として基本的経費と受講生1人当たり月額訓練単価の合計額を支払うとしているが、その内訳を見ると、訓練全体に係る経費として定員1人について月3万円、受講生1人当たりの訓練単価として月3万円としている。</p> <p>ところで、平成29年1月入校の定員30人の当該訓練の実績を見たところ、最低履行人員を20人としているにもかかわらず、受講者応募状況が3人でありながら、中止させることなく実施させ、委託料320万余円を支払っている。</p> <p>また、実施事業者募集要項には、実技科目について受講生おおむね15人につき指導者1人以上の配置をすることとしている（危険を伴う科目は10人に1人以上）にもかかわらず、これを反映させた支払単価の設定をしていない。</p> <p>しかしながら、応募人員が少ない場合は、訓練そのものを中止するか、訓練に係る講師人数が変動することを想定して、基本的経費を設定すべきである。</p> <p>局は、企画提案方式による委託訓練について実施可否の判断及び経費の設定を適切に行われたい。</p>	<p>平成30年1月9日に局内契約担当者説明会を開催し、今後、要領等を改正することや、再発防止について、担当者へ注意喚起した。【2-エ】</p> <p>平成30年8月に実施要領を改正（平成30年8月31日施行）し、平成31年度実施分から基本的経費と受講生1人当たりの訓練単価について、それぞれ単価改訂を行い、委託経費削減となるよう改めた。【2-ア】</p>				
					1		2	
					ア	イ	ウ	エ
				◎			○	

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要				
	措置区分							
27	福祉保健局	各局独自の業務に係る委託の費用負担区分を明確にし、契約変更を適切に行うべきもの	<p>局は、認知症とともに暮らせる社会に向けた地域ケアモデル事業の実施に当たり、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター（以下「センター」という。）に特命で事業を委託しており、実施期間は平成28年度及び平成29年度の2年間、実施内容は、（ア）生活実態調査の実施、（イ）介入研究の実施、（ウ）評価検証の実施としている。</p> <p>平成28年度の経費内訳書によると、年度当初に全額概算払で支出し、履行期間終了後直ちに精算を行い、残額225万2,733円を返納させている。</p> <p>また、仕様書によると、着手時にセンターが事業計画書を作成し、局が承認することとなっている。</p> <p>ところで、委託契約書及び当該精算額の確定に関する書類を見たところ、次のとおり、不適切な点が認められた。</p> <p>① 精算額の確定に当たっては、精算内訳書の内容審査及び経費の区分ごとの履行確認を十分に行うことが必要であるにもかかわらず、計画（契約書の経費内訳書）と実際の履行後の精算額内訳書の区分が異なり、どのような理由で、どの区分の金額に差異が生じているか不明確となっている。</p> <p>② センターから委託完了後に提出される実績報告書・生活実態調査報告書では、「（イ）介入研究の実施」の一部は次年度報告となっており、また、「（ウ）評価検証の実施」についての記載はなく、実施する内容に変更が生じたにもかかわらず、契約変更するなど必要な手続きがとられていない。</p> <p>局は、各局独自の業務に係る委託の費用負担区分を明確にし、契約変更を適切に行われたい。</p>	<p>局は、平成30年3月19日付けで、局内に本指摘に係る注意喚起を文書により行った。平成29年度の委託契約においては、契約書の経費内訳の区分により精算額の確認を行った①ほか、委託内容の変更に伴いセンターと適切に協議を行った②。【2-エ】</p>				
					1		2	
					ア	イ	ウ	エ

〔平成29年度各会計歳入歳出決算審査〕

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要				
	措置区分							
28	総務局	債権が計上漏れとなっているもの	債権5万6,000円(敷金)が計上漏れとなっている。	平成30年10月31日、公有財産増減異動通知書を会計管理者へ提出し、修正手続を行った。【1-ウ】 敷金の支出時から返還時に至るまで、債権であるという明確な認識を持ち、適正に管理していく。年度末に処理する場合には、着実に継承できるよう次年度への引継事項として引継書に明記することや、敷金支出意思決定の際に敷金が資産計上されていることを確認し、処理に遺漏がないようにすべきことについても引継書に明記するよう、平成30年8月30日付事務連絡によって、部の担当者間で周知を行った。【2-ウ】				
					1		2	
					ア	イ	ウ	エ
		◎				○		
29	財務局	会計処理において調定額及び収入未済額が過大計上されているもの	(款) 諸収入(項) 物品売払代金 (目) 不用品売払代金において、調定額及び収入未済額が各6万円過大に計上されている。	過大に計上されていた調定額及び収入未済額の各6万円について、平成30年8月7日に財務会計システムにより修正処理を行った。【1-ウ】 経理部は、平成30年8月8日に、各部の計理担当者に対し、「収入未済額繰越一覧表」に記載された案件については、財務会計システム上自動的に調定登録されるため、別途調定登録は不要である旨、個別の説明を行い周知を図った。 加えて、各部の計理担当者(課長代理)の全員に対し、収入未済額繰越一覧表を活用した適切な進捗管理を行うことについてメール(事務連絡)を送付し、改めて注意喚起を行った。 また、財務会計システムの歳入予算執行状況一覧表で、適時、調定登録及び収入の状況を確認し、適正な会計処理の実施に努める。【2-エ】				
					1		2	
					ア	イ	ウ	エ
		◎					○	
30	都市整備局	会計処理において調定額及び収入済額が過大計上されているもの	(款) 諸収入(項) 雑入(目) 雑入において、調定額及び収入済額が各187万1,100円過大に計上されている。	出納整理期間において新規の歳入調定を行う際、その内容について執行担当及び経理担当で事前に情報の共有を行い、それぞれにおいて担当者及び課長代理による複数チェックを行うこととした。 【2-ウ】 平成30年8月21日、第二市街地整備事務所課長会において、監査結果及び再発防止について周知徹底した。 【2-エ】				
					1		2	
					ア	イ	ウ	エ
						◎	○	

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
31	都市整備局	債権が過大計上されているもの	債権11万9,300円(区画整理清算金)が過大に計上されている。	平成30年10月24日、公有財産増減異動通知書を会計管理者へ提出し、修正手続を行った。【1-ウ】 公有財産増減異動通知書で報告すべき債権の具体的な記入例を作成し、第二市街地整備事務所関係者(執行担当、財産担当及び経理担当)間で情報を共有するとともに、財産の異動に係る手続を行う際には、それぞれにおいて担当者及び課長代理による複数チェックを行うこととした。【2-ウ】 平成30年8月21日、所内課長会において、監査結果及び再発防止について周知徹底した。【2-エ】								
					1		2					
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
							◎				○	○
32	福祉保健局	建物が過大登載及び登載漏れとなっているもの	建物1,888.57㎡(石神井学園児童棟ほか7件)が過大に登載されている。 建物3,215.94㎡(石神井学園児童棟(一般寮A棟)ほか13件)が登載漏れとなっている。	平成30年9月5日付事務連絡により、局内へ当該指摘事例の概要及び今後の適切な処理について周知し、再発防止を図った。【2-エ】 過大に登載されていた石神井学園児童棟ほか7件の建物については、平成30年9月14日に所管部において財産情報システムの「除却払」の登録を行い、公有財産台帳を閉鎖した。【1-イ】 登載漏れとなっていた石神井学園児童棟(一般寮A棟)ほか13件の建物については、平成30年9月10日及び同月18日に所管部において財産情報システムの「新築受」の登録を行った。 【1-イ】								
					1		2					
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
						◎						○
33	福祉保健局	物品が過大登載及び登載漏れとなっているもの	物品12点(ベッドサイドモニター5点ほか7点)が過大に登載されている。 物品1点(消毒洗浄装置)が登載漏れとなっている。	過大に登載されていた物品については、平成30年6月19日に5点、同年7月30日に1点、同年8月10日に5点、同年9月5日に1点、物品管理システムに削除入力を行った。【1-イ】 登載が漏れていた物品については、平成30年7月31日に1点、物品管理システムに登録を行った。【1-イ】 平成30年9月14日付各部物品管理担当課長宛事務連絡により、物品管理システムの登録誤り、登録漏れ等がないよう、正確かつ漏れのないシステム登録について、局内周知を行った。【2-エ】								
					1		2					
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
							◎					○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要				
	措置区分							
34	産業労働局	商標権が登録漏れとなっているもの	商標権4件（By TOKYOほか3件）が登録漏れとなっている。	<p>登録漏れとなっていた商標権4件について、平成30年7月13日に、財産情報システムに登録をした。また、平成30年10月24日、公有財産増減異動通知書を会計管理者へ提出し、修正手続を行った。【1-U】</p> <p>局は、平成30年9月5日付けで、局内に当該指摘事例及び適正な処理について周知し、類似事務を扱う他の所属に対しても再発防止を図った。【2-E】</p>				
					1		2	
					ア	イ	ウ	エ
		◎					○	
35	産業労働局	出資による権利が過大登録されているもの	出資による権利204万5,473円（公財）東京都農林水産振興財団出せん金（水産認証取得支援基金）が過大に登録されている。	<p>過大に登録されていた出資による権利204万5,473円について、平成30年8月6日に、財産情報システムから削除した。【1-U】</p> <p>農林水産部は、平成30年8月16日付けの文書において、今回の指摘事例を部内全職員に周知し、出資による権利の年度末時点の残高確認について改めて注意喚起を行った。【2-E】</p> <p>局は、平成30年9月5日付けで局内に当該指摘事例及び適正な処理について周知し、類似事務を扱う他の所属に対しても再発防止を図った。【2-E】</p>				
					1		2	
					ア	イ	ウ	エ
		◎					○	
36	建設局	船舶が登録漏れとなっているもの	船舶1隻33.00総トン（すみだ1号2号）が登録漏れとなっている。	<p>第一建設事務所は、登録漏れとなっていた船舶1隻について、平成30年10月1日、公有財産増減異動通知書を会計管理者へ提出し、修正手続を行った。【1-U】</p> <p>また、フロー図を作成して事務処理の流れや役割分担を明確化し、平成30年8月6日に、関係する工事課及び庶務課の担当職員に周知徹底を図った。【2-U】</p> <p>建設局は、平成30年8月3日付事務連絡「「公有財産台帳」及び「公有財産、債権及び基金増減異動通知書」に係る適正な事務処理について」により、局内各部所に対し、周知徹底を図った。【2-E】</p>				
					1		2	
					ア	イ	ウ	エ
		◎				○	○	
37	東京消防庁	物品が過大登録されているもの	物品3点（動力ポンプ）が過大に登録されている。	<p>物品3点について、平成30年6月12日付けで物品管理システムから削除した。【1-U】</p> <p>渋谷署は、物品の削除や廃棄の際は、システム処理画面、削除物品の再検索の結果等について、備品担当者と経理担当者の複数チェックによる確認作業を確実に行うことで再発防止を図るよう係内に周知した。</p> <p>庁は、平成30年9月11日付財務課長通知「平成29年度各会計歳入歳出決算審査の実施結果等について」により、適正な物品管理事務の推進及び留意事項等について周知を図った。【2-E】</p>				
					1		2	
					ア	イ	ウ	エ
		◎					○	

〔平成29年度公営企業各会計決算審査〕

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要				
	措置区分							
38	交通局	会計間の費用の負担を適正に行うべきもの	<p>局は、車内、駅構内等の広告に関する事務を所管しており、広告媒体の位置等を図示するため、契約により地下鉄及び日暮里・舎人ライナーの駅構内図を作成している。</p> <p>ところで、地下鉄の収支は高速電車事業会計で、日暮里・舎人ライナーの収支は交通事業会計で経理しており、会計ごとに経費を計上しなければならない。</p> <p>作成経費の内訳を見ると、地下鉄、日暮里・舎人ライナーのそれぞれに直接要する経費（直接経費）及び共通する経費（共通経費）に区分できるものとなっていることから、各会計に計上すべき作成経費は、直接経費をもとに算出すべきところ、局は、作成経費全体を広告料収入比率であん分して算出しており、適切でない。</p> <p>局は、会計間の費用の負担を適正に行われたい。</p>	<p>資産運用部は、高速電車事業会計にて過大に支出した委託代金32万8,799円（税抜）について、過年度修正として平成30年8月23日付けで交通事業会計に振替処理を行った。</p> <p>【1-ウ】 また、資産運用部は、平成30年9月18日実施の部内会議において同日付けの事務連絡を發出し、会計処理における各会計の適正な費用負担について、注意点を各課に通知し、周知徹底した。</p> <p>【2-エ】</p>				
					1		2	
					ア	イ	ウ	エ
		◎						○

〔平成30年定例監査〕

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要			
	措置区分						
39	総務局	防災訓練アドバイザーの契約を適正かつ効果的に行うべきもの	<p>総合防災部は、委託契約により、区市町村における防災訓練の専門知識充実や人員支援を目的として、希望する区市町村における防災訓練の企画・運営・実施を支援するために、防災訓練アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を派遣している。</p> <p>この契約では、アドバイザーが、委託者及び派遣先区市町村と防災訓練の実施内容について協議する前に、派遣先区市町村の地震・風水害・津波のいずれの災害による被害が深刻と想定されるかについて把握を行い、被害特性報告レポート（以下「レポート」という。）にまとめることとなっているが、受託者から提出されたレポート等を見たところ、地震についてのみが記載され、風水害や津波について、被害特性を比較・調査した記載が確認できなかった。</p> <p>部は、アドバイザーの契約を適正かつ効果的に行われたい。</p>	<p>平成30年度の契約では被害特性報告レポートについて、仕様書上の内容に従って作成するよう受託者に対して改めて指示を行い、レポートの提出を受けた。【2-ウ】</p>			
					1	2	
					ア	イ	ウ
						◎	
40	総務局	リース契約の契約目途額について適正な積算を行うべきもの	<p>人権部はネットワークサーバ機器等の借入れについて、リース契約を行っている。</p> <p>ところで、リース契約の契約目途額の積算について見たところ、サーバ本体、ディスプレイ及びUPS（無停電電源装置）について、リース料及び保守料を計上しているにもかかわらず、同製品の保守を行うサーバ保守パックの費用も計上しており、当該保守料が二重に算出されている。</p> <p>また、IT経費適正化マニュアル（総務局作成）によれば、ライセンス契約に保守が含まれている市販ソフト（オフィス統合ソフト）については、保守料を算出しないこととされているにもかかわらず、市販ソフトのウィルス対策ソフトの保守料を別途算出している。</p> <p>この結果、21万9,736円（監査事務局試算）が過大積算されている。</p> <p>部は、リース契約の契約目途額について適正な積算を行われたい。</p>	<p>リース契約の実施原議を作成する際は、リース料率、保守料率等に関して、契約目途額が適正に積算されているかについて複数チェックを徹底することや、部管理担当への協議、決裁権者の管理職等に実施原議の回付を行うに当たっては、個別説明をルール化することについて、平成30年8月30日付事務連絡によって、部内で周知を行った。【2-ウ】</p>			
					1	2	
					ア	イ	ウ
						◎	

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
41	主税局	複数の筆の土地を一画地として認定すべきもの	品川都税事務所は、一体として利用されている複数の筆の土地を一画地として認定しておらず、適正でない。 その結果、3万7,200円の課税不足が発生している。 所は、画地の認定を適正に行われたい。	指摘に係る問題点について、品川都税事務所は利用状況を確認し、画地の見直しを行った。地方税法（昭和52年法律第226号）第417条第1項に基づき平成25年度以降分から更正することとし、指摘内容を踏まえた修正を行った。平成30年4月27日に価格決定を行い、同年5月10日に賦課決定を行った。課税不足分は平成30年5月15日に全額納付済みである。【1-ア】 再発防止の取組について、資産税部は、全体課長代理会議（平成30年4月12日）及び事務指導（同年5月16日から同月30日まで）において案件の周知及び注意喚起を行った。【2-エ】								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
					◎							○
42	主税局	複数の筆の土地を一画地として認定すべきでないもの	品川、渋谷及び杉並各都税事務所は、一体として利用されているとは言えない複数の筆の土地を一画地として認定しており、適正でない。 その結果、6件について55万4,138円の課税超過が発生している。 各所は、画地の認定を適正に行われたい。	指摘に係る問題点について、各都税事務所は利用状況を確認し、画地の見直しを行った。地方税法第417条第1項に基づき平成25年度以降分から更正することとし、指摘内容を踏まえた修正を行った。平成30年5月31日までに価格決定を行い、同年6月8日までに賦課決定を行った。課税超過分は平成30年7月23日までに全額還付済みである。【1-ア】 再発防止の取組について、資産税部は、全体課長代理会議（平成30年4月12日）及び事務指導（同年5月16日から同月30日まで）において案件の周知及び注意喚起を行った。【2-エ】								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
					◎							○
43	主税局	土地の用途の認定を適正に行うべきもの	品川、渋谷及び杉並各都税事務所は、住宅用地・非住宅用地の認定を誤っており、適正でない。 その結果、2件について20万9,900円の課税不足、1件について7万円の課税超過が発生している。 各所は、土地の用途の認定を適正に行われたい。	指摘に係る問題点について、各都税事務所は利用状況を確認し、用途の認定の見直しを行った。地方税法第417条第1項に基づき平成25年度以降分から更正することとし、指摘内容を踏まえた修正を行った。平成30年4月27日までに価格決定を行い、同年5月10日までに賦課決定を行った。課税不足分及び課税超過分は平成30年5月15日までに全額納付又は還付済みである。【1-ア】 再発防止の取組について、資産税部は、全体課長代理会議（平成30年4月12日）及び事務指導（同年5月16日から同月30日まで）において案件の周知及び注意喚起を行った。【2-エ】								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
					◎							○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要				
	措置区分							
44	主税局	小規模住宅用地及び非住宅用地と認定する面積の計算を適正に行うべきもの	<p>練馬都税事務所は、共同住宅の敷地（住宅戸数10戸、895.00㎡）を小規模住宅用地として601.40㎡、駐車場の敷地を非住宅用地として293.60㎡と認定している。</p> <p>しかしながら、現地を確認したところ、共同住宅の敷地と駐車場及び資材置場の敷地は塀で明確に区分されており、全敷地に対する小規模住宅用地及び非住宅用地それぞれの面積割合に誤りがあることが認められた。</p> <p>そこで、所有者立会いの下、共同住宅の敷地を計測したところ、面積は約465.75㎡となり、小規模住宅用地及び非住宅用地と認定している面積が、それぞれ適正でない。</p> <p>その結果、95万500円の課税不足が発生している。</p> <p>所は、小規模住宅用地及び非住宅用地と認定する面積の計算を適正に行われたい。</p>	<p>指摘に係る問題点について、練馬都税事務所は利用状況を確認し、用途の認定に関する計算の見直しを行った。地方税法第417条第1項に基づき平成25年度以降分から更正することとし、指摘内容を踏まえた修正を行った。平成30年4月27日に価格決定を行い、同年5月10日に賦課決定を行った。課税不足分は平成30年5月28日に全額納付済みである。【1-ア】</p> <p>再発防止の取組について、資産税部は、全体課長代理会議（平成30年4月12日）及び事務指導（同年5月16日から同年5月30日まで）において案件の周知及び注意喚起を行った。【2-エ】</p>				
					1		2	
					ア	イ	ウ	エ
◎							○	
45	主税局	特別区外の償却資産について賦課徴収した固定資産税を還付すべきもの	<p>渋谷都税事務所において、所有者Aの平成29年度償却資産課税台帳を見たところ、特別区外の地方団体名等が資産名称に使われている償却資産6点が登録されていた。</p> <p>所は、本件償却資産が渋谷区内に所在するものとして固定資産税を賦課徴収していたが、この申告内容については速やかに所有者に確認する必要がある。</p> <p>監査日以降、所はAに本件償却資産が賦課期日時点で特別区外に所在していたことを確認し、修正申告を依頼している。</p> <p>所は、特別区外の償却資産について賦課徴収した固定資産税を還付されたい。</p>	<p>指摘に係る問題点について、渋谷都税事務所は、所有者に対し平成29年度分の修正申告を求め、指摘のとおり更正を行った。</p> <p>平成30年4月27日に修正した価格を課税台帳に登録、同年5月10日に賦課決定を行い、同年5月18日に全額還付した。【1-ア】</p> <p>再発防止の取組について、資産税部は、全体課長代理会議（平成30年4月11日）及び事務指導（同年5月15日から同年6月1日まで）において案件の周知及び注意喚起を行った。【2-エ】</p>				
					1		2	
					ア	イ	ウ	エ
◎							○	
46	主税局	固定資産税（償却資産）の課税を適正に行うべきもの	<p>練馬都税事務所が提出を受けた平成29年度償却資産申告書を見たところ、平成26年から平成27年中に取得したCAD等（63万1,000円）が償却資産として記載されている。これらは、無形固定資産であり、申告の対象とならないものであるが、所が課税していることは適正でない。</p> <p>この結果、1万1,424円の課税超過が発生している。</p> <p>所は、過年度分の固定資産税（償却資産）を適正に課税されたい。</p>	<p>指摘に係る問題点について、練馬都税事務所は、関与税理士に対し、当該資産が無形固定資産である事実を確認し、指摘のとおり更正を行った。</p> <p>平成30年3月30日に修正した価格を課税台帳に登録し、同年4月10日に賦課決定を行った。課税超過については平成30年4月20日に全額還付済みである。【1-ア】</p> <p>再発防止の取組について、資産税部は、全体課長代理会議（平成30年4月11日）及び事務指導（同年5月15日から同年6月1日まで）において案件の周知及び注意喚起を行った。【2-エ】</p>				
					1		2	
					ア	イ	ウ	エ
◎							○	

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要															
	措置区分																		
47	主税局	高額滞納者に対する事後調査を適切に行うべきもの	<p>納税者が地方税を納期限までに完納せず、督促を行ってもなお納付されない場合は、滞納処分を執行するが、当該納税者に滞納処分をすることができる財産がないときは、地方税法第15条の7第1項各号に基づき、滞納処分の執行を停止することができる」とされている。</p> <p>また、停止が3年間継続したときは、地方税法第15条の7第4項に基づき、納税義務は消滅するが、停止後3年以内に停止の原因がなくなると認められるときは、地方税法第15条の8第1項に基づき、当該停止を取り消さなければならないとされている。</p> <p>ところで、各都税事務所では、停止額が高額である滞納者については、停止決定から2年を経過した日以後、停止期間が満了する日までに、停止継続の可否を調査することとしている。</p> <p>しかしながら、千代田都税事務所における高額滞納者に対する事後調査について見たところ、監査日（平成30年2月13日）現在、事後調査を行わずに納税義務が消滅した事例が認められた。</p> <p>所は、高額滞納者に対する事後調査を適切に行われたい。</p>	<p>再発防止の取組について、徴収部は、平成30年4月から同年5月にかけて、全都税事務所に対して実施する事務指導において、本指摘に関する情報共有と事務処理の是正に関する注意喚起を行った。また、平成30年9月14日実施の徴収部門全体課長会において、全都税事務所の徴収課長に対し、適切に停止の事後調査を行うよう指導した。【2-エ】</p>															
					1	2													
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ							
																			◎
48	主税局	申請による換価の猶予の適否を速やかに判断すべきもの	<p>所は、法人住民税等を滞納している法人Gから、平成29年8月31日に換価の猶予の申請を受けている。法人Gの申請による分割納付計画について、所は、取扱いに基づき、平成30年5月から同年8月まで毎月約420万円の分納額について資金の裏付けを法人Gに求めた。</p> <p>法人Gは休業状態で、不動産仲介を行った場合だけ収入が発生する状態であり、平成30年4月以降に不動産仲介の予定があるとしているものの、資金収支の裏付けについては提出しなかったため、所は法人Gを指導して、申請から約5か月後の平成30年2月5日に換価の猶予の申請を取り下げさせている。</p> <p>換価の猶予の申請時点において滞納処分が可能な財産は金融機関の預金1,375万540円であったが、申請を取り下げた平成30年2月には71万613円に減少している。換価の猶予をしない場合にはこの預金に対し滞納処分を行う可能性があったのであるから、所は、申請書の補正を求めるなどして、速やかに換価の猶予の適否を判断する必要があった。</p> <p>しかしながら、所が適否を判断するまでに5か月が経過しており、適切でない。</p> <p>所は、申請による換価の猶予の適否を速やかに判断されたい。</p>	<p>再発防止の取組について、徴収部は、平成30年4月から同年5月にかけて、全都税事務所に対して実施する事務指導において、本指摘に関する情報共有と事務処理の是正に関する注意喚起を行った。また、平成30年9月14日実施の徴収部門全体課長会において、全都税事務所の徴収課長に対し、適切に申請による換価の猶予を行うよう指導した。【2-エ】</p>															
					1	2													
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ							
																			◎

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
49	主税局	文書管理を 適正に行う べきもの	<p>東京都文書管理規則（平成11年東京都規則第237号）によると、第12条第4項において、「公文書については、毎年4月1日以降第1号から一連番号による文書の番号を付し始め、翌年3月31日に止めるものとする。」と規定されている。</p> <p>ところで、文京都税事務所で作成された公文書（起案文書）を見たところ、誤った方法で文書番号を付した管理が確認された。</p> <p>所によれば、「文書の内容の種別により検索の便を考慮して文書番号を付した」としているが、規則の定めと反するとともに、日付の錯誤等の誤解を招くこととなり、適正でない。</p> <p>所は文書番号を適正に付し、必要によっては、分類記号の見直し、細分化や文書記号の設定の変更を行う等、適正かつ適切な文書管理を行われたい。</p>	<p>指摘に係る問題点について、文京都税事務所では、文書番号の取得に当たり、平成30年4月1日以降、一連番号を付して文書番号の取得を行い、東京都文書管理規則にのっとり適切に管理している。【1-エ】</p> <p>再発防止の取組について、徴収部は、平成30年4月から同年5月にかけて、全都税事務所に対して実施する事務指導において、本指摘に関する情報共有と事務処理の是正に関する注意喚起を行った。また、平成30年9月14日実施の徴収部門全体課長会において、全都税事務所の徴収課長に対し、東京都文書管理規則にのっとり、適正な文書管理を行うよう指導した。</p> <p>また、局としても平成30年5月29日の全体庶務担当課長代理会において適切な文書事務の執行について、同年9月10日の全体所長会、同月13日の全体副所長会において、監査結果の共有と適切な事務処理について周知した。</p> <p>【2-エ】</p>								
					1		2					
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
								◎				○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要				
	措置区分							
50	生活文化局	保守点検業務委託契約に係る履行確認を適正に行うべきもの	<p>計量検定所は、計量の適正な実施を確保するため、計量法（平成26年法律第69号）に基づき、事業者の持ち込む計量器の検定や定期検査、事業者の計量器の立入検査等を行っている。</p> <p>ところで、保守点検業務委託契約の仕様内容及び点検結果について見たところ、監査日（平成30年1月24日）現在、改善を要する点が認められた。</p> <p>ア 昇降機設備保守点検業務委託契約について、受託者から提出された点検報告書を見たところ、実施すべき点検項目について「作業外項目」との記載があり、複数の点検が行われていない旨の報告がされていた。</p> <p>また、特記仕様書の点検項目と点検報告書記載の点検項目の名称が一部合致しないため、点検実施の有無が確認できない状況となっていた。</p> <p>イ 構内交換電話設備保守点検委託契約について、受託者から提出された点検報告書を見たところ、特記仕様書の点検項目と点検報告書記載の点検の名称が一部合致しないため、点検実施の有無が確認できない状況となっていた。</p> <p>ウ ガスヒートポンプエアコン定期点検保守委託契約について、仕様書の点検項目を見たところ、「年1回」の頻度で行う点検項目と、「適宜」行う点検項目を定めているが、保守点検作業結果報告書には「適宜」行う点検項目が未報告であるため、点検実施の有無が確認できない状況となっていた。</p> <p>上記3件の事例について、所にその対応状況を確認したところ、所はその事実を把握しておらず、受託者に問い合わせなければわからない状況であった。所が監査後に受託者に確認したところ、ア、イ及びウの点検については実施済であったとしている。</p> <p>これは、所が、自らが作成した特記仕様書の点検内容を十分に把握しておらず、また、点検実施の有無を十分に確認していなかったことによるものであり適正でない。</p> <p>所は、保守点検業務委託契約に係る履行確認を適正に行われたい。</p>	<p>各受託者と打合せを行い、契約の趣旨である、各機器の安全の維持を図るために必要な具体的点検項目を確認し、それを客観的に明確にするために必要な仕様の表記方法や対応する報告書の書式について検討を行った。</p> <p>平成30年度契約より仕様書を実態に合わせた適切な仕様へと見直しを行い、上記検討結果を反映する改善を行った。</p> <p>【2-イ】</p>				
					1		2	
					ア	イ	ウ	エ
					◎			

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要				
	措置区分							
51	生活文化局	委託契約に係る業務内容を適切に仕様書に定めるべきもの	<p>計量検定所は、職員退庁後の所管施設における火災、盗難等を防止するため、委託契約を締結している。</p> <p>ところで、仕様書を確認したところ、設置すべき警報装置の種別、仕様、形状、個数及び設置場所の記載がないことが認められた。</p> <p>当該委託契約内容の根幹である上記の記載がない状況は、受託者による業務の履行及び委託目的である所管施設の保全が担保されないことになり適切でない。</p> <p>所は、委託契約に係る業務内容を適切に仕様書に定められたい。</p>	<p>受託者と打合せを行い、現在双方で保有している図面の再確認を行うとともに、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの長期継続契約である現行の契約について、平成30年9月3日に委託者と受託者の双方で覚書を取り交わし、契約書に図面を補完した。</p> <p>【1-エ】</p> <p>次回の平成33年4月からの契約更新時には、契約書を改善し、図面を初めから仕様書に添付することとし、担当者の引継ぎを確実にすることとした。</p> <p>【2-イ】</p>				
					1		2	
					ア	イ	ウ	エ
			◎			○		
52	生活文化局	施設利用者の利便に供するよう改善すべきもの	<p>消費生活総合センターは、消費生活相談、図書資料室等の運営、消費生活講座等を実施しており、都民をはじめ多くの利用者が来訪する施設である。</p> <p>ところで、施設の運営状況及び管理体制が利用者の利便に供しているか確認したところ、次の適切でない事例が認められた。</p> <p>(ア) 消費生活総合センター（以下「飯田橋センター」という。）の貸出施設である学習室等の利用申込方法を確認したところ、施設利用の申込方法が、飯田橋センターのホームページ等の広報媒体のいずれにも明示されていないことが認められた。</p> <p>この状況では、新規の利用者が施設の利用方法を把握することが難しく、従前からの施設利用者との公平性が担保されていない。</p> <p>(イ) 多摩消費生活センターの学習室等の利用申込方法を確認したところ、ホームページにあるフロア案内図では、貸出しが可能な施設として実験室が表示されているが、同一ホームページ内の他の画面では、実験室の貸出しは行っていないという正反対の記載が認められた。実際は貸出しが可能であり、正確な情報が提供されていない。</p> <p>(ウ) 飯田橋センター及び多摩消費生活センターで実施している講座の申込方法は、往復はがき、ファクシミリ、電子申請の3種類があるが、一部講座については、往復はがきによる申込みのみに限定していることが認められた。</p> <p>しかしながら、受講申込に係る利便性向上のためには、複数の申込方法を提供すべきである。</p> <p>両センターは、施設の運営及び管理について施設利用者の利便に供するよう改善されたい。</p>	<p>(ア) ホームページ上に飯田橋センターの学習室等の利用案内ページを新設し、施設概要、利用方法等を記載した。【1-エ】</p> <p>(イ) 実験室が貸出可能であることが分かるようフロア案内図を修正した。【1-エ】</p> <p>(ウ) 平成30年度より、実験実習講座の受講申込について、電子申請及びファクシミリによる受付を追加し、利用者の利便性向上を図った。【1-エ】</p> <p>(ア) 及び (イ) について、ホームページの掲載内容について、変更を要する事項が生じた場合、遺漏のないよう複数のチェックのもと、修正を要するページを確認して、その上で変更作業を行うこととした。【2-ウ】</p> <p>(ウ) について、今後も複数の申込方法を都民に提供していくため、事務マニュアルに電子申請及びファクシミリによる受付について追加した。【2-ウ】</p>				
					1		2	
					ア	イ	ウ	エ
			◎			○		

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要			
	措置区分						
53	生活文化局	施設利用者の利便に供するようサインの改善に適切に取り組みべきもの	<p>東京ウィメンズプラザ（以下「プラザ」という。）は、東京都土地信託共同受託者（以下「賃貸人」という。）と、コスモス青山貸室賃貸借契約を締結し、コスモス青山の地下1階、地上1階及び2階の施設において事業を運営している。</p> <p>また、コスモス青山の敷地内にある看板（以下「サイン」という。）に、プラザの所在を掲示するために、賃貸人とプラザは看板の掲示に関する契約（以下「契約」という。）を締結している。</p> <p>ところで、サインの現況を見たところ、監査日（平成30年1月24日）現在、サインに掲示されている文字がかすれて見づらい状態となっていた。</p> <p>このことについて、プラザに確認したところ、平成28年2月に賃貸人に正式に改善を申し入れているものの、未だに履行されていないとしているが、その後のプラザの申し入れは、賃貸人で行う年2回の定例会において口頭で伝えるにとどまっていることが認められた。</p> <p>プラザは、施設利用者の利便に供するようサインの改善に適切に取り組みたい。</p>	<p>当プラザからの再三の要請を行った結果、賃貸人から当該看板の表示について早急に対応すると連絡があり、平成30年4月に改修工事が終了し、改善済みである。【1-エ】</p> <p>施設利用者の更なる都民サービスの向上を図るよう、必要に応じて賃貸人に対して適宜改善等の要望を行っていくこととする。【2-ウ】</p>			
					1	2	
					ア	イ	ウ
			◎				○
54	生活文化局	緊急時の安全かつ円滑な避難誘導等を担保できるよう安全対策を講じるべきもの	<p>消費生活総合センターは、警備業務委託契約を締結している。</p> <p>仕様書の業務内容の一つとして、受託者は平日及び土曜日において緊急時の避難誘導及び消火活動を都職員と協力して行うこととされている。そこで、避難誘導及び消火活動を行うための、センターから受託者に対する指示内容を確認したところ、緊急の際に職員からその場で受託者に指示するとの理由から、あらかじめ指示を行っていないことが認められた。</p> <p>仕様書では、緊急時の避難誘導及び消火活動を協力して行うこととされているにもかかわらず、事前に受託者に避難経路や消火器の位置等を周知していないのは適切でない。</p> <p>センターは、緊急時の安全かつ円滑な避難誘導等を担保できるよう安全対策を講じられたい。</p>	<p>緊急時における避難誘導等の安全かつ円滑な実施を担保するため、平成29年度の契約については実査後直ちに、平成30年度の契約については締結後速やかに、委託事業者に対して、防災に関する情報（消火器の位置、避難経路等）を提供するとともに、災害発生時の行動（都職員と協力して相談者の避難誘導及び初期消火活動を行うこと）について指示を行った。【1-エ】</p> <p>平成30年2月13日及び同年4月12日に行った課内会議において、緊急時における避難誘導の安全かつ円滑な実施のためには、委託事業者に対する事前の情報提供及び指示が必要不可欠であることを再確認し、再発防止を図った。今後も年度ごとに同様の取組を行っていく。【2-エ】</p>			
					1	2	
					ア	イ	ウ
			◎				○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
55	生活文化局	積算を適切に行うとともに、履行確認を適正に行うべきもの	<p>私学部は、平成16年度までに東京都育英資金の奨学生として採用された者に対する返還金に係る事務を行っている。平成17年度の新規貸付分以降は、公益財団法人東京都私学財団が実施主体として、東京都育英資金の貸付事業を行っている。</p> <p>部は、奨学生に対して育英資金の返還金に係る納入通知書等を発送するため、作業委託契約を締結している。</p> <p>この契約の主な内容は、①納入通知書等の帳票を印刷し、②封入封緘(かん)作業(帳票出力、帳票の折込作業、封入封緘作業)等を行うものである。</p> <p>ところで、積算及び履行確認に関する書類を見たところ、次のとおり、不適切な点が認められた。</p> <p>ア 納入通知書等の封入封緘作業に係る予定数量は、前年度の実績数量を反映させておらず合理的な数量となっていない。</p> <p>イ 当該委託の積算において、帳票印刷に係る積算価格は、部が参考に徴した参考見積価格を反映させて積算したとしているが、積算価格は参考見積価格と比して価格が著しく過大であり、その差に合理的な理由がない。</p> <p>また封入封緘作業に係る積算価格は、予定数量が上記アのとおりであることから、合理的な積算価格となっていない。</p> <p>ウ 各種通知書等の納入(発送)状況を確認する必要があるが、監査日(平成30年1月26日)現在、納品書に履行確認を行った際の押印がなく、確認状況が明確となっていない。</p> <p>部は、積算を適切に行うとともに、履行確認を適正に行われたい。</p>	<p>ア及びイについて、平成30年度準備契約分は、指摘事項及び実績を考慮し、予定数量及び価格の積算を行った。</p> <p>今後は、前年度の履行状況を踏まえつつ、万が一、各種帳票の数量の急激な増加に備える観点にも配慮し、更に適正な積算を行うよう努める。</p> <p>ウについて、定期的に契約書類の複数チェックを行い、履行確認を適正に行うように改善した。【2-イ】</p>								
					1		2					
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
										◎		
56	生活文化局	精算を速やかに行うよう指導すべきもの	<p>文化振興部は、東日本大震災で甚大な被害を受けた被災地の復興を支援するため、都が認定したヘブンアーティストを派遣する事業を実施している。</p> <p>当事業において、部は、ヘブンアーティスト運営実行委員会(以下「委員会」という。)と役割を分担して実施しており、部がその経費を負担し、委員会に対して概算払で負担金を支出している。</p> <p>ところで、負担金の執行状況について見たところ、事業は平成29年8月中旬に実施し、精算金額が確定しているにもかかわらず、監査日(平成30年1月17日)現在、委員会に対し、東京都会計事務規則(昭和39年東京都規則第88号)第83条第2項に基づき速やかに精算をさせていないのは適切でない。</p> <p>部は、委員会に対し、精算を速やかに行うよう指導されたい。</p>	<p>被災地支援事業に係るイベント終了後の平成30年5月2日に精算を行った。</p> <p>【1-エ】</p> <p>被災地支援事業に係るイベントは終了したが、委託完了に伴う確認作業や支払手続を適正に進め、速やかに精算を行うよう、平成30年8月10日付事務連絡により関係者に周知徹底した。</p> <p>【2-エ】</p>								
					1		2					
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
								○				◎

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要				
	措置区分							
57	生活文化局	仕様書を適切に作成するとともに、仕様書に定めた書類を適時に提出するよう指導すべきもの	<p>都民生活部が締結する労働者派遣契約の仕様書及び履行に関する書類を見たところ、次のとおり、適切でない点が認められた。</p> <p>ア 労働者派遣契約において、「業務委託等の契約内容について」（昭和52年3月5日付51財経庶第1201号財務局通知）によると、派遣労働者の履歴書・身上書等を受託者又は本人から提出させることは、業務の履行に必要と認められる以外は、都と受託者の従業員との間に雇用関係に類する使用関係が生ずるかのようにみなされ、適切でないとしている。</p> <p>しかしながら、部は、履歴書等が業務の履行に不要であるにもかかわらず、受託者に派遣労働者の略歴書を提出するよう仕様書に定め、徴している。</p> <p>イ 労働者派遣法（昭和60年法律第88号）第35条第1項第4号では、派遣元は社会保険・雇用保険の資格取得の確認等の事実を派遣先に通知しなければならないと定められている。</p> <p>また、部は、仕様書において、契約締結後に社会保険・労働保険の加入状況通知書を提出するよう定めている。</p> <p>しかしながら、部は契約締結日の平成29年4月1日から10か月を経過した平成30年1月26日に受託者から加入状況の通知の提出を受けており、速やかに提出させていない。</p> <p>部は、労働者派遣契約の仕様書を適切に作成するとともに、仕様書に定めた書類を適時に提出するよう指導されたい。</p>	<p>ア 平成30年度両契約における仕様書では、派遣労働者及び派遣元責任者の略歴書を提出するよう定めた文言を削除し、略歴書を徴していない。</p> <p>イ 平成30年度両契約では、契約締結日である平成30年4月1日に、社会保険・労働保険の加入状況通知書を徴した。【2-イ】</p>				
					1	2		
					ア	イ	ウ	エ
58	生活文化局	適正なリース料率及び保守料率を適用し積算すべきもの	<p>総務部が締結するパーソナルコンピュータ等のリース契約のリース料及び保守料に係る積算内訳について見たところ、昨年度の料率を適用するなど、必要な精査を行わずにリース料及び保守料を算出していることが認められた。この結果、283万2,019円（監査事務局試算）が過少に積算されている。</p> <p>部は、適正なリース料率及び保守料率を適用し積算されたい。</p>	<p>平成30年4月23日の契約担当向け事務説明会において、職員に対して、情報システムのリース契約事務に係る積算については、適正なリース料率及び保守料率を適用することを、改めて周知徹底した。【2-エ】</p>				
					1	2		
					ア	イ	ウ	エ

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要				
	措置区分							
59	生活文化局	リース契約に係る積算を適正に行うべきもの	<p>消費生活部は、画像処理用コンピュータのリース契約を締結している。</p> <p>ア 積算内訳には、物件全体に係る月額リース料と保守料の総額が記載されているのみで、その金額の根拠となる物件ごとの積算内訳がないため、リース料及び保守料が適正に積算されているか確認できない。</p> <p>イ IT経費適正化マニュアル（総務局作成）によれば、ケーブル、セキュリティワイヤーなどやライセンス契約に保守が含まれている市販ソフト（オフィス統合ソフト）については、保守料を算出しないこととされている。</p> <p>ところで、特記仕様書に、保守対象は本仕様書で調達する全ての機器及びソフトウェアと記載されている。</p> <p>その結果、仕様書の賃借機器等一覧に記載されているケーブル、セキュリティワイヤーなどや市販ソフトも保守対象として保守料が算出されており、上記アのとおり、物件ごとの積算内訳は不明であるが、その分が過大積算となっている。</p> <p>部は、リース契約に係る積算を適正に行われたい。</p>	<p>平成30年1月24日及び同年9月3日に、部内各課の契約担当に、リース契約に係る積算については物件ごとの内訳を記載し、保守料の算出の際には、ケーブル、セキュリティワイヤーなどやライセンス契約に保守が含まれている市販ソフトを保守対象に含まないように周知した。【2-エ】</p> <p>また、部内で今年度新たに締結したパーソナルコンピュータのリース契約においては、上記の内容に従って適正な積算を行った。【2-イ】</p>				
					1		2	
					ア	イ	ウ	エ
					◎		○	

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要							
	措置区分										
60	生活文化局	図書資料室の選書の過程を記録するなど選書の考え方を明確にすべきもの	<p>東京ウィメンズプラザ（以下「プラザ」という。）は、男女平等参画社会の実現をめざす研究・活動や女性に関する様々な問題に必要な図書、行政資料等を収集し、情報を提供している。</p> <p>プラザは、図書資料室の運営のため、委託により司書1名を含む2名を図書資料室に常駐させ、図書の管理を行わせるとともに、司書又は司書教諭の資格を取得した男女平等参画に係る専門知識を有する非常勤専門員（以下「情報担当専門員」という。）を3名配置して、新規購入図書の選定（以下「選書」という。）及びレファレンスを行っている。</p> <p>プラザは、基準に基づいて選書を行い、図書等選定委員会において決定しているとしている。</p> <p>そこで、選書の過程を書類で確認したところ、次のとおりとなっている。</p> <p>① 情報担当専門員が各自、選定案を作成する。</p> <p>② ①の選定案を集約し、情報担当専門員等の合議により収集すべきでないものを除外する。</p> <p>③ ②により作成した選定案を図書等選定委員会に付議し決定する。</p> <p>平成29年度については、監査日（平成30年1月24日）現在、図書等選定委員会を3回開催しており、3回とも選定案のとおり決定している。</p> <p>ところで、プラザの図書資料室は特定の分野の資料を収集し都民に情報提供するもので、いわゆる「専門図書館」であり、目的に沿った資料収集を行う必要がある。</p> <p>しかしながら、プラザは、選書過程の①について記録していないため、多数の該当資料から情報担当専門員が選定した過程や考え方が明らかでなく、目的に沿った資料収集を行っているか確認できない。</p> <p>プラザは、図書資料室の目的に沿った選書を行っていることが確認できるよう、その過程を記録するなど選書の考え方を明確にされたい。</p>	<p>図書資料室の目的に沿った選書を行っていることが確認できるよう、平成30年度第1回図書等選定委員会から、選定資料に、図書等の選定理由を記載した。</p> <p>【1-エ】</p> <p>また、選定過程を明らかにするため、事務局案の作成、図書等選定委員会での審議の経過を記録した。【1-エ】</p> <p>平成30年4月18日に、情報担当専門員に対し、図書等の選定理由について選定資料に記載するよう周知した。また、平成30年6月20日、記載例を示して改めて周知した。【2-エ】</p>							
					1	2					
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ
			◎								○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要				
	措置区分							
61	オリンピック・パラリンピック準備局	コピー機に係る消耗品を効率的かつ経済的に購入すべきもの	<p>東京都契約事務規則（昭和39年規則第125号）第34条では、随意契約による場合は、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならないとされており、財務局長通知（平成13年3月30日付12財契総第2077号）では、予定価格が30万円未満の契約については単数の見積書を徴取するのみで差し支えないものとされている。</p> <p>ところで、スポーツ推進部は、コピー機に係る消耗品を毎回単数の見積りによって購入していることが認められた。しかしながら、本件の消耗品はあらかじめ定期的に購入することが見込まれるものであることから、年間の単価契約として購入することなどにより、契約及び支払の事務手続が軽減できるとともに、競争契約による経済効果も期待できる。部は、コピー機に係る消耗品を効率的かつ経済的に購入されたい。</p>	<p>本指摘事項については、コピー機に係る消耗品の契約・支払の事務軽減を図り、経済的に購入するため、平成30年度分から、年間使用見込分を一括して見積競争により購入している。【2-I】</p> <p>また、本指摘事項について、平成30年9月3日の部課長会及びライン課長代理会を通じて指摘内容を部内で共有し、適切な事務処理及び再発防止を周知した。【2-E】</p>				
					1		2	
					ア	イ	ウ	エ
					◎		○	

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要			
	措置区分						
62	オリンピック・パラリンピック準備局	不用となった物品を適切に処理すべきもの	<p>スポーツ推進部は、所管している調布庁舎が東京都多摩障害者スポーツセンターの仮移転先となったことに伴い、調布庁舎で不用となったロッカーなどについて、Bに処理を委託した。当該契約における物品の処理状況について見たところ、次のとおり適切でない点が認められた。部は、不用となった物品を適切に処理されたい。</p> <p>ア 本件の完了届に添付された処理数量の内訳書には、13回の処理の全てについて15㎡と記載されている。そこで、処理数量の確認方法について見たところ、部は、毎回、物品が車両に積み込まれた状態を目視により確認していることが認められた。しかしながら、不定形な多数の物品が車両に積み込まれた状態で、メジャー等を使用せず、目視のみで体積を正確に計量することは、不可能である。本件は単価契約であり、処理数量は代金算定の根拠であるにもかかわらず、毎回目視による確認だけで代金を支払っている。</p> <p>イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第8条の20では、産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）は、産業廃棄物の種類ごとに作成して交付することとされている。ところで、部が作成した本件のマニフェストを見たところ、マニフェストの記載内容と完了届に添付された内訳書の記載内容とが異なっており、マニフェストを正しく記載していない。</p> <p>ウ 本件の物品は、全て産業廃棄物として処分されている。ところで、物品の内訳を見たところ、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号。以下「小型家電リサイクル法」という。）により地方公共団体の責務として再資源化の促進に努めるよう定められている扇風機、ビデオテープレコーダー及び掃除機が含まれていることが認められた。部は、当該物品は破損状態であったため、リサイクルの用に供せないと判断し、廃棄処分にしたとしているが、小型家電リサイクル法では、小型家電から金属等（鉄、アルミニウム、金、銀、銅など）を再資源化することを努力義務として求めており、製品として再利用できなくとも、再資源化の対象とすべきである。</p>	<p>本指摘事項について、平成30年9月3日の部課長会及びライン課長代理会を通じて、指摘内容を部内で共有し、適切な事務処理及び再発防止を周知した。</p> <p>【2-エ】 不用となった物品処理をする際には、環境局が主催する「産業廃棄物処理委託契約の適正化講習会」の資料や関係局の意見や事例を参考にし、適切な事務手続を進める。【2-ウ】</p>			
					1	2	
					ア	イ	ウ
						○	◎

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
63	都市整備局	補助金の実績報告に係る様式を見直すべきもの	<p>住宅政策推進部は、「東京都相続空家等の利活用円滑化モデル事業」を実施しており、事業者から具体的な相談及びその対応が記述されている相談事例報告書の提出を受け、補助区分に応じて補助金を交付している。</p> <p>そこで、事業者が提出した相談事例報告書を見たところ、相談や事業者からの提案等の内容を記述する欄にそれぞれの項目に対応した内容が記述されているものの、その記述のみからでは、適用される補助区分について明確な判断ができないものが認められた。</p> <p>この原因は、部が事業者に示した相談事例報告書の様式に、補助区分を適用するに当たって重要である現地確認・調査の有無、解決策の提示の有無等を記載する欄が独立して設けられていないためであると考えられる。</p> <p>部から追加で提出された資料及び聞き取りにより確認したところ、補助区分の適用が誤っているものは見受けられなかったが、補助金の交付に当たって重要となる情報が報告書に明確に記載されなければ、事業者への補助金交付が正しく行われぬおそれがあり、適切でない。</p> <p>部は、補助区分の要件に合致することが明確に分かるよう、補助金の実績報告に係る様式を見直されたい。</p>	<p>平成30年度から実施している「東京都空き家利活用等普及啓発・相談事業」について、平成30年6月1日付けで、補助金の交付に当たって重要となる、現地確認・調査の有無を記載する欄を独立させるなど、報告書の様式を改正した。</p> <p>【2-イ】</p>								
					1		2					
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
										◎		
64	都市整備局	使用料の徴収事務を適正に行うべきもの	<p>第一市街地整備事務所は、所管する行政財産（土地）の使用許可及び都が施行する土地区画整理事業の施行地区内において施行者が管理する土地（以下「施行者管理地」という。）の使用承認に係る使用料の調定・徴収事務を行っている。</p> <p>ところで、これらの使用料について、使用許可は「東京都行政財産使用料条例」（昭和39年東京都条例第26号）、使用承認は「施行者管理地の一時使用に関する要綱」（平成28年7月14日付28都市整区第182号）の規定により、特別の理由があると認められるときを除き、使用を許可又は承認する期間の初日までにその全額を徴収することとなっている。</p> <p>しかしながら、所は、一部の使用料について、特別の理由がないにもかかわらず、使用開始日までの納入期限を設定しておらず、適正でない。</p> <p>所は、使用料の徴収事務を適正に行われたい。</p>	<p>平成30年5月15日、所内課長会において、条例及び要綱の趣旨を踏まえ、事前徴収を原則として使用料の徴収事務を行うよう周知徹底した。【2-エ】</p> <p>監査日以降、新規2件、継続1件の施行者管理地の使用承認を行ったが、適正に納入期限を設定し、使用料の事前徴収を行った。【2-イ】</p>								
					1		2					
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
										○		◎

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要				
	措置区分							
65	都市整備局	都営住宅の一時使用に係る収入未済の債権管理を適切に行うべきもの	<p>都営住宅経営部では、火災等の災害により自ら居住する住宅を焼失等し、現に住宅に困窮している者等の居所の確保のため、臨時応急措置として、都営住宅の一時使用を許可し、使用料等を徴収している。</p> <p>ところで、この使用料等について見ると、監査日（平成30年4月28日）現在、1,857万5,321円が収入未済となっている。</p> <p>そこで、当該債権管理の状況を確認したところ、①督促の実施が確認できない、②催告等の実施が長期間に渡って確認できないものが見受けられた。</p> <p>これは、東京都債権管理マニュアル（平成20年7月、平成28年3月31日改訂）に沿った事務になっておらず、適切でない。</p> <p>部は、都営住宅の一時使用に係る収入未済の債権管理を適切に行われたい。</p>	<p>東京都債権管理マニュアルに基づき、平成30年8月6日付けで、督促及び催告を実施した。【1-エ】</p> <p>部の経理担当が、四半期ごとに、債権管理台帳等により債権管理状況を確認することとし、チェック機能を強化した。【2-ウ】</p>				
					1		2	
					ア	イ	ウ	エ
			◎			○		

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要				
	措置区分							
66	環境局	業務委託に係る事務処理及び進行管理を適切に行うべきもの	<p>地球環境エネルギー部は、着実かつ効果的に省エネルギー対策を進めるため、中小規模事業者に対して設備の最適化の普及啓発及び普及拡大のための仕組みを検討することを目的として、契約を締結している。</p> <p>ところで、当該契約について見たところ、次のとおり適切でない状況が認められた。</p> <p>ア 積算内訳書の未作成 委託内容のうち設備の最適化の実証については、当該積算の内訳が不明であり、妥当性の検証ができなかった。</p> <p>イ 契約変更手続等の未実施 履行状況について見たところ、部は、仕様書で定めた内容と異なる成果物の納品を受けていることが認められた。</p> <p>これについて、①書面による契約変更手続を行っていないこと、②仕様の変更に伴う契約金額の変更について検討していないこと、③納品書の記載内容と成果物が一致していないまま、検査で合格としていることが、それぞれ認められた。</p> <p>ウ 実証事業所の選定不備による契約目的の未達成 実証事業所の選定について見たところ、実証事業所をホテル、学校等の業種別、規模別等に選定すべきところ、2業種のみを選定であったことから、事業所に応じた対策項目が100項目程度抽出できず、70項目となった。</p> <p>また、業務実施計画書によれば、業種別にモデルプランを作成する予定であったが、業種別のモデルプランが作成できず、成果物では5実証事業所の事例解説となっている。</p> <p>その結果、省エネルギー対策の効果を、多くの業種で確認し分析することにより、中小事業者の設備の最適化を促すという目的を十分に達成できていない。</p> <p>部は業務執行に当たり、組織的なチェック体制のもと、契約事務を適切に行うとともに、契約目的が十分達成されるよう、適切な進行管理を行う必要がある。</p> <p>部は、業務委託に係る事務処理及び進行管理を適切に行われたい。</p>	<p>部は、平成30年7月30日の係会議において次のとおり周知徹底した。</p> <p>アについては、「平成30年度環境局委託契約積算方法」に基づき、各単価の根拠が明確になるように適切に積算内訳を作成する。</p> <p>イについては、契約締結後速やかに受託者と仕様書の読み合わせを行い、仕様書で定めた内容を正確に把握させ適切に履行させる。仕様書で定めた内容と異なる場合は、書面による契約変更手続を行い、仕様の変更に伴う契約金額の変更についても内容を精査し適切に処理する。</p> <p>また、検査担当者及び事務担当者に対して、成果品の確実な履行確認を徹底させる。</p> <p>ウについて、契約目的の達成に向け、契約変更を行う場合や仕様書に定めのない事項を取り決める場合には、協議書を用いて、受託者との協議内容を記録するとともに、協議内容について部内でチェック体制を組み組織的に進行管理を行っていく。</p> <p>また、局は、平成30年9月4日付事務連絡により、局内に当該指摘の概要及び今後の適切な処理について周知し、再発防止を図った。【2-エ】</p>				
			1	2				
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要					
	措置区分								
67	環境局	個人情報取扱業務において再委託に関する措置を契約書等に明記すべきもの	<p>資源循環推進部は、個人情報を取り扱う業務の委託契約を締結しているが、東京都個人情報の保護に関する条例の施行について（通達）（平成3年3月26日付2情都個第26号）によれば、業務の一部を再委託（再々委託も含む）する場合は、あらかじめ再委託の内容及び再委託先等について委託者の承諾を求めるとの措置が必要であり、その旨契約書等に明記するものとされている。</p> <p>しかしながら、本契約については、契約書等に再委託に係る承諾等の措置が明記されておらず、適切でない。</p> <p>また、本契約は再委託を行っており、部は再委託業者については再委託の事実を書面により確認していたものの、再々委託を行っていた事実については書面による確認を行っておらず、適切でない。</p> <p>部は、個人情報取扱業務において再委託に関する措置を契約書等に明記された。</p>	<p>部は、各課の経理担当者に対し、特記仕様書の記載内容を確認し、契約事務を行うよう平成30年5月9日付事務連絡により周知した。</p> <p>部は、平成30年9月3日の部課長会においても、個人情報を取り扱う業務の委託契約の際には、特記仕様書への再委託の取扱いについての記載、再委託の場合には書面による確認を行うよう徹底した。</p> <p>局は、当該指摘の概要及び今後の適切な処理について平成30年9月4日付事務連絡により、局内に周知し、再発防止を図った。【2-エ】</p>					
					1	2			
					ア	イ	ウ	エ	ア
68	福祉保健局	印刷物の仕様書を適切に定めるべきもの	<p>医療政策部、少子社会対策部及び中部総合精神保健福祉センターが締結している印刷物契約について見たところ、次のとおりであった。</p> <p>ア 印刷物に古紙リサイクル適性ランクが定められた材料を使用しており、東京都グリーン購入ガイドに基づき、リサイクル適性を表示すべきものであるが、仕様書にその定めがなく適切でない。</p> <p>イ 印刷物に古紙再生紙を使用しており、「東京都印刷物取扱規程の一部改正等について」（昭和61年4月28日付61総総文第24号依命通達）に基づき、再生紙使用の表示をすべきものであるが、仕様書にその定めがなく適切でない。</p> <p>部及びセンターは、印刷物の仕様書を適切に定められたい。</p>	<p>平成30年9月14日付けで福祉保健局総務部契約管財課の掲示板に掲載していた印刷物作成仕様書（作成例）を修正し、リサイクル適性及び再生紙使用の表示を行うよう注意喚起した。【2-イ】</p> <p>また、印刷物作成仕様書の作成に当たっては、「東京都グリーン購入ガイド」及び「東京都印刷物取扱規程」等の関係例規等を確認の上、適切に作成するよう、平成30年9月14日付各部契約事務担当課長宛ての事務連絡により局内周知を行った。【2-エ】</p>					
					1	2			
					ア	イ	ウ	エ	ア
69	福祉保健局	契約の履行確認を適切に行うべきもの	<p>少子社会対策部及び中部総合精神保健福祉センターで締結している印刷物契約について見たところ、次のとおりであった。</p> <p>ア 仕様書においてリサイクル適性の表示をするよう定めがあったが、納品物を確認したところ、表示がされておらず適切でない。</p> <p>イ 仕様書において再生紙使用の表示をするよう定めがあったが、納品物を確認したところ、表示がされておらず適切でない。</p> <p>部及びセンターは、契約の履行確認を適切に行われたい。</p>	<p>仕様書記載事項の履行確認について、納品に当たっての確認を徹底するよう平成30年9月14日付各部契約事務担当課長宛ての事務連絡により局内周知を行った。【2-エ】</p>					
					1	2			
					ア	イ	ウ	エ	ア

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要			
	措置区分						
70	福祉保健局	災害時等の避難経路に必要な是正措置を行うべきもの	<p>北療育医療センターの災害時等の避難経路について見たところ、監査日（平成30年5月25日）現在、次のとおり適切でない状況が認められた。</p> <p>ア 出入口の表示等 センターは、非常口として使用可能な複数の出入口を有しており、それらについて見たところ、館内に掲示された案内図や非常災害対策計画及び消防計画上の避難経路図（以下「案内図等」という。）上の位置付けと現場状況が整合しておらず、非常口としての運用が不明確なものがある。</p> <p>イ 避難経路上の戸・門扉等の施錠 センターの避難経路上には、複数の鉄柵戸や門扉等（以下「戸・門扉等」という。）が設置され、建物内部からの避難にあたり戸・門扉等の解錠が必要となる状況である。</p> <p>ところで、東京都火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）第54条及び条例施行規則（昭和37年東京都規則第100号）第11条の3では、防火対象物の避難口又は地上に通ずる主たる通路に設ける戸は、非常の際自動的に解錠できる装置を設置する場合等を除いて、公開時間又は従業時間中は、鍵等を用いず屋内から解錠できることが必要とされており、センターの建物に設置されている戸は、これらの規定に適合していない。</p> <p>また、センターの建物外の門扉についても、建物から数メートル以内の位置に設置されており、災害等の非常時に避難者が解錠手段を持っていない場合は、門の外に出られず十分に建物から距離をとることができないおそれがあり、危険な状態である。</p> <p>センターは、現在の戸・門扉等の運用は、侵入者対策等の警備上の観点から行ったものであるとしているが、火災等の非常時の安全性の確保についても同時に対策が必要である。</p> <p>センターは、災害時等の避難経路について必要な是正措置を行われたい。</p>	<p>ア 案内図等と現状が整合していない2か所について、案内図の修正及び避難口表示板の撤去を行い、不整合を是正した。</p> <p>また、消防計画上の避難経路を改正して現状との不整合を是正し、平成30年8月24日付けで消防署に届け出た。</p> <p>あわせて、非常災害対策計画を改正し、避難経路図の現状との不整合を是正した。【1-エ】</p> <p>イ 消防署に確認をした上で、平成30年10月18日に避難経路上の戸・門扉等を改修し、非常時に鍵等を用いず屋内から解錠できる非常錠を設置した。【1-エ】</p> <p>年に2回行う設備等の防災対策自主点検の際に、非常口と避難誘導灯が一致しているかを点検することとし、自主点検表に項目を追加した。【2-ウ】</p>			
					1	2	
					ア	イ	ウ
			◎				○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要				
	措置区分							
71	福祉保健局	契約の仕様を適切に定めるべきもの	<p>北療育医療センター城北分園では、契約により温冷配膳車を購入している。</p> <p>ところで、この契約について見たところ、温冷配膳車の新規購入と同時に、契約の相手方に既存の温冷配膳車（以下「既存品」という。）の引取りを行わせているにもかかわらず、その引取りについて契約の仕様に定めがないことが認められた。</p> <p>この結果、次のとおり適切でない状況となっている。</p> <p>① 契約金額の内訳に引取りに要する費用が記載されておらず、既存品の引取りが有償・無償のどちらで行われているかが不明確となっており、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく処理が必要となるかどうか、確認できない。</p> <p>② 既存品は冷媒にフロン類を使用しており、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）に基づき、廃棄の際、使用者が自ら第一種フロン類充填回収業者（以下「回収業者」という。）に引き渡すか、回収業者への引渡しを他者に委託し、適正な処理がなされたことの証明書の回付を受ける必要がある。</p> <p>しかしながら、本契約では、仕様に回収業者への引渡しや証明書の回付についての定めがない上、受託者も回収業者ではなく、実際に証明書の回付もされなかったため、フロン類が最終的に適正に処分されたか確認できない。</p> <p>園は、契約の仕様を適切に定められた</p>	<p>内訳書の記載不備、廃棄処理が不適切であったことについて、庶務担当職員間で今回の指摘に係る適正な廃棄処理の手順を共有するとともに、平成30年6月8日の園の運営会議で報告し、今後契約の仕様を適切に定めるよう注意喚起を行った。【2-エ】</p>				
					1		2	
					ア	イ	ウ	エ

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
72	福祉保健局	保護具の管理を適正に行うべきもの	<p>健康安全研究センター及び動物愛護相談センターでは、両センターで使用する労働安全衛生保護具（以下「保護具」という。）を管理している。管理に当たっては、東京都労働安全衛生保護具措置規程（昭和55年東京都訓令第46号）により、保護具台帳を備え、必要な記録管理を行わなければならない、記録に当たっては、東京都主任安全衛生管理者が定めた様式を使用した個人単位の保護具の管理が必要となっている。</p> <p>しかしながら、保護具の管理状況を見たところ、健康安全研究センターでは、平成29年4月1日以降、保護具の記録管理を行っておらず、在庫状況を把握していないことが認められた。</p> <p>また、動物愛護相談センターでは、センターの保護具の総数の記録管理は行っていたものの、個人単位での記録管理を行っていないことが認められた。</p> <p>両センターは保護具の管理を適正に行われたい。</p>	<p>健康安全研究センターは、平成30年6月12日に所内の保護具の設置数や設置場所等の調査を行った。また、保護具台帳及び個人表を作成し、東京都労働安全衛生保護具措置規程に基づいた適正な記録管理を行っている。【1-イ】</p> <p>平成30年7月31日に実施した健康安全研究センター安全衛生委員会において、本指摘の内容を周知して適正な保護具の管理を徹底した。【2-エ】</p> <p>また、平成30年9月26日以降、保護具台帳により適正に記録管理を行い、定期的に設置状況の調査を行うこと等について、保護具台帳のファイルに注意書きとして残し、確実に引き継ぐこととした。【2-ウ】</p> <p>動物愛護相談センターは、総数管理用の保護具台帳に加え、東京都主任安全衛生管理者が定めた様式を使用して個人表を作成し、現在は個人単位での保護具の記録管理を行っている。【1-イ】</p> <p>平成30年6月22日以降、共用・専用を問わず個人表を作成し、管理をする必要がある旨を保護具台帳のファイルに注意書きとして残し、確実に引き継ぐこととした。【2-ウ】</p>								
					1		2					
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
						◎					○	○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要				
	措置区分							
73	病院経営本部	ホームページの内容の確認を行い、必要な更新・修正を継続的に行うべきもの	<p>都立病院のホームページは、病院ごとに開設しており各病院で掲載内容を管理し、更新を行っている。</p> <p>松沢病院のホームページについて、利用者に対し適切に情報を提供しているか確認したところ、監査日（平成30年5月8日）現在、次のとおり、適切でない事例が認められた。</p> <p>ア 病院は、運営理念、外来診療の受診方法等を説明する病院案内パンフレットを平成27年度に発行し、ホームページにも電子データ版を掲載している。</p> <p>ところで、ホームページに掲載されている病院案内パンフレットを見たところ、病院は予約制のため受診予約する必要があるが、その予約センターの電話番号が誤っている。</p> <p>イ ホームページの各診療科の案内には、科の診療内容、特色及び担当医師が掲載され、利用者に対し、医療の内容についての情報を提供している。</p> <p>しかしながら、眼科については診療の案内が掲載されていない。</p> <p>ウ ホームページの病院概要のうち経営指標（決算情報、経営指標グラフ）を見たところ、他の病院では平成28年度の最新情報が掲載されているにもかかわらず、松沢病院は、平成27年度の情報が掲載されている。</p> <p>これらは、病院がホームページに掲載された内容の整合性等を確認する際、実際は業務運営上必要のなくなった過去の記事の削除等にとどまり、実質的な内容の確認までは及ばなかったことによるものである。</p> <p>病院は、利用者に対し、適切に情報を提供できるようホームページの内容の確認を行い、必要な更新・修正を継続的に行われたい。</p>	<p>松沢病院は、</p> <p>ア ホームページに訂正したパンフレットを掲載し直した。【1-エ】</p> <p>イ ホームページに眼科の診療案内ページを掲載した。【1-エ】</p> <p>ウ ホームページに最新年度のデータを掲載し直した。【1-エ】</p> <p>再発防止の取組としては、ホームページのページを項目に区分し、庶務課担当者が定期的に区分ごとにページ内容を確認する。特に、年度が記載されているものについては注意を払い、データが古いようであれば、更新する。</p> <p>ファイルがページに添付する前には、まずは誤りが無いか確認を行う。更新したページの公開直後、誤りが無いか再度確認する。【2-ウ】</p> <p>庶務課担当者が必要と判断する場合には、関係者（担当副院長、院内各部門関係者及び庶務課担当者）が集まり、ホームページの内容が妥当であるかどうかの確認を行う。【2-ウ】</p>				
					1		2	
					ア	イ	ウ	エ
			○			◎		

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要				
	措置区分							
74	産業労働局	自家用電気 工作物定期 点検保守委 託の履行確 認を適正に 行うべきも の	<p>森林事務所は、青梅合同庁舎における自家用電気工作物の定期点検を行うため、契約を締結している。当該契約において、受託者は、契約締結後、点検実施計画書を提出し、点検作業完了後には、点検報告書を提出することを定めている。</p> <p>ところで、電気工作物のうち、非常用予備発電装置に係る点検の実施について見たところ、仕様書では、原動機の始動試験を毎月実施するとしているが、5月及び6月実施分の点検報告書では、原動機の始動試験は未実施となっていた。また、受託者提出の点検実施計画書では、原動機の始動試験は、年1回11月の実施と記載され、仕様書の内容と相違していた。</p> <p>このように、受託者の履行内容が不十分な状況にありながら、その理由を確認せず、履行完了としていることは適正でない。</p> <p>所は、自家用電気工作物定期点検保守委託の履行確認を適正に行われたい。</p>	<p>所は、担当者と課長代理の複数チェックとすることで、報告書の確認を確実に行うよう改めた。【2-ウ】</p> <p>局は、平成30年7月4日に局実務研修「契約事務」を開催し、本指摘を踏まえ適正に履行確認を行うよう周知した。【2-エ】</p>				
					1		2	
					ア	イ	ウ	エ
						○	◎	
75	産業労働局	庁舎内の排 水設備等の 清掃委託に 係る契約方 法を見直す べきもの	<p>地方公共団体の契約は、原則、一般競争入札の方法によるものとされ、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）に該当する場合に限り随意契約によることができるとされている。</p> <p>都では、東京都契約事務規則第34条の2により、委託契約の場合、予定価格が100万円を超えないときは随意契約によることができると定めている。</p> <p>ところで、城東職業能力開発センター江戸川校では、庁舎内の排水設備等の清掃の契約を年間複数回締結している。</p> <p>しかしながら、これらの契約は、実施時期を仕様書に定める等により、年間でまとめることが可能であり、競争入札によらず随意契約としていることは適切でない。</p> <p>校は、庁舎内の排水設備等の清掃委託に係る契約方法を見直されたい。</p>	<p>校は、平成30年度から複数案件をまとめて契約をするよう仕様書の内容を見直し、競争入札に改めた。【2-イ】</p> <p>局は、平成30年7月4日に局実務研修「契約事務」を開催し、本指摘を踏まえ、合理的な理由なく契約の分割を行わないよう周知した。【2-エ】</p>				
					1		2	
					ア	イ	ウ	エ
					◎		○	

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要				
	措置区分							
76	産業労働局	使用料の徴収事務を適正に行うべきもの	<p>東京都行政財産使用料条例（昭和39年東京都条例第26号）第6条では、「使用料は、行政財産の使用の許可を受けた者から、使用を開始する日までにその全額を徴収する。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、納付すべき期限を別に指定し、納付させることができる」と規定されている。</p> <p>森林事務所は、行政財産の使用許可を行い、使用料を徴収している。</p> <p>しかしながら、所は、使用料について、特別の理由がないにもかかわらず、使用開始日までの納入期限を設定しておらず、適正でない。</p> <p>所は、使用料の徴収事務を適正に行われたい。</p>	<p>平成30年8月16日付けの文書において、今回の指摘事例を部内全職員に周知し、行政財産の使用許可に係る使用料の適正な徴収事務について改めて注意喚起を行った。【2-エ】</p>				
					1		2	
					ア	イ	ウ	エ
77	産業労働局	使用料の徴収事務を適切に行うべきもの	<p>東京都行政財産使用料条例（昭和39年東京都条例第26号）第6条では、「使用料は、行政財産の使用の許可を受けた者から、使用を開始する日までにその全額を徴収する。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、納付すべき期限を別に指定し、納付させることができる」と規定されている。</p> <p>雇用就業部は、公益財団法人東京しごと財団に対し、行政財産の使用許可を行い、使用料を徴収している。また、その使用料相当額は、都から補助され、部は、財団からの後納申請に対し、補助金の交付後速やかに、別途通知する期日までに使用料を納入することを条件に、その承認を行っている。</p> <p>ところで、本件使用料の徴収手続を見たところ、部は、財団に対して、補助金の交付日（平成29年4月13日）から2か月以上経過した日を使用料の納入期限（同年6月30日）として指定している。</p> <p>これは、部における行政財産の使用許可の担当者と補助金交付に係る担当者間の連絡調整が適切に行われていないことによるものである。</p> <p>部は、使用料の徴収事務を適切に行われたい。</p>	<p>雇用就業部では、平成30年8月27日付けで徴収事務の流れをまとめた手順書を作成した。手順書において、人事異動に伴う事務引継及び関係事務を扱う担当者間の連絡調整を徹底することとし、使用料徴収を適切に行うための確実な体制を整備した。【2-ウ】</p>				
					1		2	
					ア	イ	ウ	エ

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要				
	措置区分							
78	産業労働局	遅延違約金の算出を適正に行うべきもの	<p>森林事務所は、治山工事及び林道開設工事について、契約を締結し、実施しているところ、契約約款第42条第1項により、受注者から遅延違約金を徴収して工期を延長している。</p> <p>契約約款第42条第2項では、「遅延違約金の額は、契約金額につき遅延日数に応じ、年5%の割合（年当たりの割合は、閏（うるう）年の日を含む期間についても365日の割合とする。）で計算した額」としており、土日を含めて計算することとなっている。</p> <p>しかしながら、本件における遅延違約金の算定を見たところ、遅延日数を土日を除いた日数で算出したため、合計で14万7000円過少となっており、適正でない。</p> <p>所は、遅延違約金の算出を適正に行われたい。</p>	<p>所は、遅延違約金の不足額合計14万7000円について調定を行い（平成30年6月13日及び15日）、受託者から納付された（同月14日及び25日）。</p> <p>【1-ア】 局は、平成30年9月5日付けで局内に当該指摘事例及び適正な処理について周知し、類似事務を扱う他の所属に対しても再発防止を図った。【2-エ】</p>				
					1		2	
					ア	イ	ウ	エ
							○	
79	中央卸売市場	施設使用料の徴収を適正に行うべきもの	<p>多摩ニュータウン市場が東京都中央卸売市場条例（昭和46年東京都条例第144号）に基づき行っている市場施設の使用許可の状況について見たところ、使用許可面積を8.0㎡超えて市場施設が使用されている事例が認められた。</p> <p>このため、監査日（平成30年1月16日）現在、施設使用料4万8,950円が徴収不足となっている。</p> <p>場は、施設使用料の徴収を適正に行われたい。</p>	<p>場は、平成30年3月12日に使用許可相手に対して使用許可場所について確認を行った上で、徴収不足である施設使用料4万9,946円（同年1月22日まで）について、同年3月27日に徴収を行った。【1-ア】</p> <p>再発防止の取組として、場は、平成30年3月12日、場の連絡会において、監査指摘事項や再発防止等を職員に周知し情報共有を図った。【2-エ】</p> <p>なお、当該施設の超過面積部分について、使用許可が決定している場合のみ使用が可能となるよう平成30年6月11日に鍵付きノブに変更し、鍵は場で保管することとした。【2-ウ】</p>				
					1		2	
					ア	イ	ウ	エ
						○	○	
80	中央卸売市場	市場施設の使用許可手続を適正に求めるべきもの	<p>食肉市場が、Aに対して使用許可している市場施設の状況について見たところ、Bが同じ箇所所在地を置き、共同で使用していることが認められた。</p> <p>AとBの構成員は完全に一致しており、役員は二つの法人の役員を兼務しているが、AとBとは、それぞれ独立した法人であり、Aだけが使用許可を受けている状態で、Bが当該施設を共同使用することは手続を欠いている。</p> <p>場が、当該市場施設におけるBの所在を認めるならば、A及びBの双方に対して使用許可の手続を行うよう求めるべきである。</p> <p>場は、共同使用者に対して、市場施設の使用許可手続を適正に求められたい。</p>	<p>場は、平成30年4月1日付けでA及びBの双方に対して共同使用の許可を行った。【1-エ】</p> <p>再発防止の取組として、場は、平成30年4月17日に監査指摘事項の対応と再発防止について担当者による打合せを行った。申請時に提出される書類の精査、使用者等の確認を十分行うとともに、使用開始後も現場において疑義が生じた場合は担当間で情報共有の上、必要に応じて聞き取りを行うなど、チェック機能を強化していくことを確認した。</p> <p>【2-ウ、2-エ】</p>				
					1		2	
					ア	イ	ウ	エ
			◎			○	○	

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要			
	措置区分						
81	中央卸売市場	台帳の点検や台帳に基づく現況確認を行うよう各場を指導すべきもの	<p>中央卸売市場では、使用許可を行った市場施設ごとに、使用者、許可年月日、使用目的、面積、承認した造作物等を記載した台帳を作成し、更新や変更については処理経過を記載することとしている。</p> <p>ところで、台帳及び使用状況について確認したところ、一部において、設備機器（造作物）の更新が行われていたにもかかわらず台帳の記載に変更がないものの、年月の経過により台帳と現況との整合について十分に把握できていないものなどが見受けられた。</p> <p>管理部は、各場に対して、施設巡回を強化して使用状況の把握に努め、市場施設が許可条件どおり使用されるよう適正管理を求めているところであるが、台帳に基づく点検の実施については求めている。</p> <p>しかしながら、適正管理のためには、台帳の点検、台帳と現況の照合、台帳に基づく使用状況のヒアリングなどを行うことが必要である。</p> <p>部は、市場施設の一層の適正管理を期すため、通常の施設巡回だけでは確認が困難なものについて、台帳の点検や台帳に基づく現況確認を行うよう各場を指導されたい。</p>	<p>再発防止の取組として、部は、平成30年7月3日に担当者会議を実施し、台帳の記載内容の点検や現場巡回時の確認など、適切な管理を行うよう、各場に改めて周知した。</p> <p>また、平成30年8月22日付けで「市場施設使用指定（許可）台帳の点検及び現況確認について」により、施設の造作実施時の台帳への記入方法などの処理方針を定め、各場に通知した。さらに、平成30年8月28日に財務課管財担当及び財務課長で今後とも適正な管理のために各場への指導について取り組んでいくことを確認した。</p> <p>【2-U、2-E】</p>			
					1	2	
					ア	イ	ウ
						◎	○
82	建設局	占用料等の徴収に伴う調定額の登録を遅滞なく行うべきもの	<p>東部公園緑地事務所は、管轄する48か所の公園・庭園内における占用許可に伴う占用料及び有料施設に係る使用料の徴収について、指定管理者等に委託をしている。</p> <p>徴収事務は、局が作成した「指定管理者の手引き」に基づき行うものとされ、所は、指定管理者等から提出された1か月分の徴収額報告書に基づいて、財務会計システムに調定額の登録を行うこととなっている。</p> <p>ところで、東京都会計事務規則（以下「規則」という。）第23条第1項では、歳入の徴収事務の委託等に係る収入については、当月の初日から末日までの収入を取りまとめ、翌月の初日から5日以内に調定額の登録を行うことと定めている。</p> <p>しかしながら、所は、調定額の登録を規則で定められた期限内に行っておらず、適正でない。</p> <p>所は、調定額の登録を遅滞なく行われたい。</p>	<p>東部公園緑地事務所は、平成30年2月分以降の徴収額報告書に基づく毎月の調定額登録については、翌月5開庁日以内に登録を行い、会計事務手続の是正を図った。【1-E】</p> <p>再発防止に向け、所内の経理部門において規則の再確認を行うとともに、新たに作成したチェックシートにより登録期限の共有化を図った。</p> <p>毎月初めには本チェックシートに基づき職員相互で登録期限の声かけを実施するとともに、特例調定原議と併せて回付し、担当者・経理担当課長代理・副所長による複数チェックを通じて、調定登録期限の遵守を徹底している。【2-U】</p>			
					1	2	
					ア	イ	ウ
			○			◎	

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要				
	措置区分							
83	建設局	「立ちのき補償契約」の補償額の算定を適切に行うべきもの	<p>第六建設事務所は、事業用地の取得に伴い、権利者と「立ちのき補償契約」を締結しており、その補償に係る算定は、補償算定要領（平成28年7月、用地部。以下「要領」という。）等に基づいて行うこととされている。</p> <p>ところで、本契約に係る営業休止に伴う経費の算定について見たところ、所は、従業員に対する休業手当相当額を、権利者から提出された従業員給料申告書に基づき月額30万4,000円と認定している。しかし、別途権利者から提出された税務書類を元に計算すると、一月当たり23万666円となり、所が認定した補償期間（6か月）分の休業手当相当額に係る補償額は、44万4円の差があることが認められた。</p> <p>要領では、権利者から提出された申告書と、税務申告書が異なる場合には、差異が生じた理由及び数値を是認した裏付資料を添付することとされているが、所は、申告書記載数値の妥当性を証明する書類を徴取しておらず、認定額が妥当であるか確認できない。</p> <p>所は、「立ちのき補償契約」の補償額の算定を適切に行われたい。</p>	<p>第六建設事務所は、平成30年8月20日に、所内用地課研修を実施し、営業休止に伴う休業手当の取扱いについて、認識の共有を図った。【2-エ】</p> <p>用地部は、平成30年9月11日に、用地事務該当部所宛てに「定例監査の指摘事項に対する対応について（通知）」を通知し、再発防止を図った。【2-エ】</p>				
					1		2	
					ア	イ	ウ	エ
							◎	
84	建設局	土地の管理及び造成等委託を適切に行うべきもの	<p>用地部は、「土地の管理及び造成等委託協定書」（以下「協定書」という。）に基づき、所有する先行取得用地及び事業用代替地の管理・造成等の業務を公益財団法人東京都道路整備保全公社に委託している。</p> <p>協定書では、管理対象地における不法投棄、不法占用、事故の発生等を防止するため、原則として月1回巡回するものとしているところ、第三者に一時貸付又は一時使用させている土地（5件）については、3か月に1回巡回していることが認められた。</p> <p>部は、一時貸付等を行っている土地の巡回頻度について、口頭により指示をしているとしているが、協定書の頻度によらない場合は、書面による指示を行うべきであり、適切でない。</p> <p>また、南多摩東部建設事務所が工事用資材置場として使用している土地が、管理対象地に含まれていることが認められ、公社に巡回させる必要性がない土地を含めて委託していることは適切でない。</p> <p>部は、土地の管理及び造成等委託を適切に行われたい。</p>	<p>用地部は、平成30年度「土地の管理及び造成等委託仕様書」により原則月1回と定めている巡回指示について、巡回不要な箇所及び一時貸付等のため頻度を3か月に1回とする箇所をリスト化し、平成30年4月1日付けで書面にて指示した。</p> <p>また、南多摩東部建設事務所が工事用資材置場として使用している土地は、上記リストに巡回不要の代替地として掲載した。【2-イ】</p>				
					1		2	
					ア	イ	ウ	エ
					◎			

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要				
	措置区分							
85	建設局	事業地管理 工事契約の 積算の確認 及び指示記 録簿の作成 を適正に行 うべきもの	<p>三環状道路整備推進部は、取得した事業用地の管理工事等について契約を締結している。</p> <p>本契約について見たところ、次の状況が認められた。</p> <p>ア 積算の誤り</p> <p>国土交通省「土木工事積算基準」の改正により、局の積算基準が改定され、平成28年6月1日以降の起工案件から、交通誘導警備員費の計上は、共通仮設費から直接工事費に変更されている。</p> <p>そこで、本契約の交通誘導警備員の単価について見たところ、共通仮設費として積算されていることが認められた。</p> <p>イ 指示記録簿の不備</p> <p>本契約の指示記録簿を確認したところ、①指示日が前後している、②受注者から確認のサインを一部もらっていない、③記載がパソコンによる出力である等、指示記録簿がまとめて作成されており、指示の都度適正に作成されたものではないことが認められた。</p> <p>指示記録簿は、監督員が指示を行った根拠となる書類であり、適正に作成する必要がある。</p> <p>部は、事業地管理工事契約の積算の確認及び指示記録簿の作成を適正に行われたい。</p>	<p>アについて、三環状道路整備推進部は、平成30年3月27日に、積算に関するチェックリストを作成し、積算が適正になされているか確実に確認を行えるよう、改善を図った。また、積算業務に関係する職員を、積極的に積算基準等に関する説明会に参加させている。</p> <p>【2-U】</p> <p>イについて、指示記録簿の適正な作成のため、これまで1名体制で行っていたが、今後は複数チェック（課長代理と担当者）する体制に改め、チェック機能の強化を図った。また、平成30年3月22日に部内の会議にて、手続を適正に行うよう、改めて周知徹底を図り、再発防止に努めた。【2-U、2-E】</p>				
					1		2	
					ア	イ	ウ	エ
						◎	○	
86	建設局	記念品の選 定及び配布 を適切に行 うべきもの	<p>西部公園緑地事務所は、井の頭恩賜公園の開園100周年に際し、100年記念式典をはじめとする井の頭恩賜公園100歳記念ウィークの行事を円滑に実施するため、「都立公園展示施設検討委託」の契約を締結している。</p> <p>この契約について見たところ、100年記念式典の参加者等に配布する記念品として、記念切手等を購入し、それを所が都職員を含めて配布していることが認められた。</p> <p>所は、本記念品の選定に当たっては、地元郵便局及び鉄道会社からの提案を踏まえて選定したものであるとしているが、換金性のある記念切手等を都の行事の記念品とすることは、必ずしも相応しいとはいえない。</p> <p>また、そのような性質がある記念品を都職員に配布するのは適切でない。</p> <p>所は、記念品の選定及び配布を適切に行われたい。</p>	<p>西部公園緑地事務所は、平成30年4月3日、所内課長会で、今回の指摘内容について、周知するとともに注意喚起を行った。</p> <p>また、局は本件指摘を受け、平成30年5月15日付30建総企第86号「適切な事務処理の徹底について」により、記念品の選定や配布においては細心の注意を払い、都民目線等にも十分配慮をした上で、適切に事務処理を行うよう、局内各部所に対し、再発防止の周知徹底を図った。【2-E】</p>				
					1		2	
					ア	イ	ウ	エ
							◎	

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要			
	措置区分						
87	港湾局	東京港国際埠頭施設等の警備に係る指示及び記録を適切に行うべきもの	<p>東京港管理事務所は、東京港国際埠頭施設及び東京港内港湾施設等における、事件事故の抑止、港湾使用上の支障や損害の未然防止等、東京港の水際を脅かす危機に的確に対処することを目的に当該施設の巡回及び外観点検業務を実施するため、東京港国際埠頭施設等の警備委託契約を締結している。</p> <p>本件契約において、受託者は、巡回業務に係る「港湾施設等巡回日報」を管理事務所へ、外観点検業務に係る「点検報告書」を管理事務所の出先事務所である地区事務所へ報告することとされ、巡回又は点検業務において問題が発見された場合には、別途、写真などを添付した報告書を作成し、管理事務所及び地区事務所へ提出することとなっている。</p> <p>そこで、巡回業務及び外観点検業務に係る日報等を見たところ、適切でない事例が見受けられた。</p> <p>これらは、本件契約の目的である東京港の水際を脅かす危機に的確に対処することを阻害する原因となり得ることから、リスクを低減するためにも、所は、東京港国際埠頭施設等の警備に係る指示及び記録を適切に行われたい。</p>	<p>所は、各日報や報告書にて報告のあった事案については、初動対応等について当該日報に記載し、当日中に対応が終了するようなものについては、経緯や対応結果も記載することとした。</p> <p>また、原因者の特定や調整に長期的対応が必要な事案は、事故報告様式や経緯等を記載した別紙を活用することとした。【1-エ】</p> <p>所は、指示及び記録に関する運用ルールについて、臨時課長代理会で周知を図るとともに、事業者に対して文書で指導した。【2-エ】</p>			
					1	2	
					ア	イ	ウ
			◎				○
88	港湾局	証明用電気計器の設置を適正に行うべきもの	<p>東京港管理事務所は、東京都港湾管理条例（平成16年東京都条例第93号）に基づき、上屋の使用許可を行っており、使用者の電気料金は、所が管理する証明用電気計器で使用電力量を計量した上で、使用者へその負担を求めている。</p> <p>ところで、計量法（平成4年法律第15号）第16条では、証明用電気計器について、検定に合格し、有効期間内のものでなければ、取引又は証明における計量に使用してはならないと定めている。</p> <p>所は、有効期間を超過する証明用電気計器について、調達により、交換することとしていたが、入札不調となり、監査日（平成30年4月20日）現在、有効期間を超過した証明用電気計器を計量に使用していることは、適正でない。</p> <p>所は、証明用電気計器の設置を適正に行われたい。</p>	<p>所は、平成30年6月に証明用電気計器更新工事契約を締結し、同年9月28日までに工事が完了した。【1-イ】</p> <p>局は、事務担当者向け監査結果説明会を開催し、再発防止の周知を行った。【2-エ】</p>			
					1	2	
					ア	イ	ウ
	◎						○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要				
	措置区分							
89	港湾局	複数単価契約の相手方の決定方法を改めるべきもの	<p>東京港管理事務所は、海の森公園予定地の植樹地管理について、委託契約を締結している。</p> <p>そこで、契約の相手方の決定方法について見てみると、本来、工種ごとの発注予定数量に単価を乗じたものを合計した推定総金額を見積もらせ、その多寡により契約の相手方を決定すべきところ、工種ごとの単価を単純に合計し、最も低く見積もった者と契約している。この方法では、発注数が多い工種の単価を高く、発注数が少ない工種の単価を低く見積もった者であっても契約の相手方となることができる。</p> <p>実際に、見積額が第2位となっている者と契約して同内容の作業を行わせた場合、支払金額が261万6,670円減少する。</p> <p>以上のように、工種別単価の合計を最も低く見積もった者と契約することは、最も経済的に作業を行わせることを担保できないのであるから、契約の相手方の決定方法として適正でない。</p> <p>所は、複数単価契約の相手方の決定方法を改められたい。</p>	<p>所は、平成30年度の海の森公園予定地植樹地管理委託の契約に際しては、相手方決定方法として、契約発注限度額方式（工種別単価単純合計）から推定総金額による総額競争方式に変更した。</p> <p>局は、事務担当者向け監査結果説明会を開催し、再発防止の周知を行った。</p> <p>【2-イ、2-エ】</p>				
					1		2	
					ア	イ	ウ	エ
					◎		○	
90	港湾局	調査委託契約の変更手続を適正に行うべきもの	<p>港湾整備部は、東京港内における陸こうの廃止及び陸こう遠方監視制御システム（以下「遠制システム」という。）の導入に当たり、陸こうの廃止検討及び協議資料の作成並びに高潮対策センター（辰巳地区）（以下「センター」という。）の遠制システムの操作卓等の機器配置等に関する検討を行うため、調査委託契約を締結している。</p> <p>ところで、センターの機器配置等の検討に関する報告書について、本件契約の仕様書では、平成29年9月末までに作成することとしているところ、同年12月15日に提出されていた。</p> <p>部は、このことについて、口頭により受託者と協議を行ったとしているが、書面による手続を経ておらず適正でない。</p> <p>部は、調査委託契約の変更手続を適正に行われたい。</p>	<p>監査結果等を平成30年6月19日、メールで部内に周知し、契約書に基づき必要となる事務手続を適切に行うよう注意喚起を図った。</p> <p>【2-エ】</p>				
					1		2	
					ア	イ	ウ	エ
							◎	

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要				
	措置区分							
91	東京消防庁	実験委託に係る契約変更手続を適正に行うべきもの	<p>予防部は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会関連施設において、開会式等各種イベントで実施される火災や花火を用いた演出に対する防火安全対策について検討するため、実験契約を締結している。</p> <p>ところで、当該契約について見たところ、予防部は、仕様書で定めた内容と異なる状況で実験を実施させているにもかかわらず、①指示書、協議書等の取り交わしを含めた仕様変更の手続を行っていないこと、②仕様の変更に伴う契約金額の変更について検討されていないこと、また、検査業務を所管する総務部は、③仕様変更の手続が行われていないにもかかわらず検査で合格としたことが、それぞれ認められ、適正でない。</p> <p>予防部は、実験委託に係る契約変更手続を適正に行われたい。</p> <p>総務部は、検査を適正に行われたい。</p>	<p>予防部において、部内に対して、平成30年9月5日付30予予第839号により、同種の事案が発生しないよう適正な契約事務の徹底について通知し、再発防止を図った。</p> <p>総務部において、庁内に対して、平成30年9月11日付30総経第574号により、履行途中に仕様を変更する場合の監督員と契約事務主管課の連携の強化について通知し、再発防止を図った。</p> <p>【2-エ】</p>				
					1	2		
					ア	イ	ウ	エ

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要			
	措置区分						
92	交通局	バリアフリー情報等の提供を適切に行うべきもの	<p>局は、誰もが利用しやすい公共交通機関を目指して、積極的にバリアフリー化を推進している。都営地下鉄の改札口周辺においても、①改札口液晶モニター、②多言語対応券売機、③乗換用エレベーター、④コンシェルジュ（駅案内係）、⑤無料Wi-Fiサービス、⑥だれでもトイレ、⑦観光用デジタルサイネージ、⑧ATM、⑨触知案内板などが整備されている。</p> <p>総務部は、局ホームページのほか、「都営地下鉄バリアフリーガイド2018」を作成し、都営地下鉄のバリアフリー情報等を掲載している。掲載に当たっては、電車部を通じ、各駅務管区から情報を得るなどして連携を図っている。</p> <p>ところで、巣鴨駅に係るバリアフリー情報等について見たところ、次のとおり、監査日（平成30年4月10日）現在、適切でない事例が認められた。</p> <p>ア 触知案内板3基が、局ホームページ（「駅構内図」、「バリアフリー設備」）及び「都営地下鉄バリアフリーガイド2018」に掲載されていない。</p> <p>イ だれでもトイレがオストメイト対応である旨の表示が、局ホームページ（「駅構内図」、「バリアフリー設備」）及び「都営地下鉄バリアフリーガイド2018」に掲載されていない。</p> <p>ウ 「都営地下鉄バリアフリーガイド2018」（日本語版）が、在庫切れとなっており、希望者に配付できない状況である。</p> <p>巣鴨駅務管区、電車部及び総務部は、バリアフリー情報等の提供を適切に行わ</p>	<p>総務部は、当該情報の欠落を確認し、局ホームページ（「駅構内図」、「バリアフリー設備」）については、平成30年6月4日に修正を実施した。なお、「都営地下鉄バリアフリーガイド2019」のデータについても同データを使用する。【1-E】</p> <p>巣鴨駅務管区は、平成30年4月10日中に近隣駅から「都営地下鉄バリアフリーガイド2018」（日本語版）を補充した。【1-E】</p> <p>総務部及び電車部は、関係部所に対して平成30年8月3日付事務連絡及び同月24日付事務連絡により、複数チェックを行うなど、正確な校正作業を行うよう、周知徹底した。【2-E】</p> <p>また、総務部は、電車部に対し平成30年8月3日付事務連絡により、「都営地下鉄バリアフリーガイド2018」の在庫確認の徹底を通知した。さらに、次年度以降の配付数量の適正化を図るため、必要に応じて配付数の見直しを実施することとし、平成30年8月14日付事務連絡により在庫調査を依頼した。</p> <p>【2-U】</p> <p>電車部は、各駅務区に対し平成30年8月24日付事務連絡により、在庫調査を実施するとともに、次年度以降の配付数量の適正化を図るため、必要に応じて配付数の見直しを実施することとし、配付後の不足については駅務区内で調整することを徹底した。【2-U】</p>			
					1	2	
					ア	イ	ウ
			○			◎	○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要					
	措置区分								
93	交通局	駅舎の照明設備点検清掃委託を適切に行うべきもの	<p>車両電気部は、照明設備点検清掃委託（単価契約）を締結しており、各電気管理所が作業完了確認を行うこととしている。当該契約は、単価契約であるため、委託者の発注書又は指示書（以下「発注書等」という。）により発注する必要がある。</p> <p>この確認状況について見たところ、三田線電気管理所は、毎月、受託者から提出された業務報告書等の確認に当たって、照明設備点検等の数量について根拠資料との突合を行っていないなど、作業完了確認が適切に行われていないことが認められた。</p> <p>これは、発注書等で数量管理を行わなければならないところ、部が、各所において発注書等の作成・交付を行わせていないことによるものであり、適切でない。</p> <p>所は、駅舎の照明設備点検清掃委託に係る作業完了確認を適切に行われたい。</p> <p>部は、駅舎の照明設備点検清掃委託契約の仕様書を改め、各所に対して、発注書等の作成・交付を行わせるとともに、作業完了確認を適切に行うよう指導されたい。</p>	<p>部は、平成30年4月26日実施の担当者打合せにおいて指摘内容を周知し、発注書等による指示と履行確認を適切に行うよう徹底した。【2-エ】</p> <p>また、契約書の約款に基づいて作業指示書を新たに定め、作業指示書と業務報告書との突合による履行確認の徹底を図った。【2-イ】</p> <p>さらに、平成30年5月23日及び同年6月20日の定例会において指摘内容を周知し、発注書等の作成・交付及び発注書等による指示と履行確認の徹底を図った。【2-エ】</p>					
					1	2			
					ア	イ	ウ	エ	ア
						◎			○
94	交通局	都営地下鉄構内及び荒川線工事保安業務委託を適切に行うべきもの	<p>車両電気部は、都営地下鉄構内及び荒川線工事保安業務委託（単価契約）を締結しており、作業指示書の作成・交付、作業承諾書及び完了報告書の確認は、各電気管理所が行うこととしている。</p> <p>仕様書では、受託者は、各電気管理所からの作業指示書により、保安業務を行うものとし、作業指示書を受けた場合は、速やかに作業承諾書を提出し、作業完了後に、完了報告書を提出することとされている。</p> <p>この作業指示書の作成・交付から完了報告書の確認までの実施状況について見たところ、三田線電気管理所では、作業承諾書及び完了報告書の確認の際、作業指示書等との突合・確認が不十分であり、作業指示書、作業承諾書と完了報告書とが相違しているにもかかわらず、検査合格としており、適切でない。</p> <p>これは、部が定めた仕様書において、作業指示書交付後に数量等の変更があった場合の書面での手続・記録が定められていないことによるものであるため、作業指示書交付後の変更について、仕様書に明文化するなど、書面での手続・記録を定める必要がある。</p> <p>所は、作業承諾書及び完了報告書の確認を適切に行われたい。</p> <p>部は、指示変更手続を仕様書に定め、各電気管理所に対して、作業承諾書及び作業完了の確認を適切に行うよう指導されたい。</p>	<p>部は、作業指示書交付後に数量等の変更があった場合について、指示事項の確認及びその記録を書面で残すために、変更等記録簿を新たに作成した。また、数量等の変更があった案件を記載する実績確認書を新たに作成し、作業承諾書及び完了報告書の確認ができるようにした。【2-ウ】</p> <p>部は、平成30年6月12日及び同月20日の担当者会議で、工事保安業務委託において変更等記録簿及び実績確認書による確認を周知徹底した。それを受けて所は、担当者打合せで関係職員へ周知した。【2-エ】</p>					
					1	2			
					ア	イ	ウ	エ	ア
						◎			○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要				
	措置区分							
95	交通局	都営地下鉄 駅立体図の 変更委託の 進行管理を 適正に行う べきもの	<p>総務部は、局ホームページ上で、各駅におけるエスカレーター及びエレベーター等の位置情報やバリアフリー情報を立体図にして掲示しており、立体図に掲載された情報の変更作業委託（単価契約）を締結している。</p> <p>本契約において、部は、車いす対応トイレの追加など立体図に変更の必要が生じた場合、作業の複雑さの度合いに応じて設定されたランク区分に従って作業の指示を行うことにより、データの変更を行っている。</p> <p>ところで、本契約は単価契約であるため、部は、作業の指示に当たって、履行期限やランク区分を明記した指示書により行う必要があるが、受託者へは電子メールで指示しており、仕様書において指示書の様式を設定していないため、次のとおり不適正な状況となっている。</p> <p>ア 履行期限に係る記録がないことから、履行確認及び支払手続において、指示された期限内の履行となっていないかどうかの確認ができない。</p> <p>イ どのランクの作業を指示したかの記録がないことから、契約で定めた予定数量の範囲の発注となっているか確認ができない。また、当該契約は単価契約であり、契約により定められた予定数量を上限として、その上限を超えないよう数量管理すべきものであるところ、その確認を行っていないため、一部のランク区分において、第3四半期末時点で予定数量超過となっている。</p> <p>ウ 指示に当たって、部と受託者はどのランクの作業に該当するかの調整をしていない。このため、エレベーター位置の修正やテキストの修正などの作業（ランク区分「やや複雑」又は「複雑」に分類）であるにもかかわらず、受託者の申告どおり、ランク区分「本格」（フロアの追加・改修）により支払を行っているが、受託者の申告が適正であることを確認できる記録がない。</p> <p>部は、都営地下鉄駅立体図の変更委託において指示の記録を作成するなど進行管理を適正に行われたい。</p>	<p>部は、履行期限、ランク区分及びランク区分別の発注数量の計欄を記載した指示書の様式を新たに定め、受託者と協議を取り交わし、関係職員に対して周知徹底した。この新しい様式の指示書を用いることで、進行管理を適正に行っている。【2-ウ】</p>				
					1		2	
					ア	イ	ウ	エ
						◎		

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要				
	措置区分							
96	交通局	車両検修場 施設保守管 理業務委託 における履 行確認を適 切に行うべ きもの	<p>木場車両検修場は、場における空調換気設備等の点検等を主な業務内容とする木場車両検修場施設保守管理業務委託契約により、作業日報及び作業完了報告書等の提出を受けており、契約を所管する車両電気部が、毎月、履行完了届を受領の上、支払手続を行っている。</p> <p>ところで、当該契約における、受託者による故障対応状況について確認したところ、次の不適切な取扱いが認められた。</p> <p>ア 仕様書において、機器に異常及び故障が発生した場合、受託者は直ちに応急処置を施すとともに、原因調査や有効な対応策を提示するとされている。しかし、原因調査及び対応策の提示の確認ができない。</p> <p>イ 仕様書において、修理等が必要な状況を受託者が発見したときは、遅滞なくその内容を庁舎管理者に報告し、指示を受けるとともに、その指示された作業内容をデジタルカメラ等に記録し、作業完了報告書に添付して庁舎管理者に提出することが定められている。しかし、当該報告及び作業内容記録の提出がない。</p> <p>ウ 仕様書において、作業当日又は翌日中に提出が定められている作業日報の様式には、連絡事項及び作業内容の記載欄があるが、不具合対応に係る作業内容などの記載がない。</p> <p>場は、施設保守管理業務委託における履行確認を適切に行われたい。</p> <p>部は、場の履行確認が適切に行われるよう指導されたい。</p>	<p>部は、平成30年5月10日の関係課長会において、各車両検修場長に対し、指摘内容を説明し、施設の管理・運営を適切に行うよう指示した。また、関係職員に対して平成30年5月16日に打合せを実施し、指摘内容の説明及び履行確認の徹底を周知した。【2-エ】</p> <p>場は、場内の関係職員に対して、平成30年5月15日に打合せを実施し、履行確認を適切に行うよう、周知徹底を図った。また、部は、再発防止のため、平成30年5月14日、16日及び21日に受託者に対して、不具合発生時に原因調査及び対応策の提示を不具合報告書をもって報告するとともに、必要な措置を取るよう指示した。さらに、作業日報の様式に異常の有無及び備考欄を追加し、不具合対応内容を必ず記載するよう指示した。【2-イ、2-エ】</p>				
					1		2	
					ア	イ	ウ	エ
					○		◎	

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要					
	措置区分								
97	水道局	債権管理に係る事務処理を適切に行うべきもの	<p>サービス推進部では、水道料金や配水管破損による弁償金等の債権管理を行うに当たり「営業事務取扱手続」（最終改正平成29年4月1日施行、以下「事務取扱」という。）を定め、各営業所はこれに基づき債権管理業務を行っている。事務取扱によれば、債権の管理状況は、未納カード情報に入力し、担当職員間の情報共有を行うこととしている。ところで、世田谷営業所及び渋谷営業所における水道料金等の不納欠損の状況を見たところ、実際の交渉記録がメモで保管してあったにもかかわらず、一定期間、その記録を未納カード情報に入力していない事例が認められた。未納カード情報は、債権管理状況を所内や部において把握し、適切な管理を行うためのものであることから、適切に入力する必要がある。部は、事務取扱を定め水道料金等徴収事務を指導する部所であることから、本事案についての指導が十分でなかったことは適切でない。所は、未納カード情報の入力及び債権管理を適切に行われたい。部は、債権管理が適切に行われるよう所を指導されたい。</p>	<p>サービス推進部は、平成30年2月23日に全ての課長代理（収納担当）に対し、適切な事務処理を行うようメールで周知（第一報）した。次に、平成30年4月に実施した実務研修において、転入者及び新規採用職員を対象に取扱いを説明した（同月12日及び19日）。さらに、平成30年4月12日の営業所長会で全営業所長に対し注意喚起を図るとともに、同年5月9日付事務連絡により周知した。また、平成30年5月18日の収納課長代理会で、課長代理（収納担当）に対して周知徹底を図った。なお、平成30年5月22日から同年7月25日までに実施した訪問指導において、本指摘の営業所（世田谷営業所及び渋谷営業所）を含め、全ての営業所で入力漏れがないことを確認した。【2-エ】</p>					
					1	2			
					ア	イ	ウ	エ	ア
98	水道局	履行確認及び契約変更の手続を適正に行うべきもの	<p>建設部は、トンネル内配管工事の修正設計を行う委託契約を行っている。ところで、この委託の成果物の納品状況を見たところ、成果物の一部について、納品期日が過ぎていたことが認められた。しかしながら、部は、履行期間を延長して完成品の納品後に完了検査を行う必要があったにもかかわらず、契約変更の手続を行わないまま完了検査済みとして支払を行っているのは適正でない。部は、委託業務に係る履行確認及び契約変更の手続を適正に行われたい。</p>	<p>建設部は、成果物の納品が当初の納品期日を過ぎることが見込まれる場合、履行期間を延長して成果物の納品後に完了検査を行うなど、履行確認及び契約変更等の手続を適正に行うことを徹底するよう、平成30年6月29日に開催した設計工務課長代理会で周知し、再発防止を図った。【2-エ】</p>					
					1	2			
					ア	イ	ウ	エ	ア
99	水道局	経済性に配慮した契約事務を行うべきもの	<p>建設部は、所管の東部建設事務所及び西部建設事務所の平成29年度家屋損害調査委託単価契約（その1～その4、以下「単価契約」という。）について、契約事務手続を行っている。ところで、この契約状況を見たところ、各建設事務所の単価契約について、各事務所の工事第一課と工事第二課の課ごとに分けて契約を行った結果、予定数量に大きな差があるため、契約単価に差が生じていることが認められた。部は、事務所ごとの予定数量の確認を行い、それぞれ契約を1本にまとめるなど、経済性に配慮した契約事務を行われたい。</p>	<p>建設部は、平成30年3月、平成30年度の契約について、予定数量の確認を行い、事務所ごとにまとめて契約を行った。【2-イ】また、平成30年4月、建設部工務課にて、今後の当該単価契約については、事務の効率化が図れるよう、まとめて契約を行うこととし、同年7月10日、家屋調査意見交換会において、各建設事務所へ周知した。【2-エ】</p>					
					1	2			
					ア	イ	ウ	エ	ア

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要					
	措置区分								
100	水道局	個人情報を含む帳票類の廃棄手続に係る契約仕様書等の見直しを行うべきもの	<p>多摩水道改革推進本部調整部は、多摩地区における水道料金等徴収事務を、株式会社PUCに委託している。帳票類の廃棄手続について見たところ、保存年限を過ぎて不要となった帳票類の廃棄については、おおむね廃棄一覧表による部への廃棄申請・承認の手続を経て、裁断・溶解処理がなされていることが確認できた。</p> <p>しかしながら、監査日（平成30年2月2日）現在、開栓作業日誌（保存年限1年）などの一部帳票類において、サーバステーションで保存年限を超えて帳票類を保有している場合があるにもかかわらず、契約仕様書等に管理台帳作成などの手続を定めていないことから、これら帳票類の保有・廃棄状況を確認することができない状況となっているのは適切でない。</p> <p>部は、個人情報を含む帳票類の廃棄手続に係る契約仕様書等の見直しを行われたい。</p>	<p>多摩水道改革推進本部は、平成30年3月15日、保有・廃棄状況を確認することができない状況となっていた帳票類の確認を行った。その後、平成30年3月28日、受託者からの報告を受け、廃棄すべき帳票類の廃棄処理が行われたことを確認した。【1-エ】</p> <p>また、本契約仕様書について見直しを行い、平成30年度契約から管理台帳の作成及び台帳活用による適切な帳票類の管理を受託者に義務付けた。また、帳票の廃棄及び例外的に保存年限を超えて帳票を保存する際は、当局の承認を受ける必要があることを仕様書に明記した。【2-イ】</p>					
					1	2			
					ア	イ	ウ	エ	ア
			○		◎				
101	下水道局 (東京都下水道サービス株式会社)	下水道施設の保全管理業務委託等に係る履行確認を適切に行うべきもの	<p>東部第一下水道事務所及び東部第二下水道事務所は、東京都下水道サービス株式会社と業務委託契約をそれぞれ締結している。この履行状況について見たところ、次のとおり適切でない事例が認められた。</p> <p>ア 東部第一下水道事務所ポンプ所保全管理業務委託について、機器故障等記録報告書記載要領では、機器故障等記録報告書は、故障発生から1か月以上経過する場合は現段階の状況を報告し、後日、続報を作成することとされているが、故障発見日から1か月以上経過後に報告されている事例や監査日（平成30年1月24日）現在、報告されていない事例が認められた。</p> <p>これらの事例について、機器故障統計報告書（上半期）には含まれていない。</p> <p>イ 葛西水再生センター汚泥処理管理業務委託について、業務月報には故障等の処置状況を記載することとなっているが、当月に発生した故障等の処置のみが記載されており、前月からの継続事案が記載されていない。</p> <p>また、異常機器一覧表は、機器の故障等の管理のために作成・報告されているが、直近の状況が報告されていないものがある。</p> <p>会社は、適時適切な報告を行われた。</p> <p>両所は、会社に速やかな改善を求めるとともに、履行状況の確認を適切に行われたい。</p>	<p>施設管理部は、平成30年4月に機器故障等記録報告書記載要領を改定し、機器故障等記録報告書により状況に応じて迅速に故障を報告するほか、業務月報による継続案件の報告を徹底し、故障機器一覧により進捗管理を行うこととした。【2-ア】</p> <p>部は、これについて平成30年4月13日及び同年5月28日に開催した担当者会において下水道事務所及び東京都下水道サービス株式会社に周知した。</p> <p>両所は、担当者会の内容を所内で共有し、再発防止を図った。</p> <p>会社は、平成30年4月20日に開催した事業所長会において、周知及び再発防止を図った。【2-エ】</p>					
					1	2			
					ア	イ	ウ	エ	ア
				◎					○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要				
	措置区分							
102	下水道局	成城排水調整所の運転操作に係る報告を適切に行わせるべきもの	<p>南部下水道事務所は、多摩地域の汚水を受けて、流量調整、量水及び沈砂等の除去を行う成城排水調整所の運転操作等を行うために委託契約を締結している。</p> <p>排水調整所には、汚水のごみを取り除く機能を持つ施設（沈砂池）のある通常使用の流路のほか、大雨が降った場合などの緊急時に使用するバイパス流路（ごみ除去機能なし）があり、運転操作は、バイパス用扉の開閉により行っている。</p> <p>バイパス流路の利用は、①大雨注意報が発生した場合、②豪雨等により調整池水位が上昇した場合、③その他緊急の場合に限られ、受託者が運転管理を行うこととされている。</p> <p>ところで、降雨の表示がないにもかかわらず、バイパス流路を使用した事例について、操作実績及び理由の書面による報告がされていないことが認められた。</p> <p>バイパス用扉の操作は本委託業務の主要なものであることから、操作実績及びその理由について書面により報告させる必要がある。</p> <p>所は、成城排水調整所の運転操作に係る報告を適切に行わせるよう改められたい。</p>	<p>所は、平成30年度成城排水調整所管理業務委託特記仕様書において、バイパス用扉の開閉操作について、操作実績及び理由を書面で報告させることとした。【2-イ】</p>				
					1		2	
					ア	イ	ウ	エ
					◎			
103	下水道局	水再生センター開口部覆蓋部分の通常点検において覆蓋開放の有無の記録及び報告を求めべきもの	<p>施設管理部及び流域下水道本部は、水再生センターにおける保全管理に当たって、機器搬出入などのために設けられている開口部を、墜落防止のために塞ぐ設備（以下「開口部覆蓋部分」という。）などの点検を適正に行うために、開口部覆蓋部分及び手すり等点検標準（以下「点検標準」という。）を定めている。</p> <p>点検標準において、「コンクリート製蓋」及び「鋼鉄蓋」（以下「覆蓋」という。）について、12か月の周期で開放点検、目視及び打診で可能な範囲の点検（以下「通常点検」という。）を行う一方で、容易に開放できないものは、別途、3年から5年周期の特別開放点検を行うこととしている。</p> <p>ところで、通常点検の状況について確認したところ、一部を除き、開放を行っていない覆蓋に目視及び打診で異常がない場合は、開放を行った結果異常ない場合と同様、D評価としているが、覆蓋開放の有無の記録がされていない。</p> <p>しかしながら、通常点検における開放点検の実施の有無は、特別開放点検の実施対象の選定の際の判断材料となることから、部及び本部は、通常点検の実施に当たり、点検業務の受託者に対して、覆蓋開放の有無の記録及び報告を求めなければならない。</p> <p>部及び本部は、水再生センター開口部覆蓋部分の通常点検において、覆蓋開放の有無の記録及び報告を求められたい。</p>	<p>部は、開放点検の有無の記録及びその報告を求めるため、点検報告書の記載方法及び記載例を新たに定めた。</p> <p>内容については、平成30年4月13日に開催した担当者会において、下水道事務所及び東京都下水道サービス株式会社へ周知した。</p> <p>本部においても同様の記載方法及び記載例により、記録及びその報告を求めることとした。【2-ウ、2-エ】</p>				
					1		2	
					ア	イ	ウ	エ
					◎		○	

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要				
	措置区分							
104	下水道局	保護具の管理を適正に行うべきもの	<p>流域下水道本部における保護具の管理状況について見たところ、次のとおり、適正でない事例が見受けられた。</p> <p>ア 製造年月日の不明 基準等において、保護具の標準使用期間が定められているところ、本部が措置する空気呼吸器の製造年月日が確認できないため、使用できない可能性がある保護具を措置していることとなり、適正でない。</p> <p>イ 基準と整合しない措置の実態 基準では、保護帽（ヘルメット）について、対象職員に専用で措置することとなっているが、本部は、専用で措置している170個のほかに、共用の保護帽を119個措置している。 共用の保護帽を措置するよう基準に定めていないことは適正でない。</p> <p>ウ 実態に合わない措置基準・台帳 基準において、本部で行うことのない作業について措置することとされている。 また、同作業に係る保護具（保護面、保護衣及び保護手袋）について、実際には措置していないにもかかわらず、それぞれ21個ずつ措置したとする、事業所総括安全衛生管理者（本部管理部長）の決裁を経た保護具台帳が備えられている。 これは、基準の定めのとおり、保護具を確認することなく保護具台帳を作成したことによるものである。 基準及び保護具台帳が実態に合っていないことは適正でない。 本部は、保護具の管理を適正に行われたい。</p>	<p>本部は、平成30年9月に新たに空気呼吸器を購入するとともに、保護具台帳に製造年月日を記すこととした。</p> <p>【1-イ】 共用の保護帽及び本部で行うことのない作業については、平成30年10月5日に措置基準の改正を行い、保護具台帳と作業実態との整合を図った。</p> <p>【2-ア】</p>				
					1		2	
					ア	イ	ウ	エ
	○			◎				

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要			
	措置区分						
105	下水道局 (東京都下水道サービス株式会社)	緊急通報連絡表の作成を適切に行うべきもの	<p>緊急通報連絡表は、出張所業務の受託者である東京都下水道サービス株式会社で作成（補償交渉に関する部分は下水道事務所が作成）し、各下水道事務所が確認を行った上で、施設管理部に提出している。</p> <p>被害者への補償が生じる可能性がある場合、事故対応の所管課（お客様サービス課）が、被害の状況や、局の過失の程度、被害者の補償請求の意向などを把握し、補償が発生する場合は、補償事務の所管課（庶務課）に事務を引き継ぐこととなっており、その進行管理において緊急通報連絡表が活用される実態となっている。</p> <p>ところで、西部第一下水道事務所及び南部下水道事務所が平成29年4月から同年11月までに作成した緊急通報連絡表（最終報告又は最新報告）30件について見たところ、①補償の請求の有無や交渉等の最新の状況の記載がないもの、②事故原因等が正確に記載されていないものが10件認められた。</p> <p>緊急通報連絡表は、事故について、所管と部などが情報共有を行うことにより、事故の速やかな解決や、補償案件の着実な進行管理に資するものであるとしていることから、所及び会社は、これを正確に作成する必要がある。</p> <p>両所及び会社は、緊急通報連絡表の作成を適切に行われたい。</p> <p>部は、適切な報告となるよう所を指導されたい。</p>	<p>部は、緊急通報連絡表を正確に作成するため、様式を修正するとともに、留意点を表記した記載例を新たに作成した。</p> <p>【2-イ】</p> <p>内容については、平成30年7月19日付事務連絡により、下水道事務所及び東京都下水道サービス株式会社に周知した。</p> <p>両所は、事務連絡の内容を所内で共有し、再発防止を図った。</p> <p>会社は、事務連絡を受け、各事業所の担当者に周知するとともに、平成30年7月30日の事業所長会において再度周知し、再発防止を図った。【2-エ】</p>			
					1	2	
					ア	イ	ウ
					◎		○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
106	下水道局	管きよ改良 工事契約の 変更手続を 適正に行う べきもの	<p>中部下水道事務所は、「補助第11号線道路整備事業に伴う渋谷区恵比寿一、四丁目付近管渠改良工事」を実施している。</p> <p>当該工事の工事変更に係る事務処理について見たところ、次のとおり、適正でない事例が見受けられた。</p> <p>ア 工事変更手続 本件工事は、契約金額3,888万円のところ、平成29年11月2日に1,637万6,040円（契約金額の42.1%）の増額を伴う工事変更の手続を一括して行っている。</p> <p>イ 運搬費及び受入費の過大支出 上記工事変更の内容について、運搬費及び受入費における単価の算定に誤りがあったため、32万6,160円過大な支出となっている。</p> <p>ウ 工事の一時中止に伴う増加費用の積算 本件工事は、平成29年4月11日から同年10月20日まで、工事一時中止を行っている。</p> <p>しかしながら、所は、本件工事の中止期間が3か月を超えているにもかかわらず、中止期間中の現場維持等に要する費用を簡便法で積算している。</p> <p>所は、管きよ改良工事契約の変更手続を適正に行われたい。</p>	<p>工事一時中止及び一括変更に係る規定の遵守の徹底並びに工事変更業務における算定誤りの再発防止について、建設部は、平成30年3月1日及び同年4月17日に工事所管部所宛てに通知するとともに、建設部門課長会（同年5月25日）、実務担当者との連絡調整会議（同年7月31日）により、関連職員への周知徹底を図った。</p> <p>また、中部下水道事務所は、平成30年2月5日に所内に通知するとともに、同年3月22日及び同年7月26日に職場研修を行い、再発防止の徹底を図った。 【2-エ】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
												◎
107	下水道局	企画コンペ ティションの 実施に当 たって重 要な条件 を明示 すべき もの	<p>下水道局ICT研修実施委託は、様々な内容・レベルの研修を実施するため、企画コンペティション（以下「コンペ」という。）を行うものであるが、研修業務の連続性の観点から、履行状況が良好である等の条件を満たした場合に、審査結果は3年間有効であるとしている。</p> <p>局は、平成27年度に実施されたコンペで1位となった業者（本契約の受託者）と平成28年度において随意契約を行い、履行状況が良好であったとして、平成29年度においても、同一業者と随意契約により契約を行っている。</p> <p>ところで、総務部が行った当該コンペの実施手続について見たところ、部は、平成27年11月20日に、業者の募集に当たってホームページ上に掲示した「下水道局ICT研修実施委託仕様書（案）」及び「下水道局ICT研修実施委託」企画コンペティション実施要領」において、委託契約の重要な情報である審査結果の有効期間を明示しなかったことは適切でない。</p> <p>部は、コンペの実施に当たって重要な条件を明示されたい。</p>	<p>局は、平成30年4月27日の各部庶務主管課長会において、再発防止を図るため、指摘内容を周知した。</p> <p>総務部は、平成30年5月8日の部内課長会において、庶務主管課長会の内容を周知するとともに、審査結果の有効期間を含む重要条件を実施要領等に記載するよう改めて周知した。 【2-エ】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
												◎

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要			
	措置区分						
108	教育庁	設備点検結果の速やかな対応に向けた支援を適切に行うべきもの	<p>西部学校経営支援センターは、所管する各学校の各種設備に係る点検業務について、契約を締結している。各学校では、点検結果を受けて必要な対応を行っているが、点検結果及び対応状況について見たところ、次のとおり、適切でない事例が認められた。</p> <p>ア あきる野学園では、平成28年度後期（平成29年2月）の消防設備保守点検の指摘事項（煙感知器不良等）について、平成29年6月20日に、委託により修繕を実施したものの、図面による指示・確認、現場確認を行わなかったことから、煙感知器1基について、誤った箇所を修繕している。その結果、誤った箇所の修繕費用1万6,600円（直接工事費）が不経済支出となっている。このため、指摘された箇所については、修繕が行われていないことから、平成29年度前期（平成29年7月）にも、指摘を受けている。</p> <p>イ 前記アのほか、田無特別支援学校では、前期で受けた指摘を改善しないまま、後期にも指摘を受けているなど、点検結果の対応を速やかに行っていない事例が見受けられた。センターは、総合点検結果の対応を迅速化し、消防署に対し年度内に改善報告が完結することを目的として、平成29年度契約から、総合点検を後期から前期に変更しているにもかかわらず、点検結果の対応が速やかに行われず、改善報告が翌年度になっているなど、総合点検時期を変更した目的が達成されていない状況となっている。</p> <p>また、センターは、各学校の点検結果の情報を把握していることから、各学校の対応状況について進捗状況を確認し、各学校に対して、速やかな対応に向けた支援をすべきところ、これが十分に行われていない。</p> <p>あきる野学園及び田無特別支援学校は、消防設備等の点検結果の対応を適切かつ速やかに行われたい。</p> <p>センターは、設備点検結果の速やかな対応に向けた支援を適切に行われたい。</p>	<p>あきる野学園及び田無特別支援学校は、消防設備保守点検及び建築設備点検等により指摘があった箇所について修繕依頼を行い、業者に修繕箇所を適切に指示した上で、修繕が完了した。</p> <p>点検結果の対応を速やかに行っていない事例にあげられた学校に対して、西部学校経営支援センターから学校に対応を促し全ての修繕等が完了した。</p> <p>【1-イ】</p> <p>消防設備点検等における指摘事項への対応については、平成30年10月4日に行われた経営企画課（室）長連絡会において、注意喚起等を促した。</p> <p>西部学校経営支援センターにおいては、消防設備点検保守委託等の指摘事項について、修繕状況管理一覧表等を作成し、修繕状況の確認のための情報共有を行うとともに、学校が修繕をする場合は支援を行うなど進行管理を行うこととした。</p> <p>学校においては、消防設備保守点検等の指摘があった箇所に係る修繕の発注内容について、西部学校経営支援センターと連携するとともに、校内においても複数チェックを行うこととした。</p> <p>【2-エ】</p>			
					1	2	
					ア	イ	ウ
	◎						○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
109	教育庁	調定を適切に行うべきもの	<p>地域教育支援部は、旧前田侯爵邸の管理を行っており、平成28年度から老朽化に伴う改修工事を実施している。当該工事における受託者と締結した協定により、工事に使用する水道料金は受託者が全額負担することとし、部は、水道料金の請求に基づいて料金を支払った後、同額を調定して、納入通知書を発行し、受託者は納入することとしている。</p> <p>ところで、平成29年度における水道料金を見たところ、34万7,540円の水道料金が確定しているにもかかわらず、部は、調定を行っておらず、このため、監査日（平成30年7月31日）現在、徴収をしていないことが認められた。</p> <p>部は、水道料金の調定を適切に行われたい。</p>	<p>未調定であった水道料金（34万7,540円）については、平成30年8月3日に歳入調定を行い、同月6日に工事業者へ納入通知書（同月31日納付期限）を送付し、同月27日に納入されたことを確認した。</p> <p>なお、平成30年度分（6月分まで）についても、確定後直ちに納入されたことを確認した。【1-ア】</p> <p>部内で進捗状況の把握に努めるため、納入額が確定次第、速やかに調定を行うことを平成30年9月11日付事務連絡にて周知し、注意喚起を行った。【2-エ】</p>								
					1		2					
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
					◎							○
110	教育庁	契約の事務手続を適切に行うべきもの	<p>人事部では、教育庁教職員人事給与システムの入力を委託している（単価契約）。</p> <p>部は、学校等から送付される基本報告書等の入力情報について、報告書の控え及び指示書を受託者へ引き渡して処理を依頼している。受託者は、毎月の入力実績を報告している。</p> <p>単価契約は、総価契約と違い支払金額が確定していないことから、発注の都度、指示書の決裁が必要である。また、指示内容確認のため控えを残す必要がある。</p> <p>ところで、事務手続について見たところ、決裁を受けずに指示書を受託者へ引き渡しており、また、指示書の控えを残していないことから指示内容の確認ができない状況となっていることが認められた。</p> <p>部は、契約の事務手続を適切に行われたい。</p>	<p>平成30年7月分から、指示書に決裁欄を設け、決裁を受けた上で受託者へ引き渡している。また、決裁後の指示書の控えを残すことにより、指示内容の確認ができる状況としている。【1-エ】</p> <p>単価契約において発注書又は指示書を委託業者に引き渡す場合、課長決裁を受ける必要があること、決裁後の控えを残す必要があることについて、平成30年6月20日に開催した課長代理会において課内に周知徹底した。【2-エ】</p>								
					1		2					
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
								◎				○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要					
	措置区分								
111	教育庁	シンポジウム運営委託における個人情報保護の取扱いを適切に行うべきもの	<p>都立学校教育部は、発達障害の児童・生徒やその保護者をはじめ広く都民の方に対し、発達障害教育に係る理解促進を図ること等を目的に発達障害シンポジウム運営委託契約を締結し、シンポジウムを開催している。契約内容は、参加希望者から申込みを受領し、当日の参加者確認等を含むシンポジウムの運営を行うことである。</p> <p>東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）では、個人情報を取り扱う事務を委託しようとするときには、個人情報の保護に関し必要な措置を講じ、受託者に対する十分かつ適切な監督を行わなければならないとしている。</p> <p>また、東京都個人情報の保護に関する条例の施行について（平成3年2情都個第26号）では、個人情報を取り扱う事務を委託するときには、契約書等（必要に応じて仕様書を含む。）に提供資料の返還義務等について定めるものとし、委託業務完了後は個人情報を受託者に保有させないこと等を求めている。</p> <p>ところで、運営の内容を見たところ、契約内容には、シンポジウム参加者の氏名や住所等の個人情報の管理が含まれているにもかかわらず、仕様書等に個人情報保護の提供資料の返還義務等について定めがなく、住所や参加者名等の情報を契約完了時に消去したことを書面にて確認していないことが認められた。</p> <p>部は、シンポジウム運営委託における個人情報保護の取扱いを適切に行われたい。</p>	<p>平成29年度発達障害教育シンポジウム運営委託に係る個人情報の管理については、受託者が取り扱った個人情報について消去がなされている旨の報告書を文書で受領した。【1-エ】</p> <p>平成30年度の当該契約に係る受託者による個人情報の管理並びに資料等の返還及び消去に係る文書での報告について、仕様書に「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守させる旨を追記した。【2-イ】</p>					
					1	2			
					ア	イ	ウ	エ	ア
			◎				○		
112	教育庁	給食調理業務委託契約の履行確認を適切に行うべきもの	<p>羽村特別支援学校は、給食調理業務について委託契約を締結しており、仕様書において、発注方法が定められている。また、調理業務完了確認簿により、調理業務の実施日数と発注内容と調理実績を確認し、契約単価に実施日数を乗じて算出した額を支払うものとしている。</p> <p>そこで、調理業務の履行確認について見たところ、学校は、調理業務手配書により手配した後に、食数の変更も含めた最終手配を、配食数表（調理業務変更手配書）により発注しているが、配食数表と、調理業務完了確認簿の調理食数とに相違がある事例が認められた。</p> <p>これは、本契約が1日当たりの単価契約であることから、日々の発注内容を満たしているかを配食数表と調理業務完了確認簿との突合により確認すべきところ、これを行っていなかったことによるものであり、適切でない。</p> <p>学校は、給食調理業務委託契約の履行確認を適切に行われたい。</p>	<p>学校は、平成30年6月1日以降の給食調理について、学校保管の配食数表の控え及び受託者に提出済の配食数表について、変更がある場合は、調理員に口頭で伝えた後、配食数表を手書きにて修正（訂正印を押印）する仕組みに変更し、配食数表と調理業務完了簿とを突合した。【1-エ】</p> <p>平成30年5月30日開催の打合せにて、履行の確認方法について、担当者、経営企画室長及び学校長で協議し、配食数表と調理業務完了簿との突合を徹底することとした。【2-ウ】</p>					
					1	2			
					ア	イ	ウ	エ	ア
			◎				○		

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要				
	措置区分							
113	教育庁	親子情報モラル業務委託契約の履行確認及び検査を適切に行うべきもの	<p>指導部は、区市町村立小学校の希望校を対象に児童及び保護者を対象とした情報教育の専門家による訪問講座の実施について、契約を締結している。</p> <p>当該契約の履行状況等について確認したところ、</p> <p>① 文書及びデータにより報告するものの一部について、文書の提出がない</p> <p>② 実施報告書の日付が契約期間及び検査終了後となっている</p> <p>③ 議事録の日付が契約期間及び検査終了後となっている</p> <p>④ 契約期間及び検査終了後に、報告書の訂正、差し替え、再提出が行われている</p> <p>⑤ 貸与情報及び本委託遂行上保有した各種情報の消去報告後に、部と受託者間で、情報（データ）の授受を行っているなどの状況が見受けられた。</p> <p>これらは、履行確認及び検査が適切に行われたとはいえない状況である。</p> <p>部は、親子情報モラル業務委託契約の履行確認及び検査を適切に行われたい。</p>	<p>文書の提出がなかったものについては、受託者から受領した。【1-エ】</p> <p>軽微な資料修正も含めて、履行期限内での報告書等の提出及び確認を完了させ、確実に履行確認及び検査を行うこと、また、履行確認及び検査終了後は、いかなる情報であっても、業者とのデータ等の授受を行わないことを、平成30年8月24日付事務連絡にて部内に周知した。</p> <p>また、毎年度当初に実施している部内向けの経理事務説明会において、本件について周知し、確実に引き継いでいくことで、再発防止に努める。【2-エ】</p>				
					1		2	
					ア	イ	ウ	エ
			◎				○	
114	警視庁	個人情報を取り扱う事務委託に関する事務処理を適正に行うべきもの	<p>東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）では、個人情報を取り扱う事務を委託しようとするときには、個人情報の保護に関し必要な措置を講じ、受託者に対する十分かつ適切な監督を行わなければならないとしている。</p> <p>また、東京都個人情報の保護に関する条例の施行について（平成3年2情都個第26号）では、個人情報を取り扱う事務を委託するときには、契約書等（必要に応じて仕様書を含む。）に提供資料の返還義務等について定めるものとし、委託業務完了後は個人情報を受託者に保有させないこと等を求めている。</p> <p>ところで、生活安全部は、「行事運営の委託」契約を締結しているものの、その仕様書は、委託業務完了の際に個人情報の消去が確認できる文書の提出等について定めていないため、受託者が行事参加者募集に当たり収集して作成した個人情報を消去したことについて、部は委託業務完了の際に文書で確認していない状況が判明した。</p> <p>部は、個人情報を取り扱う事務委託に関する事務処理を適正に行われたい。</p>	<p>生活安全部は、個人情報を取り扱う委託契約における仕様書を見直し、個人情報の削除時期、削除方法、削除の確認方法等を明示した。【2-イ】</p> <p>平成30年4月27日に、本部所属を対象に実施した契約事務担当者会議において、監査内容を踏まえ委託契約等に係る個人情報保護に関する留意事項等を説明し、事務を適正に行うよう周知徹底を図った。【2-エ】</p> <p>なお、平成30年度の同種委託契約において、取り扱った個人情報が指示書に基づき、指定の削除方法で契約期間内に削除されたことを文書の提出により確認した。</p>				
					1		2	
					ア	イ	ウ	エ
					◎		○	

【意見・要望事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要															
	措置区分																		
115	福祉保健局	防災訓練の事後検証について	<p>北療育医療センターで実施する総合防災訓練の事後検証状況を見たところ、次の状況が認められた。</p> <p>① いずれの訓練も、1名又は2名の観察記録者を置いているものの、その他の数十名の参加職員等は参加記録等を作成していない。</p> <p>② 平成28年度第2回総合防災訓練及び平成29年度第2回総合防災訓練については、訓練終了後から事後検証の会議の実施まで、3か月以上、かつ、年度末を経過している。</p> <p>センターは、肢体不自由児や重症心身障害児・者が利用する施設であり、災害時等の避難の際は、車いす等の使用など障害の程度等に応じ様々な配慮が必要となる。そのため、訓練の効果を最大限発揮するためには、訓練の過程で個々の参加者が実際に体感し気付いた点を可能な限り広く集め、次回の訓練に向けた提案・改善要望等として活用していくことが有効である。</p> <p>また、平成29年度三者合同防災訓練の実際の訓練参加者からも、「各職員が適切に対応できたかのチェックリストを作り、終了後に提出してもらうなどにより、全員参加型訓練になるのではないか。」との意見も挙げられている。</p> <p>センターは、防災訓練の効果を最大限発揮するため、訓練の事後検証の方法について検討することが望まれる。</p>	<p>平成30年9月3日に実施したセンターの防災対策委員会において、総合防災訓練の実施直後、できるだけ幅広い参加者から意見を聴取した上で、後日に事後検証会を開催することとした。</p> <p>あわせて、平成30年10月30日に実施する平成30年度三者合同防災訓練の事後検証会は同年12月に、平成31年2月に実施する平成30年度第2回総合防災訓練の事後検証会は同年3月に、それぞれ行う予定とした。【2-E】</p>															
					1	2													
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ							
																			◎
116	交通局	お忘れものセンター運営業務の電話対応に対するサービスレベルの設定について	<p>総務部は、都営交通の利用者が都営交通に関する問合せや意見・要望、遺失物の確認をする場合の電話連絡先として、都営交通お客様センターを運営している。また、電話対応業務等について、コールセンター運営業務とお忘れものセンター運営業務を、それぞれ別々の受託者が実施している。</p> <p>ところで、二つの契約の電話対応の仕様について確認したところ、サービスレベルの報告をコールセンター運営業務委託契約についてのみ求めているため、都営交通の利用者からの問合せ対応が均一に行われない可能性があり、利用者サービスの観点から望ましくない。</p> <p>部は、お忘れものセンターにおける電話対応業務に対するサービスレベルについても、コールセンターと同様に報告させることが望まれる。</p>	<p>部は、お忘れものセンターの受託者に対し「電話対応業務」について、平均応答速度などのコールセンターと同じ項目の数値を平成30年4月の定例報告会から毎月報告させることに改め、当該業務のサービスレベルの維持向上を図ることとした。【2-U】</p>															
					1	2													
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ							
																			◎

平成30年度
登録第7号

平成30年 監査結果に基づき知事等が講じた措置（第2回）

平成30年12月発行

編集・発行 東京都監査事務局総務課
新宿区西新宿二丁目8番1号
電 話 03（5321）1111（代表）
都庁内線 55-531
03（5320）7017（直通）
URL <http://www.kansa.metro.tokyo.jp/>
印 刷 株式会社 三州社
電 話 03（3433）1481

この冊子は石油系溶剤を含まないインクを使用しています。